昭和二十一年五月二十二日

厚生大臣事務引継事項

芦田均

河合良成

663

目次

一、大臣官房所管事項
二、衛生局所管事項
三、社會局所管事項
四、勞政局所管事項
五、勤勞局所管事項
六、保護局所管事項
七、醫療局所管事項
八、引揚援護院所管事項

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

大臣官房所管事項

一、人事ノ運用ニ關スル件
一、厚生省職員數
一、勞働省設置ニ關スル件
一、豫算ニ關スル件

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

一、人事ノ運用ニ關スル件

厚生省ニ於ケル有資格者ノ人事ニ關シテハ厚生、內務兩省間ノ協定ニ依リ交流ノ建前ヲ採リツツアリ

一、當省所管職員總數概ネ左ノ如シ

一級官	四六人
二級官	一、八八六
二級官待遇	一二一
三級官	一、九三〇
三級官待遇	八六一
其ノ他	二二、六二七
計	二七、四七一

內譯

(一)厚生本省	
一級官	六人
二級官	一二四
三級官	二四〇
其ノ他	六〇二
計	九七二
(二)醫療局	

厚生省

一級官	二八人
二級官	一、一六二
三級官	六四四
其ノ他	一二、四九〇
計	一四、三二四
(三)引揚援護院	
一級官	七人
二級官	四一〇
三級官	七五六
其ノ他	五、二〇〇
計	六、三七三
(四)關係官衙	
一級官	五人
二級官	一九〇
三級官	二九〇
其ノ他	四、三三五
計	四、八二〇
(五)地方廳	
二級官待遇	一二一人
三級官待遇	八六一

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

計

九八二

厚生省

670

国立公文書館
National Archives of Japan

一　勞働省設置ニ關スル件

三月上旬、マックアーサー司令部公衆衛生福祉部サムス大佐及經濟科學部勞働科コーン式ヨリ、非公式ニ、勞働省を設置シテハ如何。トノ意見アリ、コレト併行シテ、別ニサムス大佐ヨリ非公式ニ、公衆衛生部門ヲ強化シテハ如何。トノ示唆アリ依テ厚生省ニ於テハ、非公式ノ事務當局附元案トシテ、勞政、勞働、保險ヲ中核トスル勞働省設置案及衛生、社會ヲ中心トスル厚生省保險省設置案亞ニ、勞政、勞働ヲ中核トスル勞働省設置案及衛生、社會、保險ヲ中心トスル社會保險省設置案ノ二案提出セリ。但シ、本案ニ付テハ、尚併先ノ途地他分ニアリ、且ツ本部ハ内閣全體トシテ併発スヘキ問題ナルコトニ付テハ先方モ了解シアリ。

厚生省

豫算ニ關スル事項

（昭和二十一年度豫算（閣議決定ヲ經次ノ議會ニ提出スベキモノ）

(一)一般會計歳出豫算	
經常部	三五五、八六二、四八四円
臨時部	一、七四〇、八六一、三六一
計	二、〇九六、七二三、八四五
(二)特別會計歳入歳出豫定額	
(イ)厚生保險特別會計	
健康勘定	**保險院**
歳入歳出共	三四五、八六六、四七八円
年金勘定	
歳入	一、七四二、〇九九、三四〇円
歳出	一五〇、一七六、九五六
差引歳入超過	一、五九一、九二二、三八四
船員勘定	
歳入	八一、二一八、五九二円
歳出	三二、一五五、八五三
差引歳入超過	四九、〇六二、七三九
業務勘定	

歳入歳出共　四二、二四八、三二三円

(ロ)労働者災害扶助責任保険特別會計

歳入歳出共　三五、三八九、九四五円

三、昭和二十一年度予算内訳行予算額（四、五、六月分）

(一)一般會計歳出予算

経常部　三五、五四六、五四五円

臨時部　四八五、五〇六、六一九

計　五二一、〇五三、一六四

(二)特別會計歳出

保険院

(イ)厚生保険特別會計

健康勘定　三〇、四二一、六七五円

年金勘定　二五、七六九、二四五

船員勘定　四、六〇四、八六三

業務勘定　八、五五八、二六五

(ロ)労働者災害扶助責任保険特別會計

六、九〇二、二四五円

三、其ノ他　縣案件項ナシ

衛生局所管事項

一 國民體力法ノ改正ニ関スル件
一 醫療関係者ノ資質向上ニ関スル件
一 衛生試驗所整備擴充ニ関スル件
一 麻薬取締監督強化ニ関スル件
一 特殊衛生用物資ノ處理ニ関スル件
一 醫薬品生産增强ニ関スル件
一 結核豫防ニ関スル件
一 國民優生法ニ関スル件
一 保健所ニ関スル件

保險院

一 保健婦ニ関スル件
一 國民榮養調査ニ関スル件
一 榮養改善事業ニ関スル件
一 母子保健ニ関スル件
一 恩賜財團母子愛育會ニ関スル件
一 飲食物衛生ニ関スル件
一 清掃衛生及多衆集合スル場所ノ衛生ニ関スル件
一 水道及下水道ニ関スル件
一 屠場及屠畜ニ関スル件
一 國立公園ニ関スル件

一 傳染病豫防對策ニ関スル件

一 化膿病豫防法ノ改正ニ関スル件

保險院

国立公文書館
National Archives of Japan

「國民醫療法ノ改正ニ関スル件

國民醫療法ニ付テハ現下ノ情勢ニ應ジ各方面ヨリ之ガ改正ヲ必要トスル意見アルヲ以テ醫療制度協議會ヲ設置シ目下之ガ改正ノ要否其ノ他醫療制度ニ関スル各般ノ問題ニ付審議中ナリ。

保險院

一、醫療関係者ノ資質向上ニ関スル件

醫療関係者即チ醫師、歯科醫師、産婆、保健婦、看護婦ノ資質向上ニ関シ厚生大臣ノ下ニ夫々資質向上ニ関スル委員會ガ設置セラレ厚生省、文部省及教育機関ノ代表者ガ委員トシテ参畫シ目下夫々教育制度及免許制度ニ付研究ヲ進メツツアリ、右ノ中醫師ニ関シテハ既ニ醫育機関ノ大學昇格、教育内容ノ刷新、醫育機関卒業後一年間ノ實地修練ノ實施並ニ醫師國家試驗ノ實施等ガ決定セラレタリ。

保険院

一、衛生試驗所整備擴充ニ關スル件

衛生試驗所ハ昭和二十年三月戰災ニ依リ神田區和泉町所在廳舍並ニ機械器具等諸施設燒失ノ爲事業復興遂行ノ必要上舊陸軍衛生材料本廠廳舍並ニ施設一時使用方ヲ大藏省國有財産部ノ許可ヲ得執務中ナルモ右廠ハ終戰後荒廢甚シク之ガ急速ナル整備ニ付テハ相當ノ費用ト努力ヲ要スルモノアリ。

聯合國最高司令部ノ意向トシテモ亦試驗所機構ヲ擴充シ公衆衛生ノ確保ヲ期シ所趣ニ付此際別途豫算ヲ要求スルト共ニ機構ノ整備充足ヲ計ルノ要アリ。

保險院

一 麻薬取締監督強化ニ關スル件

昨年十月以降聯合國最高司令部ヨリ麻薬禁止令塩酸ヘロイン使用禁止令ガ相次イデ發セラレ之ニ即應シボツダム宣言ニ基ク勅令ニ依リ省令ノ公布及諸通牒ヲ以テ屢次之ガ取締ノ強化ヲ期シツツアリシガ更ニ麻薬ノ取扱ニ關シ新ニ強硬ナル統制及取締ノ實施方ノ指令ヲ接受シタルヲ以テ之ガ強化ヲ期スル爲ニ本年三月第二豫備金ヲ以テ之ガ取締監督ニ要スル經費ノ支出ヲ仰ギ本省ニ於テ事務官一人技師五人屬二人技手五人、地方廳配屬分トシテ技師六人技手一五六人ノ配置ヲ受ケルト共ニ近ク勅令ヲ以テ麻薬取締令（假稱、立案中）及省令ヲ以テ麻薬取締規則（假稱、立案中）ヲ公布シ之ガ全面的具体的取締ノ方策ヲ樹立セントシツツアリ。

保險院

一、特殊衛生用物資ノ處理ニ關スル件

聯合軍ヨリ返還ヲ受クベキ本物件ハ内務省ニ於テ受領保管ノ上醫療品統制株式會社ニ引渡シ全社ハ之ヲ現行ノ下部配給機構ヲ通ジテ配給スルコトトシ着々之ガ急速ナル措置ヲ進メツツアリ

本物件ノ聯合軍ヨリノ引渡シハ昨年末ヲ以テ大部分ヲ終了シ之ガ配給ニ付テハ不取敢二月末ヲ以テ二割程度ヲ全國的ニ戰災者及引揚者救護用ニ優先配給セリ

又特ニ必要ナル重要醫藥品、衛生材料ノ特定量ニ付テハ越冬對策其ノ他緊急需要ノ發生ニ備ヘ備蓄スルコトトシ其ノ他ノ

保險院

全量ニ付テハ三月中旬全國ブロック會議ヲ全國七ケ所ニ於テ開催各都道府縣割當ヲ爲シ目下着々之ガ配給ヲ爲シツツアリ

一、[illegible]品生産增殖ニ關スル件

[illegible]品原料[illegible]入社[illegible]ニ伴ヒ國内未利用資源ヲ開發シ極度工場ノ復舊ヲ圖ラシメ戰災、引揚者ノ[illegible]療並見返物資トシテ輸入品ノ生産增殖ニ努メ國民保健ノ維持增進ヲ期センガ爲[illegible]係方面ト連絡之ガ促進ニ努メツツアリ。

保險院

一、結核豫防ニ關スル件

(一)復員者結核對策

復員者、引揚者等ニ對シ結核ニ關スル健康診斷ヲ行ヒ發見サレタル患者及ソノ家族等ニ對シ療養並ニ豫防ニ關スル指導ヲナス

(二)結核豫防接種

結核ノ發病ヲ防止スル爲未感染者特ニ青少年ニ對シ結核菌防ワクチンB・C・Gノ接種ヲ行フ

保險院

国立公文書館
National Archives of Japan

一、國民優生法ニ關スル件

國民優生法ニ依ル優生手術ノ實施ハ戰時中停止中ナリシモ終戰ト共ニ再發足ヲナシ以テ國家社會ノ負擔トナル惡質遺傳病者ノ減少ヲ圖ラントス

保險院

「保健所ニ関スル件

保健所ハ昭和十二年四月公布セラレタル保健所法ニ基キ國民ノ體位向上セシムル爲地方ニ於テ保健上必要ナル指導ヲ爲ス所トシテ都道府縣及五大都市ニ依リ設置經營セラルルモノナル所昭和十九年ニ至リ各縣官公營保健指導施設ヲ統合シ保健所網ノ整備擴充ヲ圖ルト共ニ其ノ運營強化ノ基準トシテ保健所運營綱新要綱ヲ制定シ以テ其ノ機能ノ十全ナル發揮ヲ圖リツツ今日ニ及ビタリ

保險院

「保傳婦ニ関スル件

保傳婦ハ保健婦規則（昭和二十年五月三十一日制定）ニ基キ保傳指導及療養補導ニ従事シ以テ國民體力ノ向上ニ寄與スベキ責務アルモノトス

昭和二十一年二月戦後ノ事態ニ対處スル為保傳婦養成所指定規程ヲ改正シ修業年限ノ延長及内容ノ充實ヲ図リ以テ保傳婦ノ資質向上ヲ期シツツアリ

保險院

一、國民榮養調査ニ關スル件

昭和二十年十二月十一日付聯合國最高司令部發日本帝國政府ニ對スル覺書ニヨル年四回ニ亘ル國民榮養調査ニ關シテハ昭和二十一年十二月中ニ東京都ヲ、昭和二十一年二月中ニ東京都外十八府縣ヲ調査完了シ目下統計報告取纏中ナル所更ニ來ル五月中ニ於テ東京都外二十八道府縣ヲ實施セントシ目下準備中ナリ

保險院

国立公文書館
National Archives of Japan

一、榮養改善事業ニ関スル件

國民榮養ノ改善ハ刻下最モ重要事ナルヲ以テ前年度ニ引續キ昭和二十一年度ニ於テモ豫算一〇四、〇〇〇圓ヲ以テ左ノ如キ事業ヲ行ハントス

イ 市町村榮養指導員ノ養成

ロ 榮養效率增進指導

ハ 未耕地、休閑地ノ徹底利用

ニ 山野草未利用資源ノ活用方法ノ普及

ホ 妊産婦及學童ノ榮養指導

ヘ 榮養食、協同炊事ノ普及奬勵

ト 農村自給生活確立指導

保險院

一、母子保健ニ関スル件

今次戦争ノ影響ハ抵抗力極メテ弱キ妊産婦乳幼児ニ特ニ甚シク之ガ状況ハ栄養不足ニ依リ妊産婦ニ於テハ體重ノ低下、母乳分泌不良ノ増加等ニ現ハレ乳幼児ニ於テハ體重ノ低下、栄養要注意者ノ増加等ノ結果トナリ其ノ及ブ所甚ダ憂慮スベキ状況ニアリ。而ルニ必需栄養品特ニ牛乳乳製品今後ノ見透ハ容易ナラヌ趨勢ニ在ルヲ以テ之ガ確保ニ関シ関係機関ト連絡ヲ密ニシ之ガ確保ニ付具體策目下考究中ナリ

保険院

一、恩賜財團母子愛育會ニ関スル件

恩賜財團母子愛育會ハ昭和十八年十二月二十三日　皇太子殿下御誕辰ノ佳節ヲトシ三者（恩賜財團愛育會、日本小兒保健報國會、日本母性保護會）合同ニ依リ新發足ヲ見タル我國民間ニ於ケル母子保健保護事業推進ノ中樞團體ナリ

畏クモ　天皇陛下ニ於カセラレテハ母子ノ教化並ニ養護ニ力ヲ致シ以テ人口增强ニ寄與セントスル趣被聞食　恩召ヲ以テ同會ニ對シ多額ノ御内帑金ヲ下賜アラセラレタリ

爾來同會ハ厚生、文部兩省ノ外廓團體トシテ母子ノ保健保護ニ関スル凡ユル事業ニ亘リ活潑ナル活動ヲナシツツアルモ特ニ現下ノ情勢ニ鑑ミ之ガ事業ハ一層是ヲ推進セシムル必要アルヲ以テ政府ハ特ニ百萬圓（昭和二十一年度）ヲ補助シ之ガ活動ヲ助成セントス

保險院

一 飲食物衛生ニ関スル件

飲食物衛生取締ハ明治三十三年法律第十五號「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」ヲ根基トシ之ニ基ク省令、地方廳令等ニ依リ各地方長官ニ於テ其ノ取締ニ遺憾ナキヲ期シツツアリシモ近時諸物資特ニ食糧品ノ缺乏ニ伴ヒ衛生上有害或ハ不適當ナル物品ヲ販賣スルモノ増加シ特ニ「メタノール」「バラニトロオルトトルイヂン」等ニ因ル中毒事件多數發生セルヲ以テ昨年十月各地方長官ニ對シ取締ノ強化ニ関シ指示シタリ然ル處昨年十二月聯合軍最高司令官ヨリ「有毒飲食物取締」ニ関シ覺書ニ接シタルヲ以テ右ニ基キ本年一月勅令第五十二號「有毒飲食物取締令」ヲ公布シタルガ右ニ関シ本年四月聯合軍最高司令官ヨリ再度ノ指令アリタルヲ以テ右ニ基キ同令ヲ「メタノール」「四鉛エチル鉛」以外ノ有害物資ニモ適用スルト共ニ「メタノール」ヲ微量含有スル飲食ノ許可方ニ関シ勅令改正案ヲ立案中ナリ

尚人工甘味質取締ニ関シテハ現下ノ一般的甘味不足ニ鑑ミ無害人工甘味質（サツカリン等）ノ使用ヲ許可スルト共ニ有害人工甘味質ノ取締ヲ強化スル爲「人工甘味質取締規則」改正ヲ目下同議中ナリ

保険院

一、市街衛生及多衆集合スル場所ノ衛生ニ関スル件

清掃衛生ハ汚物掃除法ニ基キ主トシテ市ニ於テ之ガ實施ニ當リツツアルモ近時戦災資材、労力等ノ関係上都市ノ清掃ハ概ネ不充分ナルヲ以テ本年三月衛生局長、防疫局長ヨリ各地方長官ニ通牒ヲ發シ之ガ清掃ノ強化徹底方ヲ指示シタリ

墓地及火葬場ニ付テハ墓地及埋葬取締規則ニ基キ内務、厚生兩省ノ共管ニシテ厚生省ニ於テハ專ラ保健衛生上ヨリ之ガ取締ヲ行フモノトス

理容、浴場等ニ関シテハ之ガ取締ニ関スル中央法令ナク專ラ地方長官其ノ地方ノ實情ニ即シ之ガ取締ヲ實施シ來レルニ特ニ浴場ニ付テハ近時戦災、燃料不足等ニ依リ公衆衛生保持上遺憾ノ點多キヲ以テ之ガ整備ニ関シ目下考究中ナリ

保險院

一、水道及下水道ニ關スル件

水道及下水道ハ水道條例（明治二十三年二月十三日法律第九號）及下水道法（明治三十三年三月七日法律第三十二號）ニ基クモノニシテ之ガ監督ハ厚生大臣及内務大臣ノ共管ニ係ル所トス

而シテ上下水道ハ朴當ニ昔及シ昭和十九年四月ニ於テ其ノ全國施設數ハ上水道六九〇、下水道五三ニ達セルモ戰災ニ因リ都市ニ於ケル上下水道ハ相當數被害ヲ蒙リタルヲ以テ復興既トモ連絡ヲ圖リ之ガ急速復興ヲ圖リツツアリ

尙上下水道ハ保健衛生上重要ナル施設ノ一ナルヲ以テ從來之ガ布設、築造ニ對シ國庫補助（昭和二十年度二、五八七、〇〇〇圓）ヲ爲シ來リタルガ國家財政ノ現狀ニ鑑ミ昭和二十一年度ニ於テハ（七六六、〇〇〇圓）從來ヨリ補助シ來レル上水道ニ對スル補助ヲ一時中止シ昭和二十二年度ニ繰延スルコトトナリタルモ右ハ市町村財政ニ積々ノ困難ヲ招來スル虞多キヲ以テ之ガ導後策ニ關シ目下考究中ナリ

保險院

一、屠場及屠畜ニ關スル件

屠場及屠畜ニ關シテハ屠場法（明治三十九年四月法律第三二號）ニ基キ主トシテ厚生大臣指揮ノ下ニ各地方長官ニ於テ之ガ取締ヲ實施中ナルガ近時食糧逼迫ニ伴ヒ獸畜ノ密殺激增シタルヲ以テ農林、内務、司法各當局ト協議ノ上屠場外屠殺（自家用其他）ノ制限ヲ强化スル等ノ手段ニ依リ之ガ取締ノ徹底ヲ期スベク省令ノ改正等ニ關シ目下考究中ナリ

保險院

一、國立公園ニ關スル件

國立公園法（昭和六年法律第三十六號）ニ基ク既設十二國立公園ハ自然大風景地保護ヲ主眼トシテ指定セルヲ以テ國民ノ利用上多少遺憾ノ點アルヲ以テ新ニ利用ヲ主目的トシ人口稠密地方ヨリ到達至便ノ風景地ヲ選定シ國立公園ニ指定スベク秩父、大島天城、志摩、琵琶湖、金剛高野、英彦山耶馬溪等ヲ候補地トシテ調査中ニシテ調査完了セルモノヨリ順次指定ノ豫定ナリ

猶ホ平和日本建設ニ伴ヒ國立公園行政ハ大イニ進展ヲ期待セラレ且ツ外客誘致、國際收入上ヨリモ重要國策ナルヲ以テ之ガ發展ノ爲ニ國立公園法ノ改正、國立公園事業促進、國立公園委員會並ニ地方官廳職員制復活等ニ付至急考慮ヲ要スルモノトス

保險院

「傳染病豫防對策ニ関スル件

發疹「チフス」痘瘡ハ近來稀有ノ流行狀況ヲ示シ「コレラ」モ蔓延ノ危險性アルヲ以テ之ガ徹底的防遏ヲ期スル爲防疫行政ノ强化擴充ヲ圖ルト同時ニ痘苗檪防「ワクチン」等ノ生産ヲ增强シ惡疫ノ急速ナル終熄ヲ期シツツアリ

保險院

一、花柳病豫防法ノ改正ニ関スル件

昭和二十年九月二十二日聯合國最高司令部指令公衆衛生對策ニ関スル件及昭和二十年十月十六日聯合國最高司令部指令花柳病豫防對策ニ関スル覚書ニ基ク措置トシテ從來ノ花柳病豫防施策ノ強化ヲ圖ル爲昭和二十年十一月二十二日厚生省令第四五號ヲ以テ昭和二十年勅令第五百四十二號ニ基ク花柳病豫防法特例ヲ公布シタルモ右ハ時間的餘裕ナキ爲ニ採リタル暫定的措置ニシテ花柳病豫防法自體ノ改正ヲ適當ト認ムルヲ以テ目下之ガ改正ニ関シ調査研究中ニ屬ス

保險院

組合関係事項

一生活困窮者緊急生活救護ニ関スル件
一生活保護法（仮称）制定ニ関スル件
一方面委員令改正ニ關スル件
一棄兒・傷痍者等ノ救護ニ關スル件
一孤児及其ノ他兒童保護施策ニ關スル件
一同和事業ニ關スル件
一與生事業ニ關スル件
一非日本人ノ登録ニ關スル件
一華人及朝鮮人勞務者ニ依ル損失補償ニ關スル件
一公益質屋並ニ公共福利施設ニ關スル件
一非日本人ノ生活救護ニ關スル件
一救貧用物資ニ關スル件

保險院

国立公文書館
National Archives of Japan

一、生活困窮者業態生活扶護ニ關スル件

終戰後ノ國內狀況ニ鑑ミ各年十二月十五日生活困窮者業態生活扶護ニ關スル臨時決定ニ基キ直チニ各地方廳ニ於テ具體的實施計畫ヲ立案セシメ既ニ夫々之カ實施ヲ見ツツアリ

尙右ニ要スル經費ニ付テハ本年度予算編成途上ニ於テ臨時決定當時ノ予定ヲ變更スルヲ豫期ナクセラレ數次ノ折衝ヲ經テハ日下第二豫備金支出要求中ナリ

一、年齡保護法（假稱）制定ニ關スル件

各年十二月十四日閣議決定ニ依ル標榜的救貧對策ノ一環トシテ生活困難ナル國民ノ全部ヲ對象トシテ其ノ最低生活ヲ保障スルコトヲ目的トシ現行ノ救護法、母子保護法、醫療保護法、戰時災害保護法、軍事扶助法等ノ各種保護法令ヲ全面的ニ綜合シ新ニ國民扶護ニ關スル標榜的法令ヲ制定スベク來ル特別議會ニ提案ヲ準備中ナリ但シテ右新法施行ニ要スル經費餘剩ニ付テハ既ニ大藏省トノ折衝ヲ了セリ

保險院

一、力面委員令改正ニ關スル件

現下諸般ノ國內狀勢ニ鑑ミ標榜的新會社所對策ノ一方法トシテ現行力面委員制度ニ根本的檢討ヲ加ヘ現行力面委員令ヲ改正シ將來ノ委員ニ對應スルノ要アルヲ以テ目下之カ改正案ヲ準備中ナリ但シテ右ニ關スル官民識者ノ意見ヲ徵スルト共ニ改正案ニ付專門的元協議ヲ遂グル爲力面委員制度改正等ニ關スル協議會ヲ數回シ來ル

[redacted]ナリ

一、寡婦、傷病者等ノ救護ニ關スル件

元「保護院」ニ於テ實施セル寡婦、傷病者等ノ救護ハ一般ニ

ヲ交ケ[redacted]天々指直スルコトトナリタルモ軍人遺族、傷病軍人等ノ救護ハ一般

ノ寡婦及傷病者等ノ救護ト併セテ現下ノ重大ナル社會問題ナルヲ以テ之等ニ對スル

方策ヲ目下考究中ナリ

一、孤兒及ノ他兒童保護施策ニ關スル件

今次戰爭ニ因ル戰災孤兒ノ發生等ノ爲孤兒激增セルニ依リ嘗古翼軍司令部ヨリノ

勸奬モアリタルヲ以テ取敢ヘズ[redacted]編纂指導ヲ爾シタルモ本件對策ノ重要性

ニ鑑ミ之カ根本施策ニ付研究中ナリ

保險院

一、同仲裁案ニ關スル件

勞資ニ依ル不當ナル差別的傷見委員ニ關スル同和勞裁十ケ年計畫ハ昭和二十年度

ヲ以テ一應終了スルコトトナリタルヲ以テ昭和二十一年度ニ於テハ之カ勞保參與ヲ

最小限度（二三五〇〇〇圓）ニ止ムルト云ヒ財團法人同和奉公會モ今年三月十四日

解散スルコトトナリ目下之カ清算手續中ナルカ同和廳ニ於テハ更ニ恢復ノ要アルヲ

ヲ以テ他日必要アルトキハ新組織ニ即應スル新ナル廳ニ由ヲルコトトセリ

一、兵庫県ニ於ケル件

内地在住朝鮮人等ヲ休憩宿等ヲ糾合シ朝鮮人中大興生會ハ品位ノ向上ニ鑑ミ若年十一月十五日ヲ以テ解散シ新ニ該會ノ趣旨ト相俟チ日鮮親好ノ實ヲ挙グルヲ目的トスル任意組織タル日鮮協會設立セラレ日鮮融和ノ國宿ナル証移ニ力メツツアルト共ニ昭和二十一年度ニ於テハ朝鮮人援護ニ要スル費トシテ一四、〇〇〇圓ヲ計上シ日鮮間ノ懸隔ノ改善ニ資シツツアリ

一、非日本人ノ登録ニ関スル件

二月十七日ノ聯合國軍總司令部ノ指令ニ基キ二月十八日現在ヲ以テ日本ニ居住スル朝鮮人、中國人、琉球人及臺灣人ノ登録ヲ實施シ之カ集計ヲ四月五日司令部ニ報告セリ目下石巻録ニ基ク帰郷希望者ノ計畫樹立ハ朝鮮人ハ八月三十日迄、中國人ハ五月十二日迄、臺灣人ハ五月十一日迄ニ完了ニ協力シツツアリ

保險院

一、事人及朝鮮人労務者ニ関スル損失補償ニ関スル件

終戦ニ伴ヒ事人及ハ朝鮮人ナルカ故ニ亡ムヲ得ス雇主ニ於テ負担セル休業手當其ノ他ノ損失ニ付テハ實情調査ノ上政府ニ於テ必要ナル補償ヲ考慮スルモノトスルノ昨年十二月十日ノ閣議決定ニ基キ土建關係ノ損失補償トシテ二、〇〇〇、〇〇〇圓原認サレタルヲ以テ目下建設工業統制組合ニ対シ補償金交付方手続中ナリ

尚土建關係以外ノ鋼山統制會、石灰統制會、陸運業會、運輸統制會、鉄鋼統制會、セメント統制會、日本通運、軽金属統制會關係ノ補償業ニ付テモ同様補償ノ要アル

ニ付目下之カ予算トシテ四六三四千四四二圓ヲ要求中ナリ

一、公益質屋並ニ公共福利施設ニ關スル件

公益質屋並ニ公共浴場、公共宿泊所（公共食堂）等紅雲公共福利施設ハ戰災ニ依リ殆ト滅失破壞セルモノ多キノミナラズ終戰後之カ運營ニ多大ノ困難ヲ來タシ居ルモ現下庶民生活ノ實情ニ鑑ミ今後ノ新設ニ即應セル之等福利施設ヲ擴充スベク目下其ノ具體的措置ニ付キ考究中ナリ

一、非日本人ノ生活援護ニ關スル件

終戰後日本ニ居住セルドイツ國人及臺灣省民ニシテ貧困封鎖又ハ送金杜絶等ノ事由ニ依リ生活困難ヲ來セル者ニ對シ聯合國軍總司令部ノ指令ニ基キ昭和二十年度ニ於テハドイツ人生活援護費二〇〇〇〇〇圓及臺灣省民生活援護費七〇二二六〇〇圓ヲ夫々計上支給シ來レルカ昭和二十一年度ニ於テハドイツ人生活援護費九〇〇〇〇〇〇圓（一人月一五〇圓ノ六ケ月一〇〇〇人分）、臺灣省民生活援護費六七七〇〇〇圓（學生一二〇〇人一人一月一五〇圓ノ二ケ月分）ヲ夫々計上目下右ニ依リ援護ヲ實施シアルモ經費ニ不足ヲ生ズル場合ニ於テハ更ニ增額要求方考慮中ナリ

一、救濟用物資ニ關スル件

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル元軍用物資中乾パン、罐詰及被服類ノ一部ヲ聯合軍總司令部ノ指令ニ依リ一般失業者、戰災者、引揚者其ノ他生活困窮者ニシテ家計ノ不足

保險院

国立公文書館
National Archives of Japan

ニ依リ物資入手困難ナル者ニ對シ無償配給スルコトトナリ目下各都道府縣共現地軍ト連絡ノ上輸送其ノ他ノ困難ヲ克服シ各保有府縣ヨリ該物資ノ取得ニ協力努メツツアルモ冬期用衣料ニ付テハ二月二十一日給與開始ノ指令アリタルヲ以テ既ニ一部ノ取得濟ナル東京都外十二都道府及ビ保有縣ニ於テハ給與ヲ開始セリ其ノ他ノ府縣ニ於テモ現地軍ノ協力ヲ得取得ト同時ニ給與開始ノ準備ヲ進メツツアリ

尚乾パン、雜語ニ付テハ近ク給與開始ノ指令アル見込ナリ

保險院

勞政局所管事項

一、勞働組合法施行ニ關スル件
一、勞働委員會ニ關スル件
一、勞務法制審議會ニ關スル件
一、勞働關係調整法（假稱）ノ制定ニ關スル件
一、勞働保護法（假稱）ノ制定準備ニ關スル件
一、國立勞働問題研究所（假稱）設置準備ニ關スル件
一、給與統制ノ改善ニ關スル件
一、生産管理ナル爭議行爲ニ對スル方針ニ關スル件
一、勞働官廳設置ニ關スル件

保險院

一、勞働組合法施行ニ關スル件

昭和二十年十二月二十一日法律第五十一號ヲ以テ勞働組合法、本年二月二十六日勅令第白八號ヲ以テ同施行令公布セラレ本年三月一日ヨリ之ガ施行ヲ見タリ、而シテ今後ニ於ケル勞働運動ノ趨勢ト現下ノ勞働事情ニ鑑ミ勞働組合ノ健全ナル發達ヲ期スルタメ積極的ニ之ガ指導育成ヲ謀ジツツアリ

一、勞働委員會ニ關スル件

勞働委員會ハ組合法第二十六條ニ基キ使用者代表、勞働者代表、第三者代表ノ各同數ニヨリ構成スルコトトナレリ、而シテ中央勞働委員會ハ組合法施行令第二十四條ニ基キ事務局ヲ當初厚生省内ニ設置シタルモ四月十七日芝區芝公園協調會館内ニ移轉シ事務ヲ開始セリ　地方勞働委員會ハ三月一日ヲ期シ夫々廳府縣ニ結成設置ヲ見、事務局ニハ教育民生部長（教育民生部設置ナキ府縣ニ於テハ内務部長）幹事ニハ勞政課長（勤勞課長）及地方事務官タル勞務官夫々兼任シ書記ハ勞政課員之ニ當ル

保險院

一、勞務法制審議會ニ關スル件

終戰ニ依リ勞働情勢ノ各觀的大轉換ニ基キ新ナル勞働法制ノ制定ニ關シ官製的ナ色彩ヲ拂拭シ民間有識者ノ意見ヲ參酌スルタメ審

議部解ノ下ニ勞働法制審議會ヲ設置シ專ラ勞働組合法案ヲ審議之ヲ成文化シ第八十九帝國議會ニ於テ通過ヲ見ルニ至レリ、而シテ今後尚本委員會ニ於テ重要勞働法制ノ審議ヲ必要トスヘク目下之カ活潑ナル運營ヲ爲ツツアリ

一、勞働關係調整法（假稱）制定ニ關スル件

第八十九帝國議會ニ於ケル政府言明ニ基キ勞働組合法ノ施行ト相俟ツテ勞働關係ノ公正ナル調整ヲ圖ル爲勞働關係調整法（假稱）ノ制定ヲ企圖シ昨年末勞働法制審議會ニ之ガ立案ヲ諮問シ爾來同小委員會ニ於テ審案中ノ處今般右小委員會ノ一應ノ成案ヲ得目下更ニ檢討ヲ加ヘツツアリ右法案ハ之ヲ來ル特別議會ニ提出スベキ目途ヲ以テ鋭意取進中ナリ

保險院

一、勞働保護法（假稱）ノ制定準備ニ關スル件

終戰後勞働情勢ハ急激ニ變化シツツアリ勞働問題ハ現下ノ重要政策タルニ鑑ミ此ノ際一般ノ民主的傾向ニ即應シ工場法、商店法、鑛業法等從來ノ勞働保護法規ニ根本的檢討ヲ加ヘ婦人、年少者等所謂要保護勞働者ニ對スル保護ノ徹底ヲ期スルト共ニ保護ノ對象ヲ勞働者一般ニ擴張スルノ要アリト認メ新ニ勞働保護法（假稱）ヲ制定スヘク目下調査研究中ナリ

一、國立勞働問題研究所（假稱）設置準備ニ關スル件

勞働問題ノ重要性ニ鑑ミ之ガ基本的、科學的調査研究機關ヲ確立シ我ガ國勞働政策遂行ノ完璧ヲ期スルノ要アリト認メ新ニ國立勞働問題研究所（假稱）ヲ設置スヘク目下之ガ計畫中ナリ

一、給與統制ノ改善ニ關スル件

現在勞務者ノ賃金及社員ノ給與ハ國家總動員法ニ基ク賃金統制令及會社經理統制令中社員給與ニ關スル規定ニ據リ統制セラルルトコロナルモ本法及之ニ基ク諸統制法令ハ來ル六月ヲ以テ失效トナルヲ以テ之ニ代ルベキ勞務者給與ト社員給與ノ指導監督ヲ一元化シタル「勤勞者給與法（假稱）」ヲ企圖シ目下夫々準備中ナリ

保險院

一、生産管理ナル爭議行爲ニ對スル方針ニ關スル件

戰後爲勞爭議ノ增ニ伴ヒ種々ノ事件ニ爲ノ發生ヲ見ルニ至リ云ル二月八日內務、司法、商工、厚生ノ四相聲明發表セラレ爭議ニ際シ暴行、脅迫、所有權侵害ノコトナキ樣警告ヘル所アリタルモ生産管理ニ關シテハ別途之カ取扱ヒヲ爲スベキヤ否ヤニ付檢討スルコトトナリ內務、司法、商工、厚生、於戰災緊急方面ノ三省間ニ於テ協議ヲ行ヒ、更ニ關係

閣議ニヨリ協議セラレタル後四月初メ閣議ニ於テ一應ノ態度決定セラレタ　セ海軍後援ノ以前等四國ノ事情ヨリ發表セラルルニ至ラサル儘今日ニ及ベリ

一、勞働省設置ニ關スル件

前議會ニ於テ政府ハ勞働省ノ設置ニ付日〻ノ延設ノ意思ナキ旨言明セ〻セ其ノ後勞働問題ハ到内的ニモ對外的ニモ急激ニ其ノ重要性ヲ加フハ一主リ勞働省設置ニ付緊急研究ヘルノ必要ヲ認メ聯合軍司令部トモ連絡ノ上目下當局及關係筋ト共ニ鋭意研究中ナリ

保險院

勤労局所管事項

一、緊急就業対策ノ實施ニ關スル件

一、鑛維勞務ノ充足ニ關スル件

一、炭礦勞務ノ充足ニ關スル件

一、勞務供給事業廢止ニ關スル件

一、職業補導實施計畫ニ關スル件

保險院

「緊急就業對策ノ具施ニ關スル件

現下ノ事態ニ對応シ経済危機緊急對策ノ一環トシテ本年二月十四日「緊急就業對策要綱」ガ閣議ニ於テ決定セラレ之ニ基キ内閣、各省ト緊密ナル連絡ノ下ニ右ニ關スル具體的計畫ヲ策定スルモ諸般ノ準備ヲ進メタル處之ガ予算總額ハ四五億余圓ニ達シ其ノ救済人員ハ總數三八〇萬人ヲ目途トセリ、然シ乍ラ右予算ハ既定計畫分ヲ除クノ外大藏省ニ於テ凍ネ別除セラレタリ

既定計畫ニ依ルモノハ政府事業ニ於テ予算額二一億二二七萬余圓之ニ依ル救済勞務七一萬二千余人ニシテ民間事業ニ於テハ本年度所要勞務一三五萬八千人ナリ新規計畫ノ内大藏省ニ於テ承認ヲ得タルモノハ知識階級失業緊急事業トシテ予算額一七六〇萬圓救済人員六千六百余人ニシテ之ニ付テハ夫々實施中ニ在リ

保險院

同本年四月一日現在ニ於ケル失業者ヲ四〇〇萬人ト推定シタルモ十五府縣下ノ四五〇地區ニ於ケル失業指數調査ニ依ルトコロヲ就ルニ可働年齢層中就職希望者ノ率ハ男子五九六%女子四四八%ノ計五二〇%ニシテ之ヲ本年三月末現在ニ於ケル男子十三歳以上六十一歳迄ノ人口一六四四〇、四六二人女子十三歳以上四十十一歳迄ノ人口一五九九、九四四人計三、二四三、〇六八人（學生・生徒ヲ除ク）及性別不明ノ出場者該當年齢者四四〇、八五八人ニ同掲ノ比率ヲ乘ズルトキハ男女合計一九〇萬人ニシテ

之ハ正身正味ノ失業者ト稱フレコノ外高年齢層ノ者及不健全職業（同盟人、ブロウカー等）ニ在ル者亡消ノ成行ヲ見守リ就職ヲ待期中ノ者等潛在的失業者ガ相當多數存在スルモノト認フル

一、職業勞務ノ充足ニ關スル件

職業勞務確保ノ緊要性ニ鑑ミ特ニ斡旋要領ヲ制定、且財團法人職業協會ニ民間人ヲ中心トシタル職業勞務處理（中央、地方、地區）委員會ヲ設ケ關係機關一體トナリテ差當リ緊急充足スヘキ本年度第一、四半期所要數拾萬一千人ノ絶對確保ニ遺憾ナキヲ期シツツアリ。

保險院

一、炭礦勞務ノ充足ニ關スル件

炭礦勞務ノ充足ニ關シテハ客年十月二十六日石炭緊急對策ニ關スル閣議決定ニ基キ職業紹介機關ノ積極的活動ヲ實施シ客年十一月以降本年三月迄ノ間ニ於ケル充足目標數十三萬人ニ對シ十四萬八千人ノ充足結果ヲ納メタリ

本年度第一、四半期（自四月至六月ニケ月間）ハ今期ノ生産目標其他ノ諸事情ヲ勘案ノ上充足目標數四、〇〇〇名ト策定目下鋭意努力中ニシテ期間内ニハ完全充足ノ見込ナルモ此等勞務者ノ受入態勢ニ何不備ナル點不尠早急善処ノ要アリ

一、勞務供給事業廢止ニ關スル件

勞務供給事業ニ關シテハ現下ノ國情ニ鑑ミ速次之ヲ廢止スヘク、新規ノ勞務供給事業ノ許可ハ之ヲ行ハザルト共ニ從來ノモノニ付テモ監督ヲ嚴ニシ不適當ナルモノニ付テハ許可ヲ取消ス方針ノ下ニ指導シツツアリ

今直チニ職業紹介法ヲ改正シ全面的ニ禁止スルコトハ諸般ノ事情ヨリシテ相當困難ナル事情ニアルヲ以テ取リ敢ヘズ行政措置ニ依リ差當リ運搬車關係勞務ノ供出ニ付業者ノ介入ヲ許サズ專ラ日雇勞者ニ於テ一元的ニ取扱ハシムヘク必要ナル方途ヲ考究中ナリ

保險院

一、職業補導實施計畫ニ關スル件

現下ノ失業狀況ニ鑑ミ之ガ對策ノ一環トシテ職業補導施設ノ強化擴充ヲ圖ルヘク三月十二日ノ閣議ニ於テ「職業輔導實施計畫要領」ノ諒解ヲ得タリ仍テ之ガ經費豫算ニ關シ大藏省ト接衝中ノ處先般昭和二十一年度豫算トシテ總額貳千九百九拾八萬四千圓ノ承認ヲ得タリ

右豫算ニ基キ職業補導事業ノ強化擴充ヲ圖ルト共ニ「財團法人職業補導協會」ヲ設立スルコトトシ目下諸般ノ準備遂行中ニシ

ヲ五月下旬組立後足ノ見込ナリ

保險院

国立公文書館
National Archives of Japan

保險局所管事項

一、組合保險制度調査會ニ關スル件

一、車人事廢等ニ對スル恩給ニ關スル件

保險院

国立公文書館
National Archives of Japan

一、[illegible]制度調査委員ニ關スル件

制會保險制度ニ關スル調査研究ヲ爲スタメ三月二十九日勅令第一六七號ヲ以テ制會保險制度調査會官制公布サレ目下委員任命方手續中ナルモ不取敢去月二十四日諮詢會ノ形式ニ依リ會合ヲ行ヘリ

保險院

一、車人車等ニ對スル恩給ニ關スル件

昭和二十年十一月二十四日聯合國最高司令官ノ指令ニ基キ昭和二十一年一月三十一日附勅令第六八號恩給法ノ特例ニ關スル件ニ依リ車人車及ハ其ノ者ノ遺族ニ對スル恩給ノ廢止ニ伴フ善後措置トシテ戦傷年金保險法ノ特例ニ關スル法律案ヲ今特別諮詢會ニ

提出ノ上救濟ヲ計ルベク準備中ナリシ處昭和二十一年四月二十日附ヲ以テ右ノ措置ヲ認メザル旨指令シ來リタルヲ以テ政府首脳部ニ於テ司令部ニ對シ再考方懇請中ナリ

保險院

国立公文書館
National Archives of Japan

醫療局所管事項

一、國立病院及國立療養所運營ニ關スル件

一、傷兵院ニ關スル件

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

一、國立病院及國立療養所運營ニ關スル件

國立病院及國立療養所運營ニ關シテハ聯合軍總司令部ノ指令ニ鑑ミ引揚者其ノ他一般市民ヘ廣ク開放スルト共ニ之ガ趣旨ノ徹底ヲ圖リツツアルモ就中元陸海軍病院タリシ國立病院ヲ一般國民ニ親シマレル病院タラシムベク萬全ノ措置ヲ講ジツツアリ

一、傷兵院ニ關スル件

傷兵院ハ聯合軍總司令部指令（昭二〇、一一、一三軍事保護院院ニ關スル件）ノ趣旨ニ鑑シ之ヲ廢止スルヲ適當ト認メ目下之ガ具體的處置ヲ取進中ナリ

保險院

引揚援護院所管事項

援護局所管事項

一、援護ニ關スル件

二、恤算ニ關スル件

三、在外邦人ノ引揚ニ關スル件

四、非日本人送還ニ關スル件

五、海外引揚者援護ニ關スル件

六、引揚者援護用物資ニ關スル件

醫務局所管事項

一、引揚輸送船内ニ於ケル醫療救護ニ關スル件

保險院

二、滿鮮引揚婦女子ノ特殊救護相談所設置ニ關スル件

三、海外同胞救護用醫藥品及衛生材料ノ發送ニ關スル件

四、引揚船中「コレラ」發生狀況ニ關スル件

援護局所管事項

一、機構ニ關スル件

(1)本院ハ海外ヨリノ引揚邦人並ニ國內在住ノ朝鮮人、中華人等ノ送還ニ關スル援護關係中央機關トシテ今年三月十三日設立ヲ見、從來社會局（引揚援護課）及臨時防疫局（檢疫課）ニ於テ所管シ居リタル關係事務ノ移管ヲ受クルト共ニ之ヲ綜合調整シ現在左ノ二局六課ノ構成ニ依リ事務ヲ處理シツツアリ

援護局　庶務課
　　業務課
　　指導課
　　物資課

醫務局　醫療課
　　檢疫課

尙引揚援護ニ關スル各省連絡ヲ圖ル爲本院ニ關係各廳局長級ヲ委員トスル引揚援護連絡委員會（官制ニ依ル）ヲ設置スルト共ニ終戰連絡中央事務局管理部內ニ各省連絡室ヲ設ケ常時關係各廳事務關係者ノ合同ヲ求メ事務遂行ニ關スル緊密ナル連絡ヲ圖リツヽアリ

(2)援護ノ實施ニ關スル地方機關トシテハ浦賀、名古屋、舞鶴、田邊、宇品、下關、博多唐津、佐世保、鹿兒島、函館、ノ十一ヶ所ニ引揚援護局ヲ設クルト共ニ大竹、仙崎、戸畑、ノ三ヶ所ニ引揚援護局出張所ヲ置キ夫々受入（送出）港ニ於ケル引揚者ノ應急援護及檢疫ノ實施ニ當ラシメツアリ、（但シ下關、戸畑、唐津、函館ニ於テハ未ダ引揚

船ノ入港ナキ爲本格的業務ヲ遂行シ居ラズ

尚本事業ノ遂行ニ付テハマ司令部及現地米軍ノ廣汎且微細ナル指導監督ヲ加ヘラレ各種事項ニ付逐次具体的指令ヲ受ケツヽアル現狀ナリ

二、豫算ニ關スル件

昭和二十一年度豫算ハ引揚者總數五〇〇〇〇〇〇人ト推定シ總額六八六八九八〇〇〇圓ニシテ其ノ内譯ハ本院ニ要スル經費二九〇六〇一四六圓連絡事務所（米第八軍トノ連絡ヲ爲横濱及京都ニ設置）ニ要スル經費六七七二八圓地方引揚援護局ノ應急援護ニ要スル經費四二三七二〇二七九圓臨時檢疫ニ要スル經費一二四五二八四七圓ナリ尚昭和二十年度ニ於ケル豫算額ハ一九〇〇〇〇〇〇人引揚グルモノト推定シ二九四七五三〇〇九圓支出セリ

三、在外邦人ノ引揚ニ關スル件

(1)在外邦人ノ引揚狀況

在外邦人ハ終戰時約六百九拾萬名ニシテ客年九月ヨリ之ガ引揚ヲ開始シ本年三月末現在ノ引揚者總數二百二萬五千名ナリ

(2)方面別引揚完了見込

在外邦人ノ引揚ハ現在臺灣ヲ略々終了シ支那方面モ四月中旬華南、五月下旬華北ト順次終了シ華中モ六月末乃至遲クモ七月中ニハ完了ノ豫定ナリ

又南方地域モ佛印、ラボール等ハ五月中ニハ完了ヲ見ルベク新嘉坡ヲ中心トスル南方諸地域モ漸次大型船ノ全面的出動ニ依リ七月中ニハ終了ヲ見ルモノト思料セラル

滿洲、北鮮、千島、樺太ノ所謂ソ聯勢力下在住邦人二百七十萬ノ引揚ガ最大ノ關心事ナルモ滿洲ハ四月末頃ヨリ一部引揚ヲ開始スルモ全面的引揚ハ未定ナリ

(3) 引揚輸送ニ使用セル船舶

リベティー型	一〇〇隻	輸送能力合計	三五〇、〇〇〇人
LST（上陸用舟艇）	八五〃		一〇二、〇〇〇人
日本商船	四三〃		八三、三〇〇
日本艦艇	一三一〃		一〇八、五〇〇
計	三五九〃		六四三、八〇〇
外ニ戦闘進駐船二隻	病院船一〇隻アリ		

保険院

四、非日本人送還ニ關スル件

終戰時內地在住ノ非日本人ハ中華民國人約三〇〇〇名、台灣省民約二九九〇〇名、朝鮮人約二〇四〇〇〇名ニシテ昨年九月ヨリ之ガ送還ヲ實施シ來リシガ三月十八日全國一齊登錄ノ結果

中華民國人　一四九二四名（內歸還希望者　二二七二名）
朝鮮人　六四六七一一名（內歸還希望者　九一五九〇〇名）
台灣省民　一五八八三名（內歸還希望者　一二七七三名）
南西諸島　二〇〇七八四名（內歸還希望者　一四〇二六九名）

ノ歸國希望者ヲ確認シ得タルヲ以テ南西諸島ヲ除キ朝鮮人ハ九月末日迄、中華民國人ハ五月十三日迄、台灣省民ハ五月五日ヨリ五月十一日迄ノ間ニ夫々送還ヲ完了スベク運輸省其ノ他關係方面ト協力シ輸送計畫ヲ樹立實施シツヽアリ

保險院

五、海外引揚者援護ニ關スル件

(1)家財給與

海外引揚者中特ニ生活困難ナルモノニ對シ昭和二十年度豫算八〇一一五〇〇〇圓ヲ以テ生活再建ノ促進並生活援護ヲ期スル爲一世帶當五〇〇圓ヲ限度トシテ一六〇二二〇世帶ニ對シ鍋、釜、コンロ、毛布等家財ヲ無償配給ヲナスベク恩賜同胞援護會財團ヲシテ之ガ實施ニ當ラシメツヽアリ

尙昭和二十一年度ニ於テハ二九〇〇〇〇〇圓ヲ計上ノ見込ナリ

(2)引揚者ノ慰問激勵並ニ指導

(イ)海外引揚者ヲ慰問激勵シテ自立精神ノ昂揚ヲ圖リ又懇談會ヲ開催シテ各般ノ指導

ヲ爲ス爲昭和二十年度豫算ニ於テ國庫補助金二九三九五〇圓ヲ恩賜財團同胞援護會ニ補助シ同會ヲシテ之ヲ實施セシメツヽアリ

(四)四月二十日引揚者相談所ヲ本院内ニ設ケ海外引揚者ノ生活相談ニ應ジ適當ナル指導ヲナシツヽアリ

(3)海外引揚者ノ定着地ニ於ケル生活狀況ニ鑑ミ之ガ緊急援護ノ方途ヲ講ズルノ要緊切ナルモノアルニ鑑ミ「定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱案」ヲ作製シ四月二十二日内閣審議室ニ於テ關係各省ノ參會ヲ求メ審議シ更ニ次官會議並閣議ノ決定ヲ經ベク進渉セシメツヽアリ

六、引揚者援護用物資ニ關スル件

(1)被服

現下ノ生産事情ニ鑑ミ十分ナル給與ハ困難ナル狀況ニ在ルモ元陸海軍被服類ノ引繼ヲ受ケタルト關係方面ノ特別ナル協力ヲ得最低限ハ確保シツツアリ

(2)食糧

現下ノ食糧事情ハ主食、副食共ニ極メテ緊迫セル狀況ニアルモ各地方引揚援護局ニ於ケル主食糧ノ取得ニ關シテハ專ニ農林、厚生兩省ニ於テ決定セル「引揚者ニ對スル主要食糧配給要綱」ニ依リ現在迄ノ處配給量引揚者ハ一人一日四〇〇瓦ノ配給ヲ受ケ、現物ノ取得狀況ハ概シテ圓滑ニ運ビツヽアリ

副食品ニ付テハ味噌、醬油等概ネ確保シアルモ充足ニハ必然的ニ當該府縣保有分中ヨリ供給ヲ受クルコトナルヲ以テ現地ニ於ケル入手ハ極メテ困難シツツアル現況ナリ

(3)日用品類、燃料其ノ他ノ物資ニ付テモ概ネ最少限度ノ所要量確保シツヽアリ

保險院

醫務局所管事項

「引揚輸送船内ニ於ケル醫療救護ニ関スル件

海外ヨリノ引揚輸送船内ニ於テハ多數ノ醫療救護ヲ要スル者アル現狀ニ鑑ミ之ガ船内ニ船醫及ビ看護手ヲ乘船セシメ醫療救護ノ萬全ヲ期スル爲「引揚船内衛生員ノ配乘要綱」及「引揚船内衛生員勤務要綱」ヲ目下立案中ナリ

二、滿鮮引揚婦女子ノ婦人科救護相談所設置ニ関スル件

滿鮮ヨリ引揚グル婦女子ニ関シテハ悲慘ナル狀況ニ鑑ミ婦人科救護局ト密接ナル連絡ノ下ニ標記相談所ノ開設ヲ目下急據準備中ナリ

保險院

「海外同胞被災用醫藥品及衛生材料ノ發送ニ関スル件

聯合國最高司令部ヨリ海外ニ殘留シ居ル同胞ニ多數ノ醫藥品及衛生材料ヲ送付スベキ指令ヲ受ケ本院ヨリ各地方引揚援護局宛發送シ引揚用輸送船ノ便ヲ利用シテ海外ノ現地ニ發送スベク目下全力ヲ擧ゲテ之ガ迅速ナル完送ニ努メツツアリ

「引揚船中「コレラ」發生狀況ニ関スル件

四月五日廣東ヨリ浦賀港ニ入港セル引揚船「七五號」ノ乘員中ヨリ「コレラ」患者多數發生シ引續キ同系統同種「六九號」八一號「八〇號」「八四號」「七七號」「七一號」「八七號」「八二號」七八號ノ乘員中ヨリモ「コレラ」患者多數發生セルヲ以テ

マ指令部ノ指導ノモトニ目下強力ナル防疫對策ヲ講ジツツア
リ患者ハ之ヲ隔立久生濱病院ニ收容シ其ノ數二十日現在合計
九四四名ニ達シ又因板第ノ結果保菌者變者一、八七三名ヲ發
見之ヲ隔離所ニ收容隔離シ、引檢査ヲ續行中ニシテ健康者ハ
之ヲ船内ニ停留シ其ノ發病ヲ監視シツツアルモ之ニ對スル防
疫措置トシテハ各船ニ醫師及助手ヲ數名ヨリ成ル隔離班ヲ編
成患者早期發見消毒、衛生等ニ努メ船内防疫ニ最大ノ努力ヲ
拂ヒツツアリ
尚陸上ニ於ケル患者ノ診療、患者及停留者ノ細菌學的檢査等
ニ關シテハ要員資材等ヲ聽然增派シ之ガ萬全ヲ期スルト共ニ
引揚援護院醫務局職員ヲ數名現地ニ常駐セシメ關當局國立病
院等各方面トノ連絡並防疫ノ指導監督ニ當ラシメ檢疫ニ遺憾
ナキヲ期シツツアリ

保險院

国立公文書館
National Archives of Japan

目次

番號	引継年月日	大臣名
一	昭和二十三年三月三十一日	松岡定吉―竹田儀一
二	昭和二十三年十月二十日	竹田儀一―林譲二
三	昭和二十四年二月十六日	林譲二留任
四		
五		
六		
七		
八		

厚生省

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和二十三年一月十一日

厚生大臣事務引繼事項

一 新定書

竹田儀一

931

国立公文書館
National Archives of Japan

一、大臣官房總務課所管事項
二、大臣官房會計課所管事項
三、公衆保健局所管事項
四、醫務局所管事項
五、予防局所管事項
六、社會局所管事項
七、兒童局所管事項
八、保險局所管事項
九、第一復員局所管事項
一〇、第二復員局所管事項
一一、引揚援護院所管事項

総発第二一八号
昭和二十三年二月二十日

総務課長

秘書課長殿

大臣引継事項に関する件

標記の件総務課所管事項につき別紙のとおり送付する。

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

別紙

閣議の件総務課所管事項について別紙のとおり送付する。

大臣官房総務課長

秘書課長殿

昭和二十三年二月二十日

総務課二一八号

閣議事項

大臣官房総務課所管事項

一、復員庁移管に関する件

二、第二国会提出予定法律案に関する件

国立公文書館
National Archives of Japan

大臣官房総務課所管事項

一、復員庁移管に関する件

日本政府に対する覚書AG〇九二、一（昭和二十二年十月四日）GSAP〇〇五〇〇によつて、復員機構の再編成が命ぜられたので、これに基づき昭和二十二年十月十五日政令第二百十五号（復員庁の部局に対する措置に関する件）により第一復員局は、厚生省の一局として置かれたものとし復員連絡局、留守業務局及び船舶残務整理部は、厚生省の所属機関とされるに至つた。

次いで昭和二十二年十二月三十日政令第三百二十五号（第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する件）によつて第二復員局及び地方復員局の掌つていた事務のうち、補償及び船舶の保管並びにこれに関連する事務を除いた事務は、厚生大臣の管理に属させられ、第一復員局はその名称を厚生省復員局に改め、同局において従前の事務の外右の事務を掌ることとなり地方復

員局はその名称を地方復員残務処理部に改め、地方復員局の残務の処理に関する事務を掌るものとし厚生省の所属機関とされた。

更に前掲覚書は、昭和二十三年五月一日までに実施さるべき復員機構を「日本政府の永久的機関に漸次且つ能率的に吸収すべき詳細な案」の提出を指令しているので復員機構整理計画を昭和二十三年一月三十日閣議決定があり同日連合國最高司令官に提出した。

その内容は別紙第一のとおりである。

厚生省

復員機構整理計画

復員機構は、左の如く日本政府の永久的行政組織に漸次吸収するものとする。

一、厚生省復員局は、昭和二十三年五月一日迄に引揚援護院に吸収し、別紙第一の如き機構とする。

二、ソ連地区よりの引揚完了の際は別紙第二の如き機構とする。

三、右任期後一年を経過したときは、復員機構はこれを廃止し、残存事務は別紙第三の如く処理する。

四、右の各段階に應じ逐次人員を縮減する。

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

別紙第一（昭和二十三年五月一日までに移るべき復員機構）

(イ) 中央機構

- 引揚援護院（第一副長官）
  - 総務局（局長―次長）
    - 総務課　人事に関する事項、庶務に関する事項
    - 経理課　予算決算会計に関する事項
    - 物資課　物資及び施設に関する事項
    - 連絡課　連絡室との連絡に関する事項
  - 業務局（局長―次長）
    - 援護課　引揚者の上陸における援護及び上陸地より引揚先に到るまでの援護
    - 指導課　引揚者の引揚先における援護
    - 業務一課　旧陸軍（人員の員上の取扱（未復員者の上陸地における復員手続行なわざる者調査）旧陸軍軍属の家族等に対する給及び傷病恩給の手続）
    - 業務二課
    - 業務三課　旧海軍（軍属の員上の取扱及び其の他業務に関する事項及び傷病恩給の手続）
    - 医療検疫課　医療検疫に関する事項、引揚復員相談
    - 調査部　旧陸軍関係解決調査、旧海軍関係解決調査
    - 資料整理部　旧陸軍関係資料整理、旧海軍関係資料整理

(ロ) 地方機構

- 引揚援護局（住吉保　舞鶴　函館）
  - 留守業務局（千葉）
  - 復員連絡局（北海　東部　中部　西部）
  - 復員連絡局支部（仙台　名古屋　廣島　善通寺）
  - 地方復員局残務整理部（佐世保　呉　舞鶴　横須賀）

註 イ. 船舶残務処理部を廃止―留守業務局船員部とする
ロ. 上陸地支局及び上陸地連絡所を引揚援護局に吸収する

都道府県―民生部世話課

註 第一、第二世話課及び第二世話課のある都道府県は統合して世話課とする

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

別紙第二ノ通也正より引揚完了の際における復員機構）

(イ) 中央機構

引揚残務処理局
- 総務課―庶務に関する事項
- 経理課―予算、決算、会計
- 業務課―復員残務処理
- 調査課―旧軍人軍属の身上の取扱

(ロ) 地方機構

引揚残務処理局
- 留守業務部
- 復員連絡部
- 同支部
- 地方復員残務処理部

都道府県――民生部世話課

別紙第三ノ通也正よりの引揚完了後一年を経過したときの機構）

(イ) 中央機構

厚生省社会局内の一課とする。

(ロ) 地方機構

(イ) 留守業務部及び復員連絡部、同支部、地方復員残務処理部を廃止する。

(ロ) 都道府県世話課は民生部内の一課に吸収する。

二、第二四國会提出予定法律案に関する件

第二四國会に対して温泉法以下二十三法律案を提出すべく準備中である。その概要は別紙第二のとおりである。

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

一、温泉法案

温泉を保護しその利用を公共の福祉に適合させ、且つ温泉に関する権利を明確にする目的のための温泉に関する法律案である。従来温泉に関する法規は各廳府縣令によって規定されていたのであるが、昭和二十二年法律第七十二号の規定によりそれらの法令が昨年末をかぎり失効したので、なるべく速かに、これらの法令に代る新しい法律を必要とする。

二、国立公園法を改正する法律案

国民の保健休養に資するため、且つ観光国策の一環を荷負う自然の資源としての国立公園に関する計画及び事業を更に強力に推進するため、国立公園の管理所を新設し且つ国民公園に準ずる地方公園、府縣公園等を保護するため国立公園法中の行為制限規定等をこれらの公園に準用する必要があるのでこの点に関する一部改正の法律案を豫定している。

三、興行場取締法案

従前興行場に関する取締は各地方廳令のみでこれを実施していたのであるがこれも昨年末限りその効力を失うことになったのでこれに代るものとして内事局との共同提出の予定である。

四、衛生獣医事法案

屠畜場、病畜收容所、斃獣取扱の、動物質原料取扱等に対する必要な規整を行うものである。従前都廳府縣令を以て規定されていたものである。

五、屠場法の一部を改正する法律案

現行法第一條の獣畜の種類を拡張して、水牛を加へ羊を山羊及びめん羊とする点及び屠場の設正が市町村營屠場に限られていたのを廃止する点、以上二点を改正の骨子とする。

~~條文は第七條ノ四を廃止する点、以上二点~~

出来得れば、衛生獣医事法案においてその附則をもつて改正し法律案を一本にする方針である。

六、旅館業取締法案

各地方廳令が効力を失うこととなつたので旅館に関する衛生上の取締及び保安上の取締を内容とする法律案を提出する必要があり、旅館営業の許可、施設の改善及び当該官吏の臨検検査の権限等に関する必要な規定を設ける。

七、公衆浴場法案

旅館と同様従来の地方廳令の失効に應じ、公衆浴場の衛生上の取締に必要な規定を内容とする法律案の制定を必要とする。

八、墓地及び火葬法案

昭和二十二年法律第二百四十四号第一條の四の規定の趣旨に基づき現行墓地に関する法令（墓地及び埋葬取締令、埋火葬の認許等に関する件）墓地及び埋葬取締規則に違背する者処分方法に代る法律案である。その内容は現行法規と略同様とする。

法案は目下立案中である。

九、予防接種法

伝染病の蔓延を予防するため痘、チフテリヤ、百日咳、腸チブス、パラチフス、結核等に関し予防接種を行う。このため現在の種痘法を廃止する。

十、性病予防法

性病の予防に資するための性病患者の届出を行い、性病の有無をしらべる健康診断を強化すると共に診療所及び保護所を設置して必要のある患者を収容する。このため現在の性病予防法を根本的に改正するものである。

十一、衛生組合法

国民の自治的衛生組合の設立及び発達を促進することを目的として新に制定するものである。

十二、検疫法

外国との交通に伴つてペスト、コレラ、痘、発疹チブス及び[illegible]

等の傳染病が蔓延することを防止し以て國際防疫の完璧を期するのである。このため現在の海港檢疫法及飛空檢疫規則を根本的に改正するものである。

十三、医師法案

医師の身分及び業務に関する事項を規定する。

十四、歯科医師法案

歯科医師の身分及び業務に関する事項を規定する。

十五、保健婦、助産婦、看護婦法案

保健婦、助産婦及び看護婦の身分及び業務に関する事項を規定する。

十六、医業法案

医師、歯科医師の業務を行う場所に関する事項及び医業廣告に関する事項を規定する。

十七、藥品衛生法

藥事法を改正して、藥品の改良に万全を期さうとするものである。

十八、麻藥取締法

麻藥取締、取締類似ポツダム省令を法律に代えて、麻藥の取締の万全を期するものである。

十九、大麻取締法

大麻取締規則（ポツダム省令）を法律に代え、麻藥の取締の万全を期するものである。

二十、健康保險法関係

健康保險法施行令及び同法施行規則中法律事項と認められる重要な事項は、これを法律に規定すること。

例(1) 強制適用事業所に関する事項

(2) 標準報酬に関する事項

(3) 督促手数料に関する事項

二十一、厚生年金保險法関係

一、厚生年金保険法施行令中法律事項と認められる重要な事項はこれを法律に規定すること。

例　標準報酬に関する事項

二、他の法令の改正に伴い改正を図ること。

例　督促手数料に関する事項。

二十二、船員保険法関係

一、船員保険法施行令及び同法施行規則中法律事項と認められる重要の事項はこれを法律に規定すること。

例　標準報酬に関する事項

二、失業保険法の改正に伴い改正を図ること。

陸上労働者に対する失業保険法の改正が予想せられ、これに伴い船員保険法中失業保険に関する事項を改正する必要が生ずるものと思はれる。

二十三、国民健康保険法関係

国民健康保険法中次の如き事項を改正すること。

一、国民健康保険組合の強化を図ること。

二、他の社会保険法規の改正に伴う改正を図ること。

例　保険審査官の設置等

二十四、民生委員法

従来の民生委員令に代り、法律を以て民生委員の任免、職務、担当区域、監督、費用等に関する事項を規定したものである。

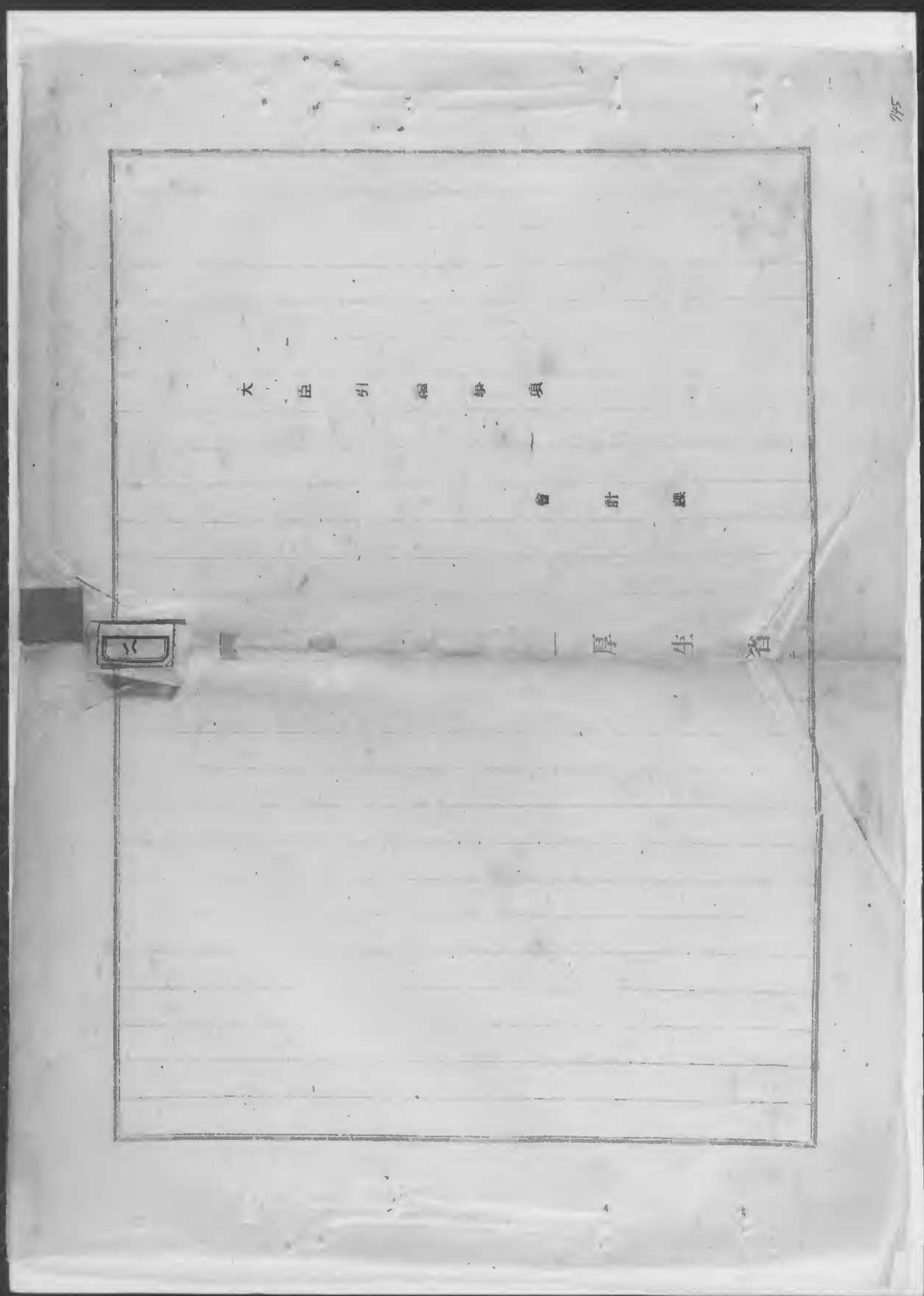

大臣引継書類

一會計課

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

豫算に關する事項

一、厚生省所管昭和廿二年度豫算

(一)一般會計歳出豫算　一二、八二九、九九〇、〇〇〇圓

補正十四號（〇、八ヶ月分豫算）を含む　七三、四四七、〇〇〇

(二)特別會計歳入歳出豫定額

(イ)厚生保險特別會計

健康勘定	
歳入歳出共	八二九、四二六、〇〇〇
年金勘定	
歳入	二、二三七、三四六、〇〇〇
歳出	四四七、一〇六、〇〇〇
差引歳入超過	一、七九〇、二四〇、〇〇〇

厚生省

業務勘定	
歳入歳出共	二九五、〇〇八、〇〇〇

(ロ)船員保險特別會計

普通勘定（含厚生保險特別會計船員勘定よりの所管移管）

歳入	二九二、四二一、〇〇〇
歳出	一〇八、六七八、〇〇〇
差引歳入超過	一八三、七四三、〇〇〇

失業勘定

歳入	三九、七四九、〇〇〇
歳出	一六、三九〇、〇〇〇
差引歳入超過	二三、三五九、〇〇〇

二、保備費支出關係

(一)保備費支出決定額　六〇、五〇〇、〇〇〇圓

(二)物資及物價調製事務取扱費（安定本部主管）

(イ)生產資材の割當及生產促進の分　五、六四四、〇〇〇

(ロ)醫藥品其の他衛生用物資配給分　四、七九五、〇〇〇

(ハ)指定生產資材の需給割當分　五六八、〇〇〇

(三)大藏省と折衝中のもの

(イ)厚生省廳舍移轉等に必要な經費　二、七七三、〇〇〇

(ロ)海港檢疫に必要な經費　四、五六五、〇〇〇

計　一一、〇〇七、〇〇〇

三、公共事業費關係　五四、六五二、〇〇〇

厚生省

四、その他懸案事項

(イ)一般會計分

(一)豫防衛生研究所特殊研究に必要な經費　一、〇〇七、〇〇〇

(二)衛生統計に必要な經費　七、三〇五、〇〇〇

(三)特殊醫藥品の配給確保に必要な經費　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

(四)國民健康保險に必要な經費　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

(五)拂下自動車購入に必要な經費　九、四七二、〇〇〇

(六)未復員者給與等に必要な經費（二復編係）　六三、三六〇、〇〇〇

(七)原子爆彈影響醫學研究に必要な經費　七五六、〇〇〇

(八)過剰勞務手當に必要な經費　一七、五〇九、〇〇〇

右の内(一)―(七)迄は大藏省との間で金額の決定せるものであつて(八)は未決定のものである。尚本件は追加豫算をもつて計上の見込のものである。

めくれず

国立公文書館
National Archives of Japan

(ロ)特別會計分

一般康勧定

歳入歳出共　一五〇、五〇八、〇〇〇圓

右は大藏省との間で金額を決定せるものであつて、次の追加豫算を計上するものである。

五、昭和十二年度歳出豫算要求額

(1)一般會計　一九、二三五、四六〇、六一八

(2)特別會計

(イ)国庫保險特別會計

健康勧定

歳入歳出共　二、五二〇、〇一三、三七六

平金勧定

歳入　二、七五一、六八二、〇〇〇

厚生省

歳出　四七八、四〇八、〇〇〇

歳入超過　二、二七三、二七四、〇〇〇

乗船民定

歳入歳出共　四八七、六五一、一七五

(ロ)国庫保險特別會計

自動車定

歳入　七五三、三六六、〇〇〇

歳出　二五五、九八三、〇〇〇

歳入超過　四九七、三八三、〇〇〇

大乗定

歳入歳出共　一三二、八五七、〇〇〇

右は何れも大藏省に於けるものの

(3) 外に説明不了にして追加要求すべきもの

弘報係設置に必要な経費　二、〇五五、〇〇〇

尚日三年度豫算は大体基幹的の経費を暫定豫算として三ヶ月分（四月―六月）計上の見込なり。

厚生省

昭和二十三年

大臣引継事項

公衆保健局

厚生省

三

550

国立公文書館
National Archives of Japan

一、國民健康增進に關する企畫に關する件

連合軍司令部の指導の下衛生統計の整備に努力し、昨年八月より衛生統計課を分離、更に本年に至りて獨立公衆部の發足を見たのであるが、更に環境衛生を始めとする公衆衛生一般に關する公衆衛生監視の制度につき綜合企畫を計畫中である。これに對する施策の一として目下關係法令の整備に着手している。

厚生省

一、公衆保健に必要な資材に關する件

現下必需物資の調整は事業經營上極めて最重要事項であり、從來各課に於て夫々調整中であつたが、これが調整の一元化を圖り廣く公衆衛生面に活用せしむべく目下整備に努力中である。

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

一、優生に關する件

現在我が邦には遺傳的の不健全者は約二百萬人に達すると概算されている現狀であるが、この點より見ても今後國民優生法は現在の社會情勢より見て改正の必要があると思はれるのでこれが改正案を作製せるも、國會に於いても議會提出案を作製しつゝありその調整につき目下打合中である。

厚生省

一、保健所の機能擴充强化に關する事項

我が國の公衆衛生狀態は、敗戰後の混亂のため極度に低下したが、その後の社會狀勢の落着き公私兩面にわたる公衆衛生向上えの努力特に連合軍總司令部の適切な指導と援助とにより、逐次改善されつゝあるが更に本保健所事業の系統的向上を圖らなければ平和的文化國家の再建は勿論現下の經濟復興の根本をなす生產能率の向上には應え得ないものがあると思はれるのである。

一厚生省

日本國憲法第二十五條の趣旨及び昭和二十二年四月七日付連合軍總司令部の覺書の次第もあるので國の公衆衛生活動の中核である保健所機能の擴充强化を圖るため第一國會で保健所法の改正を行ひ公衆衛生統政の第一線實施機關として保健所の整備に努力中である。

しかし現狀は人的、物資的にも困難な狀態にあり、且又市町村の衛生行政を、その一般行政部内から切離し保健所長をして管轄せしめるという行政法体系上の重大轉換を總司令部より要請されて居り、その運營如何は厚生行政全般に重大なる影響を及すので慎重審議中である。

なお現在連合軍總司令部の指導に基き保健所運營の活潑な活動の展開として東京都に標準保健所を設置し、模範的な保健所活動の見本を作り全國の衛生部長及關係係官の訓練を行い保健所活動を根本的に体得させたいと計畫に來る三月十五日から實施に準備中である。

一厚生省

一、理容師法等衛生上の法の認定に關する事項

從來各都道府縣とも理髮及び美容が衛生上支障なく行はれることを目的に警察命令を以て理髮（理容）取締規則を設けてゐたのであるが、新憲法の施行により昨年十二月三十一日を以つてこれ等の命令は失效することになり、ここに公衆衛生の發足と文化の向上を圖るため單獨法として昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十四號で理容師法が設定公布されたのであるが、

厚生省

現在この法の運營につき經過規定に不滿な點があるので第二國會で改正案を提出すべく檢討中である。なおその主なる改正事項として理髮師及び美容師として修學途上にあるものの措置と學生大臣の指定する養成施設の件である。

右理容師法の外墓地埋火葬等の取締に關する法律の改正及び都道府縣令で取締規則等を設けてゐた旅館業、浴場業等を單獨法

として改定すべく法の制定に努力中である。

特に公衆浴場については戦災による被害等で全国の浴場数が約半数に減少されており、然も燃料の不足節電等のため其の営業日数は平均一ケ月約十五日の程度であり又公衆浴場利用者数は家庭風呂の使用極めて困難な現状においては、戦争前に比して著しく増加して居る状況であるので国民の入浴は益々困難となり文字通り入浴地獄の様相を呈し社会問題となつてゐるのであるが、かくては国民の保健衛生上は勿論、国民生活の最低限を保持することも不可能な状態であるので公衆浴場の増設及び燃料の確保等入浴援助の措置は緊急の要務となつてをり監督方面と鋭意努力中である。

一厚生省

一、衛生教育の振興に關する事項

衛生教育の振興は最も重要な問題であつて國民の衛生思想の普及向上はあらゆる衛生施策の成否を決する重大な要素の一であつて、公衆衛生列車展、公衆衛生幻燈フイルムの作成、ラヂオ放送の「皆様の健康」各種出版物刊行等の他新聞雜誌等による公衆衛生思想の普及徹底を指導實施中であるが現在何等の組織的な衛生教育對策の樹立なくこの際徹底的な教育計畫の實行が

厚生省

緊急の要務となつている。　この時衛生教育の不振を是正するため衛生教育振興の諸計畫を樹立中であるが内左記は既に終戰連絡中央事務局を通じて總司令部公衆衛生課社部長よりこの承認に關する覺書が本年一月六日附を以て政府に提出されてゐる

記

一　各種協議會の設置

衛生教育を實施する各官廳、各種團体、出版報道關係方面等の直接機關數種を設けること。

二健康週間運動

春秋二回健康週間を開催してそれぞれ特定のテーマを選びあらゆる衛生教育機關及び手段をつくして國民運動を展開すること。

三新聞雜誌等への廣告

新聞雜誌等に廣告の形式を以て衛生思想啓發記事を掲載すること。

四衛生教育用資材の整備

映畫、紙芝居、幻燈フィルム、ポスター、リーフレット其の他衛生教育において最も其の缺陷を感じられてゐる各種資料の作製及び其の製作の指導に當ること。

一厚生省

五講演會及展覽會の開催

講演會、ポスター懸賞募集及びその入選作成示又はスローガン懸賞募集等を行うこと

六公衆衛生列車展覽會

昨年十一月一日より開催中の列車展をなお強力なる準備的措置をし續行し之が成果を期すること。

厚生省

一、保健婦の養成及指導に關する事項

健康で文化的な生活を營むための要素の一は各個人の健康であることはいうまでもないがこれは日常生活全般の水準の向上によらなくてはならぬ、　疾病の豫防健康の増進のために個人及び社會生活をあらゆる部面において保健的に合理化された生活を目標として保健指導を中心に生活全般の指導を行う保健婦の使命は重大であるがこの保健婦の質的向上のため今般其

厚生省

の業務を遂行するために必要なる指導書「保健指導業務要覽」を作製し「保健婦業務基準」を制定したのである。　しかし現在不足である各保健所及び全國市町村に保健婦の増員が緊急の要務であつてこれがため保健婦養成施設の整備が必要である。

なお二十五年九月からは昭和二十二年七月三日政令第一二四號によつて制定された保健婦、助産婦、看護婦令に基き保健婦の

水準は引上げられその教育は新制高等學校卒業後四ケ年の教育課程を終なければならないため此の種の教育機關を整備する必要があり、昭和二十三年度において東京、大阪二ケ所に保健學大學を新設すべく計畫中である。

一厚生省

一、栄養改善指導及び栄養調査に関する件

国民保健の向上は、栄養改善事業の成果に俟つところまことに大いものがある。しかして現下の困難な食糧事情は、国民栄養を危殆に陥せしめるに至つているのであるから、此の際栄養指導の徹底を期さなければならない。

連合軍最高司令部の要求に基づき、昭和二十年十一月から国民栄養状態を明らかにし、食糧輸入の懇請並びに関係方面に対し

厚生省

食糧の栄養的生産、配給、消費に関し、連絡協議を行う等栄養行政施策に科学的基礎を與えている。

更に、栄養改善指導の第一線指導機関である栄養士に関しては、昭和二十年栄養士規則を判定し、なお、これが規則の效力の失效に伴つて、栄養士法を制定し、本年一月一日から施行して、その資質の向上と、適正配置を図り、国民栄養指導の徹底を期

するようにしている。

なお、鹿民の栄養その他食生活の調査研究を行い、栄養行政施策樹立に資するよう昨年五月鹿立栄養研究所を設置したが、庫舎の関係で、その整備が充分でなかつたが本年二月末元陸軍々需學校の衛生學校室を借入れたので三月中にはほぼ事務を終り急速に整備を図り目的の達成に努めるようにしている。

一厚生省

一、病院給食實施に關する件

疾病の治療には、病狀に適應した食事をとることが必要であるが現在の食事の摂取狀況は質量ともに加療目的にそわず又病院における調理が主として入院患者の嗜然とした　事によつているため不合理、不衛生に流れている現狀であるので、經濟安定本部及び農林省と種々折衝の結果、經濟安定本部において「大都市における入院患者に對する食糧の增配等に關する措置要領」を決定し、

厚生省

食糧燃料及び給食施設整備に要する資材等の特別增配を行い、本年三月一日から、七大都市所在の病院並びに公營結核療養所又は結核病棟、精神病院及び療養所を對象として病院給食を實施している。

なお、他の地域に對しては、食糧及び家庭燃料の需給事情の好轉をまつて逐次これを及ぼしていく豫定である。

一、食品衛生指導取締に關する件

從來食品衛生に關する指導取締は、明治三十三年法律第十五號「飲食物その他物品取締に關する法律」を基本として行つて來たのであるが、その取締の詳細な規定は命令に委任していたので、昭和二十二年法律第七十二號「日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力に關する法律」の規定によつて、昨年末を限り、その效力を失うこととなつたと、現下の食糧事情及び日常の

厚生省

食品衛生の現況は、更にその取締指導の強化を必要とする狀態にあつたので、食品衛生法を制定し、本年一月一日から施行しているが、これが關係政令及び規則は、事務の都合で遲れていたが、目下公布手續中であるし、關係通牒も施行準備中である。

近時食糧の不足と國民一般の道義の低下に伴い、粗惡有害飲食物による中毒事故が頻發しつつあるが、食品衛生法の施行によつて

必要な食品[illegible]加物、容器包装及び器具の基準規格を定めるなり、

その取締の徹底を期するよう、食品衛生監視員制度の確定を期している。なお暫定的にではあるが失業對策による食品衛生監視員の補助員を設置している。

一

厚生省

一、乳肉衛生指導取締に関する件

乳幼兒及び病弱者の主食とし、且つ動物性　白質食品として乳肉の占める地位は極めて、重要であるが近時牛乳の加水、家畜の密殺等による粗悪品が市場に　蔓しているので食品衛生法によつて指導取締を明確にし、食品衛生監視員制度を活用して、これが指導取締の徹底を期している。

なお、畜生獣醫事法の制定、屠場法の改正について、今議會の提

厚生省

出を期するよう準備を進めつゝある。

特に、農林省の畜産行政と、乳肉衛生行政の一元化については、屢々論議せられているところであるが、この一元化は適切な措置でないと信じている。

一、衛生統計に関する件

衛生上の各種統計が公衆保健行政上極めて重要なる資料である見地より客年八月衛生統計課を調査課より獨立せしめ該事務を所管して来たが従来戸籍統計に於て調査集計して来た人口動態統計をも衛生統計の一環として包含せしめ公衆保健行政上有益なる資料たらしめる方針により昨年九月一日より

厚生省

翌年度に於て所管するようになり更に本年一月一日からは従来市町村で作成されていた人口動態調査票が直接知事に提出されず保健所を経由して知事に提出され知事は厚生大臣に報告

一方同日報は保健所に於て作成され知事か

ら同様厚生大臣に報告するよう政令の改正を行つた　而して以上の順序を経て本日中の人口動態は翌月の二十五日迄速報を以て更に幾分詳細な疫数表は翌々月の二十五日迄全國取りまとめて之を連合軍司令部都道府県へ報告並に周知せしめている

保健所を経由することに於て調査票を二部

―厚生省

保健所に保管せしめ公衆保健行政上の資料たらしめることも此の改正の主眼点である

此の事務は相當のスピードと施設を要するので現在の施設並びに保健所機構では困難であるので早急機構施設の整備をなす必要がある

一、國立公園に關する件

現在國立公園として指定されているものは阿寒、大雪山、十和田、日光、富士箱根、中部山岳、吉野熊野、瀬戸内海、大山、阿蘇、霧島、の十三であるが現下諸般の情勢に鑑みて國立公園施策を積極的に促進するは喫緊の要務であると認められるので新に左記一の地域を國立公園に指定すると共に左記二の區域を新に既存國立公園の區域に追加編入する豫定である。

厚生省

記

一

1 北海道南部

2 八幡手、田澤湖一帯

3 磐梯山、吾妻山一帯

4 奥秩父一帯

5 伊豆半島、伊豆七島一帯

6 三國山脈一帯

7 琵琶湖一帯

二

1 日光國立公園——鬼怒川、鹽原、那須山方面

2 吉野熊野國立公園——湖 、高野山、金剛山方面

3 瀬戸内海國立公園——鳴門海 、藤蔓殺島、石鎚山方面

4 大山國立公園——失道湖、隠岐方面

5 阿蘇公園——英彦山、耶馬渓、別府寒山方面

6 雲仙公園——雲仙、指宿方面

国立公文書館
National Archives of Japan

一、国立公園法第四条第二項の規定に基づき

国立公園に遊歩道等の保護及利用の為金を助成する場合かかる

保護施設、国有地に国立公園法を準用すべく国立公園法の改正

法律案を国会に提出する為であつたが提出法案が既に閣議を

経るものに限定された為提出されるに至らなかつたので本編

国会には是非提出したいと考へ目下総合事務局会議に内議中で

ある。

厚生省

一、国立公園委員會に關する件

国立公園委員會官制によき中央並びに夫々委員會が設置される事になつたが、中央委員會にあつては既に第一回委員會の開催を見、その幹部関せられた「現下の情勢に鑑する国立公園施策」につき、特別委員會において答申案を作成中であり、又地方委員會については目下その設置準備中である。　尚中央委員會については議會議員を委員に追加任命すべく議會の議決論を待

一厚生省

議中である。

一、温泉法に関する件

温泉に関して従来府令を以て規定されていたが新憲法に伴ひ罰則を以て府令の効力が困難したので遽にこれに代るべき法律を制定する必要に迫られ、今次第二治會に温泉法案を提出すべく目下準備中である。

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

一、温泉温冤地の運営に関する件

温泉温冤地の中百瀬外冤、新福福冤、豆和田冤、白金台科地等は速かに文化的厚施設を整備して、その強得を最後国民の福祉保健、産業等国民福祉のために確保し、平和的文家建設の基礎たらしめるために、昨年十二月二十七日温泉温冤地の運営に関する件が、閣議決定せられたので、これが具体化に要する経費七千七百萬圓中公共事業費二千九百萬圓）を大蔵省に要求中である。

厚生省

一、国立公園行政機構に関する件

イ中央機構

我が国天然の風景を国民の保健休養教化と国際親善、国際収支の改善に資させることは現下の急務であることに鑑み、二月十四日公園系統局に国立公園部を設けて国立公園行政強化の端緒を開いたが、更に今期一歩を進めて、国立公園及び景観地の維持管理及びその積極的利用に遺憾なきらしめるため、厚生省機構を拡充して国立公園局を設けると同時国立公園の諸施設を整備するのに必要な経費二億五千萬圓（内公共事業費一億六千萬圓）を二十三年度予算として大蔵省に要求中である。

ロ地方機構

国立公園については国家的見地に立ち、全日本を通じて統一ある行政を遂行する必要があり、しかも現在の国立公園十三ケ所中五ケ所を除き他は悉く二県乃至四県に亘てゐるので、その

国の統一性を保持するため、その管理者の責任とする必要があるので、各国立公園毎に管理所を置くべく目下国立公園法を改正し本臨時国会に提出すべく準備中である。

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

醫書第一三二號

昭和二十三年三月一日

厚生大臣官房
總務課長　殿

厚生省醫務局長

大臣引繼事項提出の件

今般厚生大臣事務引繼に關し醫務局分として別紙の通り取纏め送付する。

厚生省

B.編綴

799

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

大臣引継事項

厚生省醫務局

目次

一、國民醫療法の改正に關する件
一、日本醫療團の解散に關する件
一、醫藥品等の配給に關する件
一、藥事法の改正に關する件
一、醫藥品の生産に關する件
一、不良藥品の取締に關する件
一、日本藥局方改正に關する件
一、過度經濟力集中排除法による指定の件
一、企業再建整備法に關する件
一、麻藥大麻取締法制定に關する件
一、麻藥の製造に關する件
麻藥生産計畫案
一、國立病院運營の件
參考　國立病院の概況
(イ)沿革　(ハ)診療費
(ロ)性格　(ホ)醫技
(ハ)施設　(ヘ)病院船
(ニ)職員　(リ)整備
(ホ)患者
一、國立療養所運營に關する件
一、國立病院土地建物の管理保に關する件
一、國立病院保有物に關する件

780

国立公文書館
National Archives of Japan

一、歯民醫療法の改正に關する件

歯民醫療法は第一回歯會において醫師會、歯科醫師會及び日本醫療團の解散等に關する法律に伴い一部改正をみたのであるがさらに官制に基く醫業制度調査會を開催して、同調査會において調査審議の上歯民醫療法の全面的改正を行うべく目下鋭意研究中である。

厚生省

一、日本醫療團の解散に關する件

日本醫療團の解散に關する法律は昭和二十二年十一月一日から實施されたのであるが之に伴い同團經營の一般醫療施設の移管措置に關しては醫療制度審議會より答申になつた「日本醫療團一般醫療施設處理方針」に基いて處置することに決定せられ右處理方針に基き本省においても各都道府縣衛生關係方面とも折衝中であるが、一方同團解散法律に基く日本醫療團清算評議委員會においても具体的處理方法について目下檢討中である。

厚生省

醫藥品等の配給に關する件

昨年十一月十一日公布の省令醫藥品等配給規則による新しい方式は種々の準備等よりして本年二月一日より實施した概制品目は醫藥品にありては一二四品目（近く三九品目を概制より除外する豫定）衛生材料八品目、乳幼兒治療劑三品目である。第一回の總額は約十五億圓にして之等の醫藥品等は既に各末端機關に出廻りつゝある現狀である。

一厚生省

尙登錄せる輸入業者、製造業者、販賣業者の數は左記の通りである。

記

製造業者	醫乳	二四五
	衛	二四六
輸入業者		一〇
中販	醫乳	六七
	衛	三一
地販		六五
		一、八四一

一、染事法の改正に關する件

現行染事法は昭和十八年に制定されたもので終戦後その改正に就ては民間より種々要望もあり且司令部に於てもその改正の速なることを希望せられたので當局に於ては昨年末より各關係方面と協議しその改正骨子に就て目下司令部事務當局と折衝中である、この改正法律案は今議會に提出の豫定である。

一厚生省

一、醫藥品の生産に關する件

我が國の製藥は終戰の年を最低として急速に復興、最近の生産高は我國最盛期の約五割に達してゐる。然し乍ら資材資金等困難な條件下にあるので重要醫藥品四四六品目を撰定してその生産計畫を樹立し併せて所要資材資金の計畫も設定して計畫生産を實施し特にペニシリン、血清ワクチン、スルホンアミド劑、梅毒劑、防疫藥劑、驅蟲劑等に重點をおいてゐる。

厚生省

所要の指定生産資材については臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割當規則によつて生産計畫に沿いその割當を實施してゐる。

一、不良醫藥品の取締に關する件

不良醫藥品を絶滅し併せて重要資材の活用を圖るために特に製造部門に對する査察を勵行し指導取締の完璧を期してゐる。而してこれに所要の經費についても豫算に計上、要求中である。

一厚生省

〇日本藥局方改正に關する件

藥品の性狀、品質、取扱の基準である現行日本藥局方は昭和七年に第五改正として施行せられたが爾來醫學、藥學の進展による藥品の變遷に對應するため今般その改正の必要を認められるので日本藥局方調査會をして昭和二十二年度より三ケ年計畫を以て第六改正案を作成せしめつゝある。

厚生省

「過度經濟力集中排除法による指定の件

集中排除法により第一回指定を受けた會社の中で製藥に關連あるものは約四十社であり目下各社共再編成計畫を樹てて居るが當省としては充分實狀を調査の上醫藥品生產に支障を來さざるよう適切な措置を講ずべく努力する所存である。

一厚生省

一、企業再建整備法に關する件

本法の既定により特別經理會社に指定された製藥關係會社は百五十六社あり既に各社共整備計畫認可申請書を提出し審査中であるが大部分は計畫益を以つて特別損失を補塡し得る見込みである。

厚生省

「癩予防法制定について

「ポツダム宣言及詔に伴ふ初等に於き癩予防取締規則（昭和二十一年厚生省令第八號）入浴取締規則（昭和二十二年厚生省令第一號）を制定夫々廃止来その取締の両法を別してきたが之が取締の一段の充実と但入所隔離を制立するため新たに法律案を第二回国会へ提出の準定にして目下政府部内で

一厚生省

燐柴の要項について

燐柴の要項については従来示されてのたが一九四七、六、二八覚書をもつて取消司令部よりその要項を訂正されたので医療用に必要なる燐柴を要項するための占領軍当局官の下にあつた原料燐柴を又聞した。

近く石原料燐柴は要項柴者を正式に指定訂別就生産計画未に為きたれが要項を明示する。

厚生省

麻薬生産計画案

一、目的

ポツダム宣言受諾により従来麻薬の製造は禁止されてゐたが今般製造を許可されたので昭和二十三年度より医療上、学術上必要なる最重要麻薬を選定し之を厚生大臣により生産を許可された医薬品製造業者に生産せしめる。

一、生産品目及数量

品目＼年次	一九四八年	一九四九年	一九五〇年	備考
燐酸コデイン	一、七八〇瓩	二、二〇〇瓩	二、二〇〇瓩	
塩酸エカ・イン	三四〇〇〃	〇〃	〇〃	
塩酸エチルモルヒネ	〃四〇〇〃	四〇〇〃	四〇〇〃	
阿片アルカロイド塩酸塩	五〇〇〇〃	五〇〇〇〃	五〇〇〇〃	
塩酸モルヒネ	〇〃	〇〃	一、八〇〇〃	

其の他之等麻薬生産の際副生する諸アルカロイド類

一、生産会社名及生産下命品目

三共株式会社（燐コデイン、塩酸エチルモルヒネ、塩酸モルヒネ）

大日本製薬株式会社（燐酸コデイン、塩酸モルヒネ）

武田薬品工業株式会社（塩酸コカイン、阿片アルカロイド塩酸塩）

一、原料麻薬在庫量

原料麻薬在庫量調

品名	在庫量 東京	在庫量 大阪	在庫量 計	備考
粗製モルヒネ	二、七四四瓩	一九瓩	二、七六三瓩	
生阿片	二七、二八六〃	二六、四九五〃	五三、七八一〃	
コカ葉	三、四〇三〃	一六、六二五〃	二〇、〇二八〃	
粗製パントポン	四二〃	〇〃	四二〃	
粗製コカイン	一三〇〃	三六〃	一六六〃	
酒石酸テバイン	〇〃	三二九〃	三二九〃	
塩酸エクゴニン	〇〃	一九六〃	一九六〃	
計	三三、六〇五〃	四三、七〇〇〃	七七、三〇五〃	

厚生省 150 97ヶ月

國立病院運營について

一、わが國の醫療体系において國立病院が如何なる存在であるべきかについては、醫療制度審議會の概討に待つべき點もあるが現在の國民生活の實情に鑑み、適正な醫療の普及は、最も重要な事項と考えるので益々國立病院の内容を整備し公的醫療機關として十分機能を發揮するようにいたす方針である。

二、國立病院の施設は、舊陸海軍施設かそのまゝ移管されたものであるから一般國民に對して適正な醫療を行うには施設そのものも亦その配置も必ずしも滿足すべきものとは申せないので指導的な醫療機關の少ない現狀に鑑み取りあえず現在の國立病院を一般綜合病院としての機能を發揮し得るように改造し更に職員には優秀な適格者を採用してその診療内容の向上に努めつゝある。なおわが國における病院の施設及び經營の改善に資するため連合軍總司令部の協力と指導の下に、國立中央病院設立委員會（ナショナル・メヂカル・センター・フアウンデーシオン・コミチー）が運營せられ、該委員會において、國立東京第一病院を中心とし、これに隣接せる舊陸軍々醫學校その他の舊軍用施設の敷地に、施設と經營において各國立病院のみならず廣く國立以外の各種病院の模範たるべき國立中央病院設立の企畫を進めている。

三、醫療機關並に國民一般に對し適正な醫療に關し指針を與えることは最も緊要なことゝ考えるのでこれが實体を把握するため醫療費その他に關し醫療統計調査を實施いたしておるからその結果を檢討して國立病院運營の改善に資する所存である。

国立公文書館 National Archives of Japan

參考

國立病院の概況

目次

一、國立病院の概況
(一)沿革
(二)性格
(三)施設
(四)職員
(五)患者
(六)診療費
(七)病院船
(八)機能
(九)整備

国立公文書館
National Archives of Japan

(一) 國立病院の概況

一) 沿革

國立病院は「日本政府はさきに日本陸海軍の全病院、療養所及び他の療養施設の監督權を占領軍司令官より内務省が受領したとき、一般市民の療養に対し責任ある厚生省当局者に移管すること。なおこれ等の施設において入院医療を傷痍軍人及びその家族に限定することを禁ずる」（連合軍最高司令官覚書昭和二年十一月十九日AG大三二PH）という陸海軍病院に関する覚書に基き昭和二十年十二月一日發足致しました。

國立病院を管掌するため厚生省外局として医療局が設置されましたが、昭和二十一年十一月厚生省の機構改革に伴いまして医務局が主管することになり今日に至っております。

二) 性格

國立病院においては終戦直後の特殊な國内状況によりまして陸海軍当時より入院しておりました者及び復員者、引揚者、戦災者等を優先的に入院せしめました結果これ等の者が患者の大部分をしめておりましたので國立病院は、復員者、引揚者に限られたかのような觀を呈しておりましたが、その後一般國民の國立病院に関する認識が高まってまいり、利用者が次第に多くなる實情に鑑みまして、昭和二十二年六月十八日國立病院入院規程を改正いたしました。

現在におきましては國立病院は公的医療機関として廣く國民一般に対し適正な医療を行う綜合病院として運營しております。

また医學生に対する實地修練、公衆衛生に関し地方衛生機関等との協力等も逐次實施しつゝありますので、國立病院が現在一般國民の切實な問題である医療問題の解決に資するところ大なるものがあります。

(三) 施設

施設は旧陸海軍よりの移管当時は一一九ヵ所でありましたが、その後種々の事情によりまして廃止ヨたり轉換ヘ國立療養所ヘしたものがありますので現在は九七ヵ所であります。

そのうち借上施設三ヵ所（大久保、松山、都城）を除きましては、すべて大藏省より一時使用の承認を得て使用しておるもので、逐次厚生省の國有財産として管理換えをするよう準備中であります。

(四) 職員

施設の移管と共に職員もそのまま勤務替えされましたが、公職追放、給與問題等によりまして大多數の病院は定員に満たない状態であります。

併し豊富な経驗と優秀な技能を有する旧陸海軍將校たりし公職不適格者を一時に退職せしめることは病院の運營上支障勘からざるものがありますので、過般それ等の留任の許可を申請しましたところ大部分は後任者のあるまで勤務することが認められることになりました。

また給與問題も國家公務員法による職階制の確立に伴い解決せられることになると思います。

なお綜合病院としての機能を發揮するため、病院長、医長故に各医科大學等より優秀な人物を採用し逐次人的陣容を整備しつゝあります。

また昭和二十一年十二月全國立病院勞働組合が結成され、昭和二十二年八月八日勞働協約の締結を見ました。

(五) 患者

昭和二十年十二月一日移管當時の在院患者は一七、一五九名で全員がいわゆる傷痍軍人でありましたが、現在（昭和二十二年十一月二十一日）では入院患者二〇、三二九名、中傷痍軍人は七、三五六名（入院患者總數に対し三六・一%）であります。

昭和二十二年四月より十月に至る間の一日平均入院患者は二一、四二三名、中傷痍軍人五、〇三四名（入院患者總數に対し二三・五%）

引揚者二、七四二名（入院患者總數に対し一二・八%）で、外來患者は二六、七七五名で殆んど（九五%）一般患者であります。

また外地引揚患者は引揚港附近の國立病院（等一收容病院と稱しております）に先ず收容し、爾後患者の在所または希望地附近の國立病院または國立療養所に転送いたしております。

(六) 診療費

國立病院發足當初から有料を建前としておりましたが、復員者、貧困者等に対しましては無料で診療して来ました。

その後昭和二十一年十月一日より生活保護法が施行されましたので昭和二十二年度より同法により保護をうけ得るものは、これに依らしめることゝいたしました。従って本人より直接診療費を徴收しないことは従来と変りはありません。

診療費の算定は社會保険診療報酬の算定方法によって算定しました額を基礎といたしまして、結核、精神病患者に対しましては二割、その他の患者に対しましては一割の減額を行っております。

また生活保護法の適用は受けられないが診療費の負担が出来ないような患者に対しましても國立病院を利用できないようなことのないように考慮いたしております。

(4) 義肢

肢体不自由者に對する義肢は移管當初、東京第二、相模原、龜川の三國立病院において製作修理されてありましたが、昭和二十一年度におきまして東京第二、相模原、龜川のほかに札幌、仙臺、新發田、大阪、岐阜、岩國、善通寺、小倉の八ケ所の國立病院に工場を附設し義肢、補助器の製作修理に當つておりますほか相模原、東京第二病院におきましては義肢改良の研究を行わせ、更に各病院とも、これら肢体不自由な者が退院後職業につき得るよう入院中から訓練と職業準備教育を施しております。

なお國立病院或足當初より昭和二十二年十月までに製作修理した數は二一、二〇二件であります。

(5) 病院船

外地患者引揚のため病院船が船舶運營會の管理下に運航されており、その患者の診療部面は醫務局で擔當いたし、病院船一隻につき國立病院の醫師、看護婦、事務員約一二〇名で編成されている病院船衛生班を派遣勤務されております。

(九) 整備

國立病院の施設は旧陸海軍病院をそのまゝ転用いたしましたのでその分布状態、構造等が國立病院としての使命達成に必ずしも合致しておりませんし又病院の新設も実際上殆んど不可能な状態でありますのでこれの病院の実状に応じ診療所等を附設いたしまして、広く國民一般の利便を図るようにいたしております。

また諸設備につきましても外来患者診療施設の新設、病院の改善、看護婦宿舎の整備等はその他の営繕関係の整備よりも優先的に実施いたしております。

厚生省医務局所在地一覧表　昭和三十年一月二十日現在

医務局病院課

厚生省医務局	北海道	北海道札幌郡豊平町月寒　國立札幌病院内
出張所	東北〃	宮城縣仙台市原町南目　國立仙台病院内
〃	関東信越〃	東京都千代田區大手町
〃	東海北陸〃	愛知縣名古屋市中區南外堀町
〃	近畿〃	大阪府大阪市東區法円寺町
〃	中國〃	廣島縣佐伯郡大竹町　國立大竹病院内
〃	四國〃	香川縣仲多度郡善通寺町　國立善通寺病院
〃	九州〃	福岡縣福岡市大名町　國立福岡病院内

800

國立病院所在地一覧表

昭和十三年一月二十日現在

医務局病院課

國立札幌病院　北海道札幌郡豊平町月寒
〃　旭川〃　旭川市大町一線
〃　函館〃　函館市千代ヶ岱町
〃　宗谷〃　宗谷郡雅内町ノサンル
〃　登別〃　幌別郡幌別村
〃　弘前〃　青森縣〃　市大字　也
〃　盛岡〃　岩手縣盛岡市厨川赤祭前
〃　仙臺〃　宮城縣仙臺市原町南目
〃　鳴子〃　〃　玉造郡鳴子町
〃　秋田〃　秋田縣秋田市中城町
〃　山形〃　山形縣山形市香澄町
〃　郡山〃　福島縣郡山市字上亀田
〃　若松〃　〃　若松市榮町
〃　水戸〃　茨城縣東茨城郡渡里村
〃　栃木〃　栃木縣宇都宮市戸祭町
〃　高崎〃　群馬縣高崎市高松町
〃　沼田〃　〃　利根郡沼田町
〃　埼玉〃　埼玉縣北足立郡大和町
〃　所澤〃　〃　入間郡所澤〃
〃　國府台〃　千葉縣市川市國府台
〃　千葉〃　〃　千葉市作草部町
〃　佐倉〃　〃　印旛郡佐倉町
〃　王子〃　東京都北区袋町
〃　大藏〃　〃　世田谷区大藏町
〃　立川〃　〃　立川市曙町
〃　世田谷〃　〃　世田谷区太子堂
〃　東京第一〃　〃　新宿区戸山町
國立震浦病院　茨城縣土浦市
國立東京第一病院　東京都目黒区八雲町
〃　相模原〃　神奈川縣高座郡相模原町
〃　横須賀〃　〃　横須賀市中里町
〃　塚〃　〃　横浜市戸塚区
〃　甲府〃　山梨縣甲府市丘府中町
〃　高田〃　新潟縣高田市南本町
〃　村松〃　〃　中蒲原郡村松村
〃　新發田〃　〃　新發田市
〃　長野〃　長野縣更級郡上山田村
〃　松本〃　〃　松本市旭町
〃　岐阜〃　岐阜縣岐阜市北長森野一色
〃　浜松〃　靜岡縣浜松市和合町
〃　三島〃　〃　三島市四岩崎
〃　沼津〃　〃　駿東郡清水村
〃　富士〃　〃　富士郡上井出村
〃　靜岡〃　〃　靜岡市安東町
國立豊橋病院　愛知縣豊橋市野町
〃　名古屋〃　名古屋市中区南外堀町
〃　鈴鹿〃　三重縣鈴鹿市加佐登町
〃　津〃　〃　一志郡久居町
〃　富山〃　富山縣富山市五福
〃　金澤〃　石川縣金澤市下石引町
〃　山中〃　〃　江沼郡山中町
〃　八日市〃　滋賀縣神崎郡御園村
〃　福知山〃　京都府福知山市岡下
〃　京都〃　〃　京都市伏見区深草向畑町
〃　舞鶴〃　〃　舞鶴市行永
〃　大阪〃　大阪府大阪市東区法円坂町
〃　神野〃　兵庫縣加古郡神野村
〃　篠山〃　〃　多紀郡岡野村
〃　姫路〃　〃　姫路市本町
〃　大久保〃　〃　明石郡大久保町

同　奈良病院　奈良縣奈良市高畑町
〃　和歌山〃　和歌山縣和歌山市加太町
〃　敦賀〃　福井縣敦賀郡東郷村
〃　鵜江〃　〃　今立郡神明村
〃　鳥取〃　鳥取縣倉吉郡宇野村
〃　浜田〃　島根縣浜田市大字黒川
〃　松江〃　〃　八束郡乃木村
〃　下山〃　岡山縣岡山市上伊福宮西
〃　福山〃　廣島縣福山市御門町
〃　廣島〃　〃　廣島市字品町
〃　大竹〃　〃　佐伯郡大竹町
〃　山口〃　山口縣豊浦郡小串町
〃　下関〃　〃　下関市後田町
〃　岩國〃　〃　岩國市黒磯
〃　八幡〃　香川縣仲多度郡善通寺町
〃　〃　徳島縣徳島市藏本町

國立松山病院　愛媛縣松山市道後湯本町
〃　高知〃　高知縣高知市上池田
〃　倉〃　福岡縣小倉市北方町
〃　筑紫〃　〃　福岡市野多目町
〃　久留米〃　〃　久留米市國分町
〃　福岡〃　〃　福岡市大名町
〃　大刀洗〃　〃　朝倉郡立石村
〃　〃　佐賀縣佐賀郡高木瀬村
〃　嬉野〃　〃　藤津郡嬉野町
〃　壹岐〃　長崎縣壹岐郡武生水町
〃　鷲知〃　〃　下縣郡鷲知町
〃　長崎〃　〃　大村市小曲
〃　大村〃　〃　大村市上久郷
〃　川棚〃　〃　東彼杵郡川棚町
〃　熊本〃　熊本縣熊本市二ノ丸町
〃　菊池　〃　菊池郡泗水村

國立別府病院　大分縣別府市田湯区
〃　大分〃　〃　大分市大道
〃　豊川〃　〃　別府市大字内竈
〃　都城〃　宮崎縣都城市川東
〃　鹿兒島〃　鹿兒島縣鹿兒島郡伊敷村

国立公文書館
National Archives of Japan

國立療養所運營に關する件

國立療養所の運營については國民病たる結核に對する適切なる治療と進かなる治療をはかり以つて國民保健の福祉を增進するため療養施設として從來の國立療養所二九ケ所二九、〇〇〇床に本年度において國立病院より轉換された十二ケ所五、〇〇〇床及び本年一月閣議決定に基き日本醫療團より移管された九二ケ所一二、八〇〇床を加えて合計四七、八〇〇床を以つて關係各廳間と密接に協力し結核の治療の萬全を期しております

次に癩の治療、保護を圖るため、全國に十ケ所九、〇〇〇床の癩療養所があり、その他に神奈川縣藤澤市の療養施設として四ケ所一、九〇〇床と四ケ所四〇〇床の溫泉療養所がありますが、これ等施設もそれぞれ所期の目的を完全に果すやうその運營に遺憾ないよう期しております。

一、國立病院土地建物の管理に關する件

國立病院の土地建物はそれが元逓信省病院のものであつた關係から逓信省から移管するのとなりその所管に伴ひ人或自の管理に關し一時使用の形式で使用中であるが或近病院の現狀その他も聞く兒童が明かとなつて來たので厚生省の公用財産に管理使うべく日下人或自と別個手續中である

厚生省

一、公立病院休止物件に関する事項

公立病院が既に休止する物資には凡平面物資もあるかすべて内務省、商工省及厚生省より当該公立病院の運営上必要な資源として休止を認められたものであるか、或は其の資源も相関してきたか一方公立試験所等には倒壊に帰之してゐるものとあつて全体を通じて相当の欠乏状況にあり公立病院試験所の今后の運営のためには物資補給に相当努力を要する状況である。

厚生省

豫發號外

昭和三十三年三月六日

厚生省豫防局長

厚生大臣官房秘書課長殿

大臣事務引継事項について

標記の件に関し別途三部提出する。

厚生省

野紙　洋紙中面野紙乙

(東京 388)

806

五

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

一、結核予防対策の強化充実に関すること
二、寄生虫予防対策の實施に関すること
三、癩対策の實施に関すること
四、予防接種法制定に関すること
五、性病予防法制定に関すること
六、海港検疫に関すること

厚生省

七、生物学的製剤抗菌性物質の検定に関すること
八、予防衛生研究所の整備に関すること
九、血液型血清の整備補充に関すること
一〇、衛生工事行政強化に関すること
一一、鑛害に関すること
一二、風疾昆虫駆除に関すること

一、結核豫防對策の強化擴充に融すること

戰後社會生活の惡條件により結核は益々蔓延の傾向にありたるか、最近漸分の低下を示して居るか、更に結核病床の整備、健康相談所の強化、BCG豫防接種の徹底、豫防思想の普及等一連の施策を綜合的に強力に展開推進する必要がある。

二、寄生蟲病豫防對策の實施に關すること

糧藥品の不足、食生活の影響により全國的に寄生蟲病の被害は甚大なるものがあり、之が豫防對策の強化は目下の急務である。

により、糧藥品の生産增加を圖ると共に思想普及等により本病の被害の絶滅に向つて努力する。

三、無線對策の實施に關すること

昭和二十二、三兩年度に亘つて我が國の長波容疑者（約三五〇〇の推定）全員を網羅し所に入所せしめる計畫を實行し、我が國の無線豫防事業に一新紀元を劃し文化國家建設に貢せんとする。

一、豫防接種法制定に關すること

傳染病の徹底的な豫防を圖る目的で豫防接種法を制定することゝなり、今國會に提出すべく諸般の準備を進めてゐる。

この法案の内容は概略次のとおりである。

疾病の豫防に有效であることが確認されてゐる免疫原の豫防接種を廣汎且つ強力に行ふものであるかその豫防接種を行ふ疾病は痘瘡、ヂフテリヤ、白日せき、腸チフス、パラチフス、結核、發疹チフス、コレラ、ペスト、しよう紅熱、ワイル病及びインフルエンサであるかこの中痘瘡、ヂフテリア、白日せき、腸チフス、パラチフス及び結核については定期に豫防接種を行ひ將に疾病蔓延の際は上記の疾病のすべてについて臨時の豫防接種を行うものである。

一防疫課

厚生省

尚この法律の施行に伴ひ現行種痘法は廢止する。

二、性病豫防法制定に關すること

從來の素愚者を中心とした化膿病豫防法を全面的に改正して一般國民を對象とした性病豫防法を立案し今國會に提出の運ひになつてゐる。

この法案の内容は概略次のとおりである。

總則にはこの法律の目的並ひに國、地方公共團体、國民及び醫師の義務を規定し第二章以下に性病患者を診斷した醫師の屆出義務、婚姻、妊娠の際の健康診斷の勸奬接觸者調査に基づく健康診斷及び實産婦常習者に對する健康診斷の强制施行、都道府縣知事が將に性病の治療及ひ豫防上必要と認めた際行う健康診斷、都道府縣知事の性病患者に對する治療、入院入所の命令並ひに診療所、保健所の設置を規定してゐる。

同この法律の施行に伴ひ現行化膿病予防法及び同法特例はこれを廃止する。

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

一、海港檢疫に關すること

從來運輸省、運輸省の共管であつた海港檢疫業務は厚生省所管に統一されることゝなつたので、昭和二十一年十一月厚生省官制を改正し衛生局に檢疫課を置き引揚檢疫以外の檢疫業務を管掌することゝした。而して運輸大臣最高司令官の指令によつて小樽、函館、横濱、横須賀、名古屋、神戸、宇品、門司、長崎の九港が外航船舶入港々と指定され、これ等の港に駐在する米軍八軍の檢疫官に協力して檢疫を施行することゝなつたので、昭和二十二年四月二十五日檢疫所官制を公布、横須賀を除く八港に檢疫所を設置し檢疫を實施して來たつた處、昨年十月更に清水、博多、三池、佐世保、鹿兒島の五港が追加指定されたので直ちに豫算的措置を講ずるとゝもに、今度新たに地方自治法第

厚生省

一五六條第四項の規定に基いて地方行政機關設置の場合に議會の承認を必要とすることになつたので、この承認方を議會に提出し、二月二十四日衆院の承認を得たので直ちに檢疫所官制改正並びに檢疫所設置告示を爲し、機力これが整備に努めているが何分にも戰災その他によつて施設及び資材に不備の點が多々あり、又職員の配置も充分でないのでこれ等につき目下種々方針を樹て充實に努める等檢疫業務に遺憾のないよう取計つている。

一、生物學的製劑、抗菌性物質の檢定に關すること

リクチン、血清類等の生物學的製劑及ひペニシリン等の抗菌性物質の檢定は傳染病研究所に於くべからさるものであるか、從來總て永檢定を實施して來たものは、チフテリア血清及破傷風血清の兩者に過ぎなかつたので、日日々の指導により、凡てのこれらの製品に對して、昨年設立を見た傳染病研究所をして國家檢定を實施せしめることゝなり、昨年四月生物學的製劑等基準調査委員會を設置して、これら製品の製造方法、檢定方法及ひ使用方法等の基準を制定しつゝあり。

二、傳染病研究所の整備に關すること

傳染病研究所は、傳染病研究所の整備に關し衛生行政に直結する研究所として、日日々の指導により、昨年五月東京大學附屬傳染病研究所の建物の一部を利用して設置を見たのであるか、その業務の牛物學的製劑、ペニシリン等の抗菌性物質及び消毒材料等の檢査、檢定並ひに試驗的製造等か主なるもので、右の外、診療チフス、日本脳炎等の特定疾病に關し日日々と協同して研究實施中である。而して該研究所は、現在活潑にその運用を見ているのであるか、研究所業務の繁多に加え、職員の增加及ひ研究實施の都合上、現在の施設では狹隘に過ぎるので建物に就て文部省、大學當と交渉中なり。

三、血清檢査施設の整備擴充に關すること

病原の檢索は、疾病傳染防止極めて重大であり、これが實施は、都道府縣の重要な責務であるか、惟來その他により充分なる施設か少く、一朝有事の際愛うべき現狀にあるので、都道府縣中

災紘図書館、衛生試験所及び保健所試験検査室の整備費充計量を樹立し、昭和二十二年度以降別表についてはこ年、後者についてはこ五ヶ年計畫を以て逐次これが整備を図る課定である。

厚生省

一、衛生工學行政強化に關すること

衛生工學行政は國民の文化的衛生生活を保持し、且向上せしめる爲に根本行政であつて特に傳染病豫防上最も重要なものであるか、從來この分野における對東亞に施設に就いては諸外國に比し、なお劣はさる處かあり、且つ此の點につき運台國軍總司令部の覺書の次第もあるので本行政を強力に推進するため、過般本省に專管課たる衛生施設課を設置し、衛生工學行政を一層強化擴充することゝした次第であるか水道及下水道行政の事務は現在厚生省と建設院において分掌している關係上事務處理の上において不都合な點か多いので本行政を厚生省に一元化することについて目下覺意檢討中である。

二、鑛害に關すること

鑛害は全國的な問題であるか、特に北九州の遠賀川は筑豊炭田によつてその汚濁甚しくこれを水源とする市町村は水道の水質著しく不良となり、取水困難を感じ、從つて住民の保健衛生上者しい脅威を與え、且傳染病の發生率は他に比して憂うべき狀態にあるので、これか水源地保護について目下關係省と連絡して考究中である。

三、鼠族昆蟲驅除實施に關すること

昭和二十一年度より各都市に鼠族昆蟲驅除班を編成せしめ鼠、蚊、蝿、等の驅除に當らせた結果、昨年において急性傳染病の發生を天正二年以來の記録に激減せしめることか出來たので來年度においては運台國軍總司令部よりの強力なる要請もあるので都市のみならず、更に農漁村までも含め徹底的に實施するよう目下豫算要求中である。

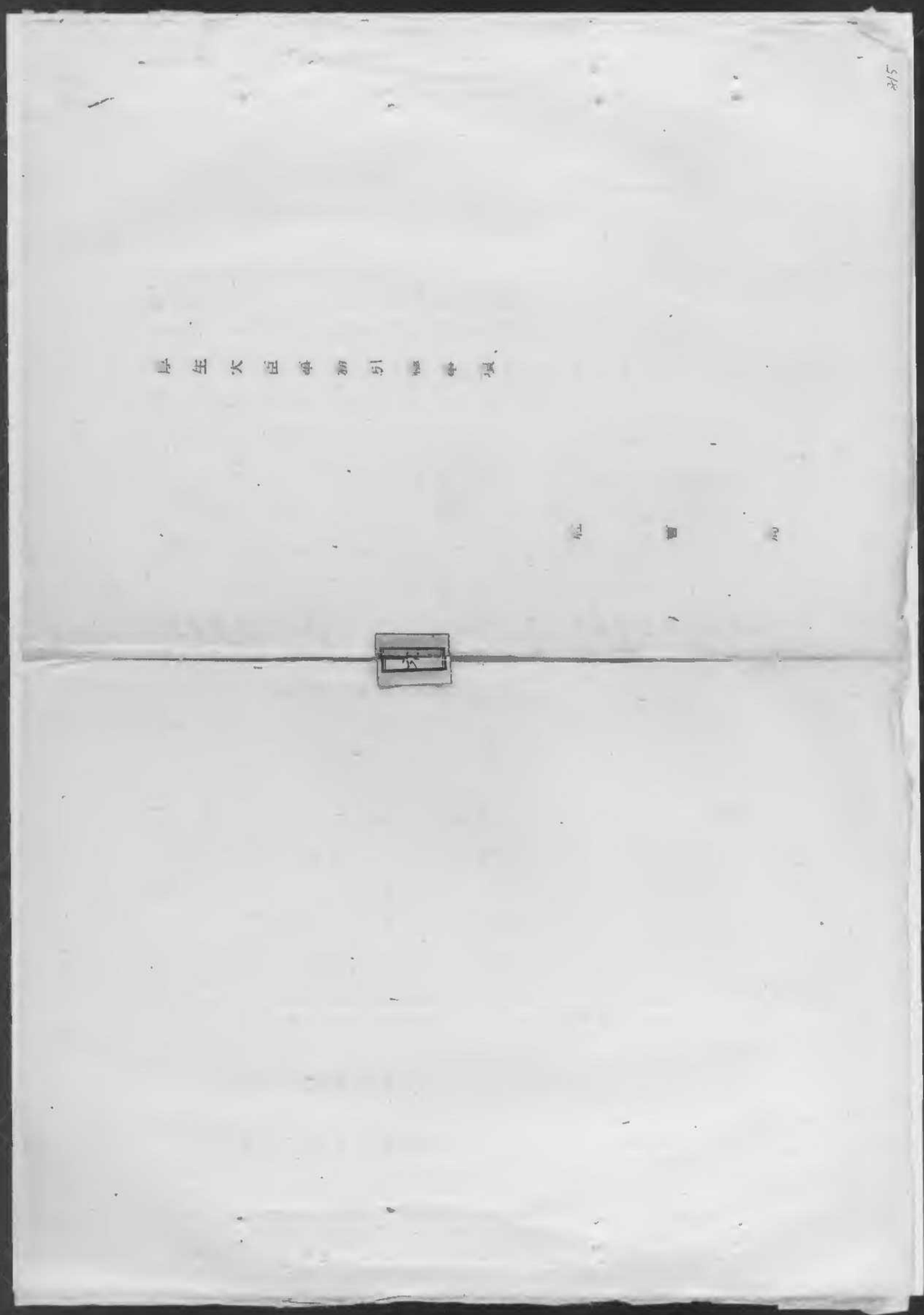

国立公文書館
National Archives of Japan

目次

一、民生委員に關する事項
　(一)民生委員の改選に關する事項
　(二)民生委員の進退等に關する事項
二、共同募金運動に關する事項
三、日本社會事業專門學校經營に關する事項
四、生活保護に關する事項
　(一)要扶護者の保護のための施設に關する事項
　(二)生活保護法の施行に關する事項
五、災害保護に關する事項
六、勞働者の保護對策に關する事項
七、中途失明者保護に關する事項
八、公益質屋に關する事項
九、轉落婦人の保護に關する事項
一〇、同和事業に關する事項
一一、ドイツ人の生活援護に關する事項
一二、生活協同組合に關する事項
一三、財團法人協助會解散に關する事項
一四、引揚者、生活困窮者の昭和二十二年度越冬用寢具、衣料品の給與に關する事項
一五、ララ救援物資に關する事項

二、[illegible]に関する事項

(一)[illegible]に関する事項

[illegible]八十[illegible]年[illegible]月[illegible]日の[illegible]定によって[illegible]年[illegible]月[illegible]日に[illegible]の[illegible]生学園は[illegible]を[illegible]すことになったので、この[illegible]なる[illegible]生学園の[illegible]日を[illegible]るために、その[illegible]生学園の[illegible]日[illegible]である[illegible]生学園[illegible]に[illegible]生学園[illegible]について[illegible]に[illegible]を用い、[illegible]に[illegible]を明[illegible]している。

(二)[illegible]生学園の建設相等に関する事項

[illegible]生学園は、[illegible]の[illegible]行[illegible]の[illegible]一[illegible]としてその[illegible]は[illegible]に[illegible]なるものであるので[illegible]としてその建設相等には[illegible]に[illegible]を用いているが、特に[illegible]生学園の本質的性格に[illegible]的、[illegible]的方面の相等に[illegible]を用いている。

同、二十二年度に[illegible]を訂正している。

三、[illegible]に関する事項

昭和十一年十二月二十五日より一ケ月間全国に亘って（岩手、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]を除く）実施した[illegible]運動は目標[illegible]六億八千[illegible]に対し五億五千[illegible]、八割一分[illegible]を[illegible]した。各府県とも目下集計中で近く完了するが[illegible]はなお良いものと思われる。

然しこれが出分は目下[illegible]中であるが国策たる且つ[illegible]による国[illegible]であるので[illegible]

[illegible]とさせている。

なる昭和二十三年度は、大体今年十月頃より一ケ月間[illegible]する[illegible]定で、日[illegible]の[illegible]との[illegible]定を計[illegible]中である。

三、日本[illegible]米[illegible]門[illegible]改[illegible]に関する事項

本[illegible]は[illegible]事業[illegible]事[illegible]の[illegible]を目的として昭和二十一年十月[illegible]せられ、[illegible]よりその[illegible]の全[illegible]と[illegible]行して[illegible]法人日本[illegible]事業[illegible]に[illegible]し[illegible]している。

本[illegible]は本[illegible]、[illegible]、[illegible]の三[illegible]に分[illegible]て[illegible]り、[illegible]（[illegible]）に[illegible]した。

四、[illegible]に関する事項

(一)[illegible]の[illegible]に関する事項

[illegible]は[illegible]の[illegible]に分[illegible]で[illegible]の[illegible]に[illegible]と[illegible]に[illegible]年[illegible]に昭和二十二年[illegible]れ、[illegible]

[illegible]年[illegible]月[illegible]（[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]）[illegible]に[illegible]生[illegible]に[illegible]（[illegible]）

[illegible]分については[illegible]で[illegible]の[illegible]生[illegible]で[illegible]年[illegible]に[illegible]年[illegible]に昭和二十二年[illegible]

んと完成し次々被保護者の収容を開始している。なお昭和二十二年度においても家族員を増加する引揚者、生活困窮者の乗船収容施設及び生活保護法による保護費の収容に要する費用として一八〇、〇〇〇、〇〇〇円を充当し目下これが實施に遺憾なきを期している。

四、生活保護法の施行に関する事項

生活保護法の施行に際しては抗下の社會経済事情に即応して保護の万全を期すべく鋭意努力中である。

なお昭和二十二年度における生活保護法の施行に要する経費総額は五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円であるが国庫財政の困難から五五〇、〇〇〇、〇〇〇円の節減を余儀なくされたが、これが経費国に及ぼす影響は極めて大きいものがある。然しこの實行費用の範囲内に於いて要保護者の保護に遺憾なきを期すべく努力している。

五、災害保護に関する事項

災害救助法の施行に関しては非常災害に際して緊急的に必要な救助を行い災害にかゝつた者の保護の徹底と社會の秩序の保全を図るため所要の所要の準備と、これが整備充実に努め所期の目的達成に遺憾なきを期するよう努力中であり、目下未曾有の混乱の渦中である。

(1)災害救助法による救助に関する日本赤十字社の協力に関する件

(2)罹災及び消防制度改正に伴う都道府県災害救助機関の組織の整備に関する件

(3)災害救助法による救済用物資備蓄に関する件

六、傷病者の保護対策に関する事項

傷病者の保護については終戦後無差別平等の原則に従つて生活保護法によつて保護されているが傷病者はその数極めて多く生活困窮、身体的缺陥も多種であるのに鑑みその缺陥に応ずる綜合対策を樹立し同時部の了解も得たので本年度においては五千万円の予算を以て九県（北海道一、東京二、神奈川二、愛知一、京都一、大阪二、兵庫一、香川一、新潟一）に合計十二ケ所の救容施設を設置し更に實施すると共に傷病者保護対策委員會を設け多種多様に亘る保護対策を研究審議し厚生官僚と緊密なる連絡の下に綜合的且敏速に實施すべく計画中である。

七、中途失明者保護に関する事項

傷痍、戦災又は事故、災害等のため失明した者に対しては厚生が特別的厚遇は極めて困難であり且つ立目者の施設せられて居るに対し中途失明者に対しては厚生が特別的厚遇した救護を積極的に実施せしむることとし、経済的援助のため必要な救護の方法を講ずる失明者に対して私三[illegible]の援護を講じ、その生活が成立ちうる様[illegible]

の方法を講じて居ると共に昨年二月以降盲人失明者に就職者を斡旋し、失明者の職業補導及福祉事業、失明者保護思想の普及事業を行はしめると共に、失明者に関する生活調査、実態を調査する為としての調査、失明者死亡者を調査せしめている。

八、公益質屋に関する事項

貸業は従来民間営業として行われ高利を貪り甲取も厳く利用されているが民間質屋は営利を目的としその貸付利率も高く流質物の処分を唯一の収入としているのでその日の生計に事欠く労働者その他少額所得者は却つて利用に困難する状況に鑑みてこれ等の無産者層の経済保護施設として昭和二年八月十日に公益質屋法を制定し公益質屋制度を確立して利用者が真に手軽に利用出来る如く貸付利子、利子計算方法、流質期限、質物処分方法等を定めた。

公益質屋は質屋法施行当時の七一箇所より逐年増加し昭和十八年度には七一七箇所の多数を算えていたのであるが、戦災等により焼失し現在においては六四六箇所に減少している状況である。以下の経済状勢下に於ては、その利用者も減少しつつあるも貸付資金面に於て従来民間資金の融資を受けていたのであるが、これも融資停止の状況にて資金に窮し利用者の需要を満し得ないものがある。昭和二十二年度における（自四月至九月七ケ月間）利用状況は貸付口数（一八四、二〇一）貸付金額（八、七八八、一二〇円）弁償口数（二九一

六、二七）弁償金額（六、七五七、六九三）利用者数（一二五、四〇六）である。

九、簡易宿泊人の保護に関する事項

終戦後国民生活の窮迫化により正常生活から脱落する宿人の続出を見つつあるので昨年度においても宿人保護生活保護施設である宿人寮を六大都市及福岡、吉祥寺に合計十七ケ所を設置した。

本年度においては之が設置に要する費用三、〇一二～一六五円を計上し宿人寮において生活指導、授産、就業斡旋、就職資産等の措置を講じつゝある。

一〇、同盟事業に関する事項

貯業の回収による不当利益は過剰時に処理に関する同盟事業二十ケ年計画は昭和二十年をもつて一応終了することゝなつたが引続き同盟の清算に伴う公益事業に要する経費三九五、〇〇〇円のみを計上し他は一般会計にて考慮することにした

一一、ドイツ人の生活及財産に関する事項

ドイツ人にして日本に居住し貴重財産又はその他の財産及能力のため生活を維持しかねるものに対し日本政府において真の生活を保護すべき目的の為ドイツ政府同盟国政府及同

昭和一九年五千七二月十九日「ポツダム」宣言ニ基ク日本国ノ降伏ニ関スル件」において外交官を除く一般ドイツ人並に元ドイツ海軍水夫の出身者の生活援護を厚生省において行うことゝなり昭和二十年十二月より之を実施して来たが本年度においても引続き援護費の二億円を援護として当り現在同胞百万三千人とよつて居り一人月二、〇一三円を支給しているが内訳その他の不時の出費を支弁するドイツ人が相当数あるのでこれらに対しても必要に応じて援護費としている、同援護ドイツ人は現在九五七人である。

二、生活協同組合に関する事項

現下の過度した国民生活の危機打開とその合理化を目指して、近時消費組合を設立するもの相当増加の傾向にある。現在における消費組合は、生活高級に渉る協同化を理想としその名称も「生活協同組合」と称している。これらの所謂「生活協同組合」は現在では産業組合法に準拠し者及しつつあるも、同法は公布年度相当古く且つ生産者特に中小産業者を対象として立法せられた為事実に適さざるものがある。依つて国民の自発的な生活協同組合の健全なる発展を希求するには新たなる立法の要ありと思考せらるゝ故国民経済全般の問題点の一環として中小商工業者との関係並に流通秩序との関係、生活協同組合の発展等各般に亘つて目下調査研究を進めている。

三、財団法人協助会に関する事項

財団法人協助会は傷病者、傷痍軍人のみならず一般傷病者をも含む）の相互扶助を目的として昭和二十一年三月解散せられた財団法人大日本傷病軍人会の財産と多数の会員を承継しており連合軍最高司令部の指令にも触れている事が関係当局より指摘せられ去る二月一日解散せしめた。同会の行つていた傷病者援護事業は今後厚生省及び都道府県がひきついで実施することゝなつている、尚援護の公費負担同盟が目下調査中となつている。

四、引揚者、生活困窮者の昭和二十二年度通常用経費、援護費、医療品の確保に関する事項

本事業については、昨年十一月末に、昭和二十一年十二月以降の引揚者一般加入五十万人（十二万五千世帯）及び一般生活困窮者五十万人、八十二万五千世帯）約百万人を当初として乙に要する費用約五億三千万円、之に昭和六十二万三千人、上記、海外在二十五万人、シヤツ、ズボン下、靴下各五十五万足を確保し結果することに決定致して一月二十一日現在一般加入者は、本年度分を含り、海外、之帰は目下調査中であつて今月末には概算完了する見込である。

五、ソ連及東南アジアに関する事項

本国におけるアジア及び公益団体（Licensed Agencies for Relief in Asia）「以下ラ

つと謳ふ」による救護法は昭和五年度の救護事業は依然恐慌状態にあり一昨年十一月救護法に第一項を加えてより今日に至る迄既に五千二百その品目は衣類、衣料、靴、雨具品、山子等々九百余種に亘り救護は実に二十五日以上に達している。

本官貴甲には在留邦人五日本人の熱心なる出金により北米、ハワイのみならずブラジル、アルゼンチン、チリー、メキシコよりも心からなる義捐が及ぶく到達しているのは以に感謝に堪えないものがある。

此等物資は直ち救済物資として全部に配分せられ特に社會事業施設に収容者に対しては当初より種類的に一日五〇〇カロリーを増配し得る如く配分し衣料、靴、石鹸、乳品等もその需要を満たすに充分な量を給與している。継続的に配分するものの外災害救助、学童給食救護、引揚援護、民生委員及社會施設による一般困窮者への衣料の配分等現状に即し夫々救済の手を延ばしているのであつて其の状況は別紙の通りである。

此等本国よりの贈物に対しては感謝の意を表し且該慰問の促進を図る必要もあるので本代表者に対しては厚生大臣より既に救護の状況を出し且邦人困窮に対しては感謝状を送出す如く準備している。

既の感謝文並に感謝状は本救済運動を促進するに大なる效果有るものゝ如く既に相当の反響をけんでいるとの情報を得ているので今後とも更に継続せられん事を望む次第である。

尚第一回義捐においても「ララ」に対し感謝決議をなしたのであるが今後とも適当なる手段にて同氏的感謝の意を表する如く考慮するを要するものと思ふ。

本救護事業開始以来の実績を述ぶれば左記の通りである。

（二月二十日現在）

一、受入状況

人	活	扶	五三	受
受	領	救	約三五〇〇	領

内 訳

衣	類	一八五六	個
衣	料	五五〇	〃
乳	品	二七	〃
靴		六三	〃
石	鹸	一	〃
其	の	他 五	〃

二、配分状況

(イ)社會事業施設配分内訳

配分施設	一三五九
〃 人員	一一四六七三 人

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和二十三年二月　日

厚生大臣事務引継事項

兒童局

厚生省

目次

一、兒童福祉法施行に関する件（企画課関係）
一、浮浪兒、孤兒、精神薄弱兒及び不良兒等要保護兒童の保護について
一、兒童保護用物資及び資材について　（以上養護課関係）
一、保育所、母子寮及び兒童厚生施設について（保育課関係）
一、妊産婦、乳幼兒の保健指導について
一、虚弱兒、身体不自由兒及び未就学兒童の保健について
（以上母子衛生課関係）

国立公文書館
National Archives of Japan

一、兒童福祉法施行に関する件

本法は第一回國会に於て可決成立を見て客年十二月法律第一六四号を以て公布され、その一部が本年一月一日より全面的には本年四月一日より施行せられるのであるが、本法は兒童福祉事業の保護体系を一元的に運営する根基をなすものであり、戦後に於ける戦災引揚孤兒、浮浪兒、不良兒等の要保護兒童の発生増加、乳幼兒の死亡率の増加等兒童に関する緊急問題は山積して居り、これらに関する対策は凡べて本法施行に俟つ所極めて大であるので本法施行に関する諸準備を急速に完了して保護態勢を確立して、保護の完璧を期するよう努力中である。

(イ) 兒童福祉法施行令、施行規則、施行細則に関する件

目下手続中にして近く公布の予定である。

厚生省

(ロ) 兒童福祉委員会に関する件

兒童福祉委員会は兒童福祉法の規定する機関で中央、地方に設置され各都道府縣とも目下発足をみつつあり、兒童問題に関して調査審議、意見具申等の機能をもち兒童の福祉を推進する役割を果す。特に兒童福祉の重要な問題については必ずこの委員会の意見を徴することとしている。従つて本委員会は民主的な運営が期待されるところであり、委員の構成については官公吏の参加は最低限度に止めている。

(ハ) 兒童福祉司及び兒童委員に関する件

兒童福祉法に規定する現場第一線を担当する保護機関である。

(イ) 兒童福祉司は、有給のケース・ワーカーであり各都

道府縣の二級事務吏員、技術吏員が充てられ、特に任用資格を定め人格識見の高き適材を選考することとした。机上の仕事をなすのではなく、一定の区域を担当し直接兒童問題を処理することを任務とする。特に本年度は兒童問題が比較的多いと認められる都市を中心として全國に三七三名を配置した。

(ロ) 兒童委員は名誉職制度のケース・ワーカーで、民生委員の兼務で兒童福祉司と協力して担当区域の兒童問題を処理する。民生委員は兒童福祉法により、來る四月一日を期して再選考され、民生委員、兒童委員に適する者を選ぶこととされた。

(四) 兒童相談所一時保護所に関する件

兒童福祉法の規定した機関であり、兒童相談所は特に本法施行の中核的機関で兒童の福祉措置、保障に関して都道府縣知事の権限が委任される。兒童心理学、社会学、医学等の専門家を置いて兒童に関する万般の相談に應じ、兒童福祉司及び兒童委員の活動と相俟つて保護を要する兒童の早期発見を始め、兒童の保護の措置に科学性を與えることを任務としている。本年度は各都道府縣に中央兒童相談所を四六ヶ所附設相談所を四六ヶ所設置することとした。

一時保護所は保護を要する兒童に適切な保護措置が決定するまで一時的に收容する施設で兒童相談所に附設される。本年度は五十八ヶ所設置することとした。

厚生省

一、浮浪兒、孤兒、精神薄弱兒及び不良兒等要保護兒童の保護について

現下困難なる社会情勢のため浮浪兒、孤兒、精神薄弱兒及び不良兒等保護を要する兒童は益々増加の傾向にあるので、全國を通じて既存の施設としては、浮浪兒等收容施設（五〇施設）、教護院（五〇施設）等の他に、六大都市所在府縣及び福岡縣の主要都府縣に重点を置いて浮浪兒收容保護施設の整備等に努めて來たのであるが、更にこれ等の兒童の保護の根本的措置については、「兒童福祉法」によつて既にその一部は去る一月より実施し來る四月より全條実施となるので、その万全を期そうとしている。

一、兒童保護用物資及び資材について

厚生省

兒童保護用物資及び資材については、客年三月兒童局設置とともに当局に於て所管し、約六万人の兒童についての食料、衣料及び收容施設資材について努力して來たが、二十三年度より母子寮関係物資及び資材についても当局において所管することとなる。

一、保育所、母子寮及び兒童厚生施設について

現下の経済狀態その他各般の事情等のため、最近母子寮、保育所に收容し保護を加えなければならない母子が增加しつつあること及びこれらの諸事情を反映する社会不安に伴い、兒童の不良化傾向もまた著るしいこと等の現況にかんがみ母子寮一五七ヶ所、保育所一七九七ヶ所、兒童厚生施設五九ヶ所の既存施設によつては、兒童福祉の万全を期することが極めて困難であるので兒童福祉法の施行に当つてはこれ等の施設の增設整備等を積極的に行う必要がある。

厚生省

一、妊産婦、乳幼兒の保健指導について

妊産婦、乳幼兒の保健向上を図るは現下重要なることでありますので、從來より実施されて來た妊産婦手帳規程の内容を充実完備した兒童福祉法による母子手帳を基礎とし妊産婦乳幼兒死亡の低下、諸疾患の防止等の徹底を図ると共に母子愛育会その他関係機関と連絡を密にし、必需栄養品の確保配給につき特段の努力を拂い、これが保健指導の万全を期しつつあり。

一、虚弱兒、身体不自由兒及び未就学兒童の保健について

現下母子保健上の重要課題となつている虚弱兒、身体不自由兒及び未就学兒童の保健については、兒童福祉法の施行により適切なる保健指導を行うと共に母子愛育会、関係学会等と連絡を密にし保健施策上必要なる諸般の基礎的研究をなしつつあり。

厚生省

保発第二九〇號
昭和二十三年三月五日
厚生省保険局長

官房秘書課長殿

厚生大臣の更迭に伴う引継事項に
関する件

標記の件に関しては、添付の左記事項を提出する。

八

生省

保険局所管事項

一、社会保障制度に関する件

一、各種社会保険制度の整備統合に関する件

一、社会保険の所管官廳の統一に関する件

一、健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に関する件

一、社会保険の医療問題に関する件

厚生省

一、國民健康保険法の一部を改正する法律案に関する件

一、國民健康保険國庫補助金に関する件

一、社会保障制度に関する件

社会保障制度については昨年十月八日社会保険制度調査会第四回総会において別紙(イ)の通り答申があり、爾来連合軍当局とも接衝を進めると共に其の施行準備に必要な機構の設置方についても関係方面に要求している現状である。

連合軍当局よりは、本制度について何等かの形において日本政府に意思表示があると思はれるが、

厚生省

目下本問題はアメリカ本國において検討中の模様で近く何等かの指示があると予想せられている。

一、各種社会保険制度の整備統合に関する件

社会保険制度の整備改善については、一昨年十二月十三日社会保険制度調査会第三回総会において別紙(ニ)の通り答申の次第もあり、急速に之が具体化を

討らなければならないと思ふのであるが、本問題は
社会保障制度との関連もあるので、これに関する連合
軍当局からの指示を待って実施に移したい意向をも
ち目下研究中である。

一、社会保険の所管官廳の統一に関する件

社会保険中健康保険、厚生年金保険、船員保険
及び國民健康保険の所管は、中央は厚生省、地方は
都道府縣の保険課並びに社会保険出張所であるが、

厚生省

失業保険の所管は、中央は労働省、地方は都道府縣
職業課及び公共職業安定所であり、労働者災害
補償保険の所管は、中央は労働省、地方は都道府
縣労働基準局であって、被保険者及び事業主が
同じである社会保険殊に第一線取扱官廳が分れて
いるために、事業主及び被保険者の不便不利益が多

く、これが統一を要望する聲が、被保険者、事業主及び保険課等の第一線取扱官廳より多く起っている現狀で、これが統一は急を要する問題である。

一、健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に関する件

立法のすう勢に鑑み、健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法の各施行令及び同施行規則中、

厚生省

法律事項と認められる重要事項を法律に規定すると共に、関係法令の改正に伴う改正並びに諸般の情勢に鑑みて、現行法の内容を整備する為、所要の改正を為す必要がある。よって目下この改正法律案を今議会に提出すべく準備中である。

一、社会保険の医療問題に関する件

社会保険診療報酬の適正を期するため、さきに

社会保険診療報酬算定協議会を中央及び地方に設け、診療担当者、保険組合代表者及び學識経験者を委員として、診療報酬の算定に努めて来たのであるが、最近の経済情勢の急迫に伴い漸次審議の運行に困難を来たして、客月十八日開かれた三月分以降の診療報酬を審議すべき第十一回算定協議会においては、診療担当者側の提示せる一点単價八円案と、幹事側より上提した六円案を

厚生省

続り熱論が交わされ、一應六円案により答申し厚生大臣の裁定に俟つこととし散会したのであるが、これに対し診療担当者側、保険組合側共に不満の意を表明している実情である。これに対し何等かの決定をなし告示をなす必要があるが、以上の如き事情に鑑み相当なる難関に逢着

参考
第一
第二

するしとが予想せらるる次第である

一、國民健康保險法の一部を改正する法律案

國民健康保險法の改正は、各方面特に國民健康保險組合当事者間に強く要望せられ、國民健康保險の現狀は制度の改善と保險組合の財政確立とを一日も速やかに実現するの必要に迫られておるので、社会保障制度の実施までの準備措置として、直ちに実施し得る範囲における法律の改正を企図し、今議会に改正法律案を提出すべく準備中である。

厚生省

一、國民健康保險國庫補助金に関する件

國民健康保險組合の指導育成のために、國庫は本年度において既定予算及び追加予算を合せ約三億八千万円の國庫補助金予算を計上し

ているのであるが、なお一億円の追加を要求中であって、一應前内閣においては、追加予算として國会に提出することに内定したものである。

厚生省

別紙(一)

社会保障制度に関する社会保険制度調査会の答申

憲法第廿五條の趣旨に鑑み、健康にして文化的な國民の最低生活を保障する廣汎な社会保障制度の確立が絶対に必要である。この制度の確立は、經済再建の基本的條件の一つであるが、國民經済、國家財政、社会保険、社会扶助等各方面に亘り、周密なる檢討を要するのであり、殊に、雇用、賃銀、医療等に関する諸政策の強力なる推進と相俟つ処が大であるので、之が具体的実施に当つては、之等との関連性を充分勘案し、概ね、別紙の要綱に基くを適当と考える。

国立公文書館
National Archives of Japan

社会保障制度要綱

第一　基本理念

一、最低生活の保障

憲法第二十五條の、國民の健康で文化的な最低生活を保障するためには、現在の社会保險制度や生活保護制度等では、不十分であり、このためには新しい社会保障制度の確立が必要である。なお、この制度の確立は経済再建の基本的條件の一つである。

二、全國民を対象とする総合的制度

この制度は、現在の各種の社会保險を単につぎはぎして統一するものではなく、生活保護制度をも吸收した全國民のための革新的な総合的社會保障制度である。なお、この制度は、最低生活を保障するものであるから、それ以上の生活の維持のためには、これと併せて各種の任意保險や共濟施設の利用を極力奨勵する。

三、社会政策諸部門との関係の尊重

この制度は、雇用、賃金、住宅、衛生、医療、教育その他公共の福祉等に関する政策並びに施設との関係を密接にし、これらの諸政策の擴充強化とならんで、國民生活の保障を確立せんとするものである。

第二　社会保障の構造

一、保障事故

生活窮乏の原因はいろいろあるが、この制度の保障する事故は、主として次に掲げるものである。

傷、病
廢疾
死亡

878

失業	失業手当金
老齢	老齢年金
児童	児童手当金

この制度は、最低生活の保障を目的とするから、それぞれの給付は、従来の所得額とは関係なく、均一を原則とする。

なお、業務上の傷病については、その性質上、これを別個の制度として扱う。

四、費用の負担

（一）全国民は、きょ出の義務を負う。

（二）きょ出は、大体所得に比例する。

（三）被用者のきょ出については、その一定割合を使用者が負担する。

（四）国は、給付に要する費用の一部及び事務費の全額を負担する。

五、行政上の責任の統一

この制度は、統一して機関において、一元的に運営する。

第三、保障の内容

一、傷病

（一）療養の給付

療養の給付は、治ゆするまで継続して行い、現物給付を原則とする。

（二）傷病手当金

傷病手当金は、被用者及び自営者に対して支給する。支給期間は、療養の給付を受ける期間とする。但し、

出産	死亡	廃疾	都道府県	故障			
出産手当金	遺族年金	廃疾年金	廃疾手当金	障害手当金			

二、国民の分類

給付ときょ出のため、全国民を次の如く分類して、これを区別する。

被用者	鉱業法及び船員法の適用を受ける者
自営者	右以外の者

三、保険の種目

この制度の保険は、主として次の如きものである。

自営者については、待期を設け、被用者については、賃金全額を受ける期間は支給しない。
無業者である妻がある場合は、手当金を相当額増額する。

二、廃　　疾

廃　疾　年　金

廃疾者に対して、廃疾の程度に應じて廃疾年金を支給する。但し無業者である妻がある場合は、年金を相当額増額する。

三、死　　亡

（一）葬　祭　料

葬祭料は、葬祭を行つた者に対して支給する。

（二）寡　婦　年　金

寡婦年金は、配偶者の死後、扶養兒童を有する無業者である寡婦及び死別の時に五十歳以上であつて、死別直前一年以上配偶者であつた無業者である寡婦に対して支給する。右以外の無業者である寡婦に対しては配偶者の死後一年間だけ支給する。

（三）孤　兒　年　金

孤兒に対し、兒童手当金より多額の孤兒年金を支給する。

四、出　　産

（一）助　産　の　給　付

助産の給付は、現物給付の外、一定額の現金給付をする。

（二）出産手当金

出産手当金は、被用者及び自営者に対し支給する。その支給期間は被用者については、産前及び産後[illegible]れぞれ六週間、自営者については産前一週間及び産後二週間とする。但し被用者が賃金全額を受ける期間は支給しない。

五、育　　兒

兒童手当金

兒童手当は、義務教育終了年齢以下の子女に対して支給する。

六、老　　齢

老　齢　年　金

老齢年金は、男子満六十歳、女子満五十五歳に達した時から支給する。但し職業により、支給開始年齢は適當に考慮する。なお、夫婦とも老齢の場合には、年金額を若干減額し、老齢に達しない無業者である妻がある場合は相当額増額する。

七、失　　業

失　業　手　当　金

失業手当金は労働の能力と労働の意思があるにもかかわらず、就業の機会のない者に対して、就業するまで支給する。支給額は、傷病手当金と同額とする。但し、無業者である妻がある場合は、手当金を相当額増額する。

八、その他の保障

特別の事情がある者に対しては、その事情に應じて適当な生活保障を行う。

第四、実施上の考慮

この制度の実施については、わが国経済の実情に照し、長期経済計画と財政負担とをにらみ合せて、大体次のような順序で行うのが適当である。その場合には、費用のきよ出方法、現在の諸制度との関係、及び給

840
国立公文書館 National Archives of Japan

付内容の調節について適当な考慮を拂わねばならない。なお、この制度の運用と最も密接な関係のある雇用・賃金、医療の諸政策の強力な推進が絶対に必要であると共に第一段階では、被用者の家族手当保險制度の速やかな実施が必要である。

第一段階

療養の給付

傷病手当金（但し、被用者）

廢疾年金（但し、被用者）

葬祭料

寡婦年金

孤兒年金

助産の給付

出産手当金（但し、被用者）

失業手当金（但し、被用者――支給期間六ケ月）

兒童手当金（但し、生計調査を行う）

老齢年金（但し、生計調査を行う）

第二段階

傷病手当金（但し、自營者）

廢疾年金（但し、自營者）

出産手当金（但し、自營者）

第三段階

失業手当金（但し、自營者――支給期間に制限をつける）

第四段階

無業者に対するその他の給付

失業手当金（支給期間、無期限）

第五段階

老齢年金

第六段階

兒童手当金

附表

保障の種目＼國民の分類	被用者 男	被用者 女	自營者 男	自營者 女	無業者 男	無業者 女
療養の給付	×	×	×	×		×
傷病手当金	×	×	×	×		×
廢疾年金	×	×	×	×	×	×
葬祭料	×	×	×	×	×	×
寡婦年金					×	×
孤兒年金					×	×
助産の給付		×	×	×		×
出産手当金		×	×	×		×
兒童手当金					×	×
老齢年金	×	×	×	×	×	×
失業手当金	×	×			×	×

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

別紙(二)

現行の社會保險制度は、その運營の實情に鑑するのに種々
の整理を加へなければならないと認められる。よつて、制度の大
きな一層徹底させるには、別紙のやうな方途を講ずる必要があ
り、その具体的實現については、それぞれの事項につき、諸般の
情勢をよく勘案し、緩急宜しきを得て行はなければならない。

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

現行社會保險制度の改善方策

（三二、一二、五刻）

一、保險制度と國民健康保險制度とはこれを統合し、次のやうに運營すること。

(一) 組織

(1) 政府管掌健康保險と、國民健康保險とはこれを統一して地域組合によつて運營すること。

(2) 地域組合は、これを強制加入とし職域組合に所屬する被保險者以外のすべての者を対象とすること。

(3) 地域組合は、原則として市町村の区域により設立せしめること。但し、六大都市及び特別の事情があるときは他の適当な区域により設立せしめ得ること。

(4) 現在の健康保險組合は、從前の通り存続せしめる、但しその家族給付は、これを廃止し、地域組合をして行はしめること。

(5) 官業共濟組合、政府職員共濟組合及び特別國民健康保險組合は、これを新制度に吸收の上前記(4)のやうな組合として取扱ふこと。

(6) 被傭者の公傷病については、別途勞働者災害補償責任保險制度を設けること。なほ現行の勞働者災害扶助責任保險等は、これに吸收すること。

(7) 公傷病に対する療養の給付は、被保險者の所屬する地域組合又は職域組合をしてこれを行はしめることとし、これに要する費用は、勞働者災害補償責任保險より繰入まゝしめること。

(二) 保險給付及保健施設

(8) 地域系統及び職域系統別の再保險制度を設けること。

(9) 地域組合の保險給付は、少くとも現行健康保險の給付内容まで擴充するやう努めること。

(10) 療養の給付については現物給付を建前とするも現金給付の途も擴張すること。

(11) 被傭者の業務外の傷病手当金及び出産手当金は、これを廃止し、これを廃止し年金保險の保險給付とすること。

(12) 保健施設は、一層これに重點を置き、積極的に、これを行はしめること。

(三) 醫療制度

(13) 醫療機関は、これを擴充整備すること。

(14) 醫療報酬の決定は、地方保險醫療の適正を期するため、中央及び地方に保險醫療委員會（仮称）を設けること。

(四) 費用負担

(1) 事業主は、被備者である被保険者の負担すべき保険料の中、印紙を負担すること。

(2) 保険料負担の等級は、これをなるべく少くすること。

(3) 事務費の全額及び事業費の一定額を国庫の負担とすること。

二、厚生年金保険制度については、次のやう左改善を左すこと。

(1) 経営の民主化を目途として運営委員会（仮称）を設置し、被保険者、事業主等関係者をして参劃せしめるか又は金庫式経営方式を採用すること。

(2) 給付の窓口事務は、職域組合及び地域組合を通じてこれをこのやう為

(3) 給付の標準報酬を基礎とする給付方式の採用を考慮すること。

(4) 積立金は被保険者の福祉を目途としてその運用を図ること。なほ、この運用に当つては、被保険者、事業主等関係者を参劃せしめること。

船員保険制度については、前記の諸点に準じ改正すること。

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

復員局（第二復員局司令部を除く。）所管事項

一　復員局の業務概要方針

二　復員局の機構

三　舊陸軍に關する復員の狀況

四　將官等に關する狀況不明者の調査

五　總司令部よりの要求に基く調査に關する精調査

軍

845

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

一　復員局の復員業務の方針

復員局は、各復員官庁と協議を遂げ、多数の戦争犠牲者のために臨時的に存在する機関であるから、特に厳重厳切丁寧を旨とし、復員の一人の事故なきまでその処理を確実にし、以て有終の美を完遂することを業務処理の方針としている。

二　復員者の後標

復員業務については、昨年十月四日附の総司令部の指令「復員業務改革に関する件」に基いて、先ず十月十五日を以て第一復員官庁係官吏が厚生省の所管に入り、次で本年一月一日を以て第二復員官庁がこれに加わり、合して復員庁及びその地方官署を編成したのであるが、同指令に基く業務の復標については、これを引揚援護院と合体せしめる案か、一月末総司令部に報告された。

陸軍

三　復員業務に関する復員の状況

本駐屯の軍隊等の人員は、

内地　約二百五十万

外地　約三百三十万

（死亡及び不明者を加え約四百五十万）

計　約七百万

であつて、本年二月一日現在における現況は、

内地　全産業者
外地　生産　約二百六十一万
充員　約百九万
未充員　約七十八万
内ソ連地域　約五十八万
ソ連地域外
生存　約一万
戦死不明　約十九万

となっている。即ち、ソ連地域以外においては、その動員者を一遍完了したのであるか、ソ連地域においては未充員数の多いのみでなく、その引揚も昨年十二月以来中止せられていて、これが完遂を図ることは今後における重要緊急事務の筆頭であり、且全国民より強く願望せられている所である。

陸軍

戦死不明者の調査

戦死不明者一五七万柱の不幸なる者の者一の調査は、復員庁が厚生省に委任されなければならない重要な仕事であるので、復員庁の最重要事業として遂行中である。

戦死不明者の数については昭和二十二年度末初頭六十万と称えたが、調査進捗の結果、現在約十九万となっている。そしてその中には、ソ連地域よりの帰

[illegible]かを了しなければならないのであるが、大部分については、

年年度までに一部[illegible]を了する豫定である。

ソ[illegible]については、[illegible]の計算算定することと[illegible]

[illegible]で[illegible]や、相[illegible]あることと[illegible]せられ、その[illegible]は[illegible]の

終了[illegible]でないと[illegible]了できない。

五　地[illegible]よりの要求に基く[illegible]調査

[illegible]よりの要求に基く[illegible]する調査の主なる

ものは、法[illegible]、史資料[illegible]及び戦利品[illegible]であつて、こ

の[illegible]は各々主[illegible]を設けて[illegible]しているが、主として[illegible]

人の[illegible]による[illegible]方法がないので、[illegible]

陸軍

[illegible]人[illegible]を了してこれを[illegible]し作られたものを[illegible]している。

第二復員局殘務處理部の狀況　（二三、三、九）

一　第二復員局殘務處理部設置に至る迄の經緯

昨年十月四日附の連合軍總司令部指令「復員機關改造に關する件」に基き第二復員局は本年一月一日附を以つて二分し、紙復員業務及諸調査業務は厚生省へ、指揮管船業務は運輸省へ移管せられた。之に伴ふ人員の異動は厚生省系へ約二七〇〇名、運輸省系へ約二九〇〇名であつた。

二　舊海軍に關する復員の狀況

終戰時の舊海軍の人員は

内地　約百九十七万

外地　約　六十五万

計　二百六十二万

であつて本年二月一日調べに於ける現狀は

内地　全員復員

外地　生　還　約四十万

死　歿　約二〇万

未處理　約　五万

内「ソ」連地區　約五千

「ソ」連以外　約一万

生存

海軍

狀況不明　約三万五千

となつて居る。

（但し右の數字には生存者に就て約七千名狀況不明者について約二万五千名の朝鮮及台灣出身者を含んでいる）

三　狀況不明者の調査

情況不明者の調査に關しては二復殘務處理部としても國民に對する政府の責任として全力を盡して之に當つて居り昭和二十二年度當初の約九万五千名が現在では約三万五千名となつて居り要に此の內內地人だけに就いて見ると約一万に減少して居る

當部としては現在此の處理に全努力を拂つて居る最中であり本

海軍

年五月頃迄には內地人の半數を究明出來ると考へて居る。

尙殘りの約五千名は調査極めて困難な者のみが殘り早急に之が究明困難であると思ふが引續き之が終了迄全努力を拂ひ以つて國民の期待に副ひ度い考へである。

四　連合軍總司令部よりの要求に基く舊海軍に關する調査

調査業務の主なものは法務關係、史實資料關係及戰利品關係であつて書類の喪失により一般に極めて困難で僅に殘存を許されてゐる幹部の記憶及此等の人を「キーメンバー」として所要の人を全國より其都度呼び出し綜合調査して居る。此の調査關係は速に終止せられる事を希望してゐるがSoapの言明によれば其の存する間迄

續すると言ふことであり當部としては此等殘存する「キーメンバー」は其數を極度に制限せられ然も前途の全くない厭な業務の爲に殘存を强要するわけにも行かず僅に情誼に依り殘留してゐると言ふ狀況である。

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和二十三年　月　日

厚生大臣事務引継事項

引

引揚援護院

国立公文書館
National Archives of Japan

引揚援護院所管事務引継事項

○援護局

一、機構に關する事項

二、予算關係内容説明に關する事項

三、引揚の概況に關する事項

四、送還の成況に關する事項

五、外地より到着した有價證券類の處理に關する事項

六、生業資金の貸付に關する事項

七、樺太引揚無縁故者の收容施設に關する事項

八、應急家財の特別給付に關する事項

九、上陸地に於ける引揚者に對する被服類の支給に關する事項

国立公文書館
National Archives of Japan

檢疫局

一、外地より揚陸地までの船内衛生及び醫療に關する事項
二、揚陸地に於ける應急醫療に關する事項
三、揚陸地に於ける檢診に關する事項
四、揚陸地より定着地迄の醫療に關する事項
五、引揚檢疫に關する事項

国立公文書館
National Archives of Japan

○ 援護局

「機構に關する事項

(1) 引揚援護院は厚生大臣の管轄に属し今次の戰爭の終結に依り内地以外の地域よりの引揚邦人及び内地より内地以外の地域に引揚ぐる者の應急援護並に檢疫に關する事務を掌る爲本院については昭和二十一年三月十三日設立せられ現在左の二局四課の構成により事務を處理しつゝある。

援護局　庶務課・事務課・指導課・物資課

檢疫局　醫療課・檢疫課

尚引揚援護院に關する各省連絡を圖る爲本院に關係各廳局長級を委員とする引揚援護連絡委員會（一官制に依る）を設置すると共に外務省管轄局内に引揚關係各省事務關係者の會合を開き事務遂行に關する緊密なる連絡を圖りつゝある。

尚引揚援護院に參與二十人以内を置き（一官制に依る）引揚援護に參與せしめてゐる。

(2) 引揚の應急援護並に檢疫の實施に關する地方機關としては當初十一局・三出張所を設けてゐたが引揚事務の進捗と共に次々と閉鎖し現在では函館、舞鶴、佐世保（一字品は昨年十二月三十一日限り閉鎖し目下殘務整理部として殘務整理に從事し宇品檢疫所に於て引揚事務を擔當してゐる）の三局が總務部、事務部、第一復員部第二復員部、檢疫所の機構をもつて應急援護に當つてゐる。

他に横濱市幾子區長濱に横濱援護所がある。

(3) 本事務の遂行に付ては連合國最高司令部及現地軍の廣汎且つ微細なる指導監督が加えられ具体的事項についても逐一指令を受けてゐる。

(4) 尚以上の事務を遂行する爲本院には長官、次長、（援護局長兼務）檢疫局長以下約一二四名、地方引揚援護局には局長、次長、總務、事務部長以下約一九四五名がある。

右の外本院、地方引揚援護局には本官以下若干名の兼務者がある。

二、予算關係内容説明に關する事項

引揚民對策に要する經費として本年度は一三三八九八一〇〇〇圓計上しこれが一款二項の科目に區分されその内譯は次の通りである。

(款)引揚民對策費　一三三八九八一〇〇〇圓

(項)引揚援護院　一六九二三〇〇〇圓　これは本院並地方部局に要する人件費、事務費である。

(項)援護事業費　一三二三〇五八〇〇〇圓　本經費は内地以外の地域より内地に引揚げる者及び内地より内地以外の地域へ引揚げる者に對する應急援護の經費一五〇九三九三〇〇〇圓)と引揚者の歸郷途中に於ける中間援護費及定着地に於ける應急家財の調整費として各府縣に補助する補助並交付金として一〇一六三二四〇圓、更に引揚者の携帶通貨を交換する財源として携帶通貨交換金一七一三五〇〇〇〇圓)の三つの事項よりなつてゐる。上陸地に於ける應急援護事業費は凡ね以上の通りになつてゐる。

援護事業の内容を細分すると次の通りである。

(1)引揚者に給食する經費としては引揚船内の給食と上陸地引揚者收容所に於ける給食、更に歸郷途中に於ける食費の補給分とを合せこれに要する經費が一〇九五一九二〇圓である。

(2)引揚者に給與する被服費

引揚者の着裝被服狀況に應じ服、毛布、靴、其他を合せ十點程度を支給するので被服の購入費並特殊物件の被服を更生する經費とを合せ一八三一一七九三二圓を計上してゐる。

(3)引揚者に被服を支給する外日用品として煙草、石鹸、手拭、學紙等を支給するのでこれに要する經費として一三五二三六八三圓を計上してゐる。

(4)引揚者の移送及荷物の運搬費

引揚者の上陸地から定着地迄の鐵道運賃と引揚者の荷物並援護物資の輸送或は傭船等に要する經費として五一六八八〇〇〇圓を計上してゐる。

(5) 引揚者の防疫及治療に要する経費

外地よりの引揚者に對しては全部檢疫の嚴置をすると共に傳染病患者の隔離收容の經費と病弱者に對する應急診療或は藥品醫療機具の購入費とを合せ四四九九六九八三圓計上してゐる。

(6) 非日本人送還費

獨人、朝鮮人、台灣人、沖繩人等を內地以外の地域へ送還する爲これに要する經費として三九二七二〇〇圓を計上してゐる。

(7) 陸鄉雜費

引揚者の陸鄉途中に於ける諸雜費として引揚邦人のみに支給する爲これに要する經費二七五〇〇、〇〇〇圓である。

(8) 工事費

上陸地引揚者收容施設の補修として一〇〇、〇〇〇圓計上してゐるがこの外に公共事業費に二五〇〇、〇〇〇圓計上してゐる。

(9) 其他の經費

引揚收容所の採暖、電氣、水道等の經費或は收容所及倉庫借上費、更に汚物處理、死亡者の埋葬費用等を合せ三二五六四二五圓を計上してゐる。

當初予算は以上の內容であるか其後の經過を說明すれば次の通りである。

(イ) 人件費、事務費

引揚援護事務を處理する爲本院、連絡官事務所（京都、横濱）及各地方引揚援護局（函館、舞鶴、宇品、博多、佐世保等五局分）等の予算定員を合計三三二九名と決定しこれに要する人件費及事務費一六九三〇〇〇圓を計上した。

(ロ) 事業費

事業費については年度內引揚見込人員を當て四二五〇〇〇名と決定し此を基礎に當初予算を編成し五〇九三九二七六〇圓となつた。其後引揚見込人員の減少と昨年八月に於ける新物價体系に基づく物件費の單價の値上りがあつたので當初予算を修正する必要が生じたので引揚見込人員を八月以降五〇〇、〇〇〇人と

改定し且新単價に依つて積算した結果三〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓の不足を生じたので携帶通貨交換金より流用することに予算的措置を講じ事業費は八〇九、三九二、七六〇圓となつた。

併し昨年十二月中旬よりソ連地域よりの引揚が三月末迄引揚停止となつた結果引揚見込人員が約二五〇、〇〇〇人減少したので事業費予算も亦ね二二〇、〇〇〇、〇〇〇圓程度不用額を生ずる見込である。

(ハ) 補助費

當初予算として引揚者身體品調査費、主要驛援護費、携帶通貨交換金等に要する經費として五一二、六六五、二四〇圓計上したが其後事業費えの流用及予算節約等の措置に依り現在の内譯は次の通りである。

イ 補助費　一〇〇、六二五、二四〇圓

ロ 携帶通貨交換金　二一二、五〇〇、〇〇〇圓

ニ 引揚の概況に關する事項

終戰以來昭和二十三年二月十三日現在の總引揚人員は五、八四一、〇〇五名に達し之が受入施設として現在函館、舞鶴、佐世保、各引揚援護局、宇品檢疫所及び引揚援護所横濱援護所がある。（別紙(一)參照）

外地に殘留する邦人の數は本年二月約七七万名と推定される。（別紙(一)參照）

その狀況を地區別に略述すれば次の通りである。

(1) 南方方面

南方英軍地區の引揚は昨年十二月佐世保入港の輝山丸で完了し現在尚同地域に殘留してゐる者は約三〇〇名で全部戦犯關係者のみである。

尚現在南方方面よりの受入は佐世保引揚援護局及び宇品檢疫所が當つてゐる。

(2) 大陸方面

中國、滿洲（國府治下）及び台灣に殘留している者は留用技術者

と少數の戦犯關係者で留用技術者は契約期間が滿了して留用を解除され次第歸國することになろう。

滿洲の中共地區の殘留邦人數は正式連絡ルートが無く正確な數を把握することは不可能であるが相當多數が居るものと推定されその引揚促進も現狀では至難と思はれる。

(3) ソ連方面

現在在外殘留邦人の大部分はソ連地區に居るのであつてこの方面よりの引揚についてはさきに米ソ協定により毎月約五万名宛の引揚が行はれてきたのであつたが、昨年十月對日理事會において米國代表より毎月十六万引揚の促進がなされたのに對し米ソの交渉は進捗せずソ連は却つて十二月より三月末までは天候不良と港灣凍結とを理由として引揚の中止を通告して來たため尚約七〇万の人が殘留してゐる。その内千島、樺太に殘留する者は大部分一般邦人であり、シベリヤに殘留する者は大部分舊陸海軍人軍屬である。

四 送還の概況に關する事項

終戰以來昨年十二月末日迄の非日本人の總送還人員は一二四三一二名である。（別紙(二)參照）

尚現在これらの送出には佐世保引揚援護局が當つてゐる。

(1) 南西諸島民（沖縄人、鹿兒島人等）の送還

現在送還を許可される南西諸島民は次の通りである。

イ、昭和二十一年三月十八日實施した歸還登錄の際登錄した者で當時疾病其の他止むを得ざる事情により歸還し得なかつた者。

ロ、外地よりの引揚者で日本を經由して南西諸島に引揚げる者。

(2) 朝鮮人の送還

現在歸還し得る朝鮮人は次の者である。

イ、日本に不法入國をして捕えられた者。

ロ、軍事裁判により追放の宣告を受けた者。

ハ、引揚の特權を喪失しない者（(1)のイに該當する者）で個々の場合につき引揚を申し出で連合軍最高司令官より認可された者。

二、外地よりの引揚者で日本を経由して朝鮮に帰る者。

三、外地より到着した有價證券類の處理に關する事項

外地よりの引揚者が現地に残置して來た有價證券類の中滿洲地區の分の一部（五四九種包）が日本に到着し昨年九月六日附にて連合軍最高司令部より之が處理方を命ぜられ本院及び外務省管理局の管理下に引揚援護院令第五號に基き引揚者證券整理事務所を設け目下該證券類を整理し本人に引渡許可のあつたものは本人宛に送達中である。

六、生業資金の貸付に關する事項

引揚者等一般生活困窮者で自らの知識、經驗、技術を活かして生活の再建を圖るべく生業を企圖している者の内で適當な事業計畫を有しながら資金の不足により實行困難に陥つてゐる者に對し更生資金として一世帯當り五千圓の生業資金の貸付事業を昭和二十一年九月より實施している。

本事業の資金計畫は第一次十億、第二次六億六千万圓、計十六億六千万圓であつてこれらの資金の金額は昨年十二月末を以つて殆んど貸付を了したにもかゝわらず一方甲込は既に二十億圓を突破しつゝある現狀にあるので目下これが對策として左の事項が懸案中である。

一、第三次の資金計畫として總額十一億四千万圓の支出を大藏省と折衝中であるが尚敢えず一億五千万圓を本年一、二、三月の三ケ月間の繰り資金として支出することにつき關係方面の諒解を得たので近く實施する運びになつてゐる。

一、第三次計畫の殘額九億九千万圓は來年度予算として折衝中である。

一、第三次計畫の實施に當つては一世帯當りの貸付限度を七千圓に引上げる。

七、樺太引揚無縁故者の收容施設に關する事項

樺太からの引揚者中約一割五分に相當する者は無縁故者でこれらの者は引揚後直に住宅に困窮する實情にあつたので昨年十月北海道及東北六縣に對し九千八百万圓の國庫補助金を交付して昨年末迄に引揚を予定された無縁故者約三万人の應急收容施設を設置した。

一方引揚は予定通りの進行を見なかつたので現在これらの施設には一万餘人收容力を有しているのであるが四月から引揚が再開されるとも敢えず右の施設をこれに充當するとしても今後尙相當數（約一万二・三千人）の不足を生ずるので目下これが對策を考究中である。

八、緊急家財の特別配給に關する事項

引揚者にして引揚後新に内地に世帶を構えた者で生活困窮のため家財を購入し得ない者に對し一世帶五百圓の範圍内で厨房用品及雜製品の無償配給を實施してゐる。

昭和二十一年度には七十万世帶を對象として三億五千万圓の開庫補助金を都道府縣に交付しこれにより約八十六万世帶に配給を實施したが引續き本年度においても一億圓を以つて前年度未配給者及び本年度引揚者合せて約二十一万世帶を對象として配給を實施中である。

昭和二十三年度には要配給世帶を十四万世帶と予定し一世帶の配給額の單價を千四百圓として二億六百万圓の予算を要求中である。

九、上陸地に於ける引揚者に對する被服類の支給に關する件事項

各引揚援護局における引揚者に對する被服類の給與は服（上下）帽子、肌着（上下）タオル、靴下、靴を引揚者の着裝狀態に應じ一人當概ね六點乃至十點宛支給するの外各局の保有數ともにらみ合せ卷脚絆、バンド、襟布、天幕等の雜品類の增加支給を實施してゐる。

尙明二十三年度引揚見込人員七十七万二千人に對する被服の需給計畫は完了し、萬全を期してゐる。

別表第一

引揚者及残留者數調

23.2.13現在
連合軍最高司令部発表

区分 / 方面別	終戦当時在住數(概)	引揚者數	残留者數
濠軍地区	138.656	138.656	2
中華民國	1.499.742	1.496.436	3.306
大連	221.179	218.179	3.000
台湾	478.499	478.274	225
ハワイ	3.413	3.413	0
香港	19.197	19.197	0
千島 樺太	372.016	173.724	198.292
北鮮	321.752	321.249	503
南鮮	593.228	593.228	0
~~北洲~~	~~1.775.837~~	~~1.710.552~~	65.285
日本近海諸島	62.389	62.389	0
蘭領東印度	15.310	15.310	0
ニュージランド	797	797	0
北部佛印	32.019	31.869	150
大平洋諸島	130.899	130.899	0
比島	132.830	132.779	51
琉球諸島	67.907	67.907	0
シベリヤ	700.000	205.774	494226
東南アジヤ	710.000	710.426	232
計	6.606.328	5.841.056	765.272

国立公文書館
National Archives of Japan

複写禁止

別表第二

非日本人送還者数調査表

昭和22.12.31調

局名	国籍別 ＼ 月別	送還開始～21.3.31	自21.4.1 至22.3.31	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
浦賀	台湾人	1,016											1,016
	沖縄人	374											374
	独逸人		1,069										1,069
	伊太利人			158									158
	ソノ他人		172										172
舞鶴	朝鮮人	26,545	3,401										29,944
	中華人		121										121
博多	朝鮮人	425,713	69,106										494,819
	中華人	9,724											9,724
	台湾人	953											953
佐世保	朝鮮人	55,306	1,519	742	706	1,676	1,160	1,545	1,243	31		126	64,054
	中華人	18,878	147	29			67	4			17		19,142
	沖縄人		40,532	1,377	732	904	605	1,531	1,460	2,352	2,000	3,758	55,251
	台湾人		1,135	157	86		355	18		2	72		1,825
鹿児島	中華人	139											139
	台湾人	3,513											3,513
	沖縄人	2,805	19,756										22,561
	鹿児島人	10,496	18,009										28,505
	ソノ他人	55											55
函館	朝鮮人	8,271	316										8,587
	中華人	12,369											12,369
宇品	中華人		147										147
	台湾人	2,980	3,425										6,405
	沖縄人		23,026										23,026
	鹿児島人		11,503										11,503
大竹	沖縄人		394										394
	鹿児島人		732										732
仙崎	朝鮮人	320,511	9,795										330,512
名古屋	沖縄人		28,240										28,240
横浜	マリヤナ人					6							6
	独逸人							807					807
計	朝鮮人	914,528	84,337	742	706	1,676	1,160	1,545	1,243	31		126	1,001,918
	中華人	41,110	415	29			67	4			17		41,642
	台湾人	18,462	5,260	157	86	904	355	18		2	72		23,722
	沖縄人	28,05	119,9[illegible]	1,377	732		605	1,531	1,460	2,352	2,000	3,758	129,472
	鹿児島人	10,870	30,244										41,114
	独逸人		1,019					807					1,826
	伊太利人			158									158
	ソノ他人	55	172										233
	合計	987,654	232,745	2,463	1,524	2,586	2,187	3,905	2,703	2,385	2,087	3,884	1,245,123

備考

不法入国者ノ送還者ハ本表ニ計上セズ

横浜ノ「マリヤナ人」ハ計欄ニ於テ「ソノ他」ニ含ム

国立公文書館 National Archives of Japan

表面白紙

○ 援護局

一、外地より港湾地までの船内衛生及び医療に關する事項

南方方面の引揚船には醫師、看護手を乘船せしめ所要醫療用品を本院及び上陸地の引揚援護局に於て積載してゐる。

ソ連方面の引揚は目下休止中であるが引揚再開の場合は同じく醫師及看護手を乘船せしむる様に準備してゐるがこの事務の特殊性の爲一般で充足する事は困難の實情であるので最寄醫科系の大學等に連絡してこの副手、助手、醫學生を交代で乘船させる様各大學に依頼してゐる。

ソ連方面今後の引揚者は相當体力も衰弱し傳病率も昨年以上になるものと思われるので船内で滋養強精劑を病弱者等に交付すべく準備してゐる。

二、港湾地に於ける應急醫療に關する事項

各引揚援護局に於いて診療所を設け引揚者の應急醫療に萬全を期し引揚者が靜養し健康体で帰郷出來る様に配慮してゐる。患者は平均總引揚者の一六%である。尚入院加療を要する重症者は最寄國立病院、國療療養所等え入院せしめて居る。

三、港湾地に於ける防疫に關する事項

各引揚援護局に於てB、B、Qの動員に依り結核檢診と梅毒檢診を實施し患者の早期發見と早期治療を計り以て引揚者の再起と國内衛生確保に貢獻すべく遺憾なきを期して居る。

四、港湾地より定着地迄の醫療に關する事項

港湾地より定着地までの列車内に於ける醫療については從來檢疫所職員又は學生同盟等が奏効し功績地引揚援護局支給の醫療用品を以て應急診療に當つて來たがソ連方面今後の引揚者は前記の如く昨年以上に衰弱して居るものと思はれ從つて列車内に於ける傳病率も相當敵に上るものと予想されるのと診療の間隙を塞ぐ爲に本部及び各地方引揚援護局の手持材を利用して救護用醫療品を整備し之を引揚者に適宜携行せしめ安心して帰宅せしめる様動計つて居る。

引揚檢疫に關する事項

終戰後厚生省に臨時防疫局が設置され從來防疫課所掌の檢疫事務は同局檢疫課に於て所掌することゝなり、更に昭和二十一年三月引揚援護院の設置に伴なつて檢疫事務は同院に移管され連合軍最高司令部の指令に基いて滿鮮地區十三ケ所の引揚檢疫所で專ら引揚檢疫事務に從事して來た處、引揚事務はその大半を終了したので前記十四檢疫所の中十一ケ所は閉鎖を命ぜられ現在では主としてソ連邦及びその管轄地域よりの受入港である函館、舞鶴と非日本人送出及びその他引揚者受入予備港である佐世保の三港に於て檢疫を實施して居るが今日迄は大渦のない狀態であります。

然しながら佐世保を除く函館、舞鶴については目下ソ連地區よりの引揚が中止されてゐるので職員を待機し施設並びに資材等を整備再開に備えると共にその送出地域の大部分は惡疫が地方病的に存在する地域であるので檢疫の强化に努めて居ります。

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和二十三年十月二十日

厚生大臣事務引継事項

厚生大臣 林譲治
厚生次官 竹田儀一

R67

国立公文書館
National Archives of Japan

一、大臣官房總務課所管事項
二、大臣官房會計課所管事項
三、公衆衛生局所管事項
四、醫務局所管事項
五、疫防局所管事項
六、藥務局所管事項
七、社會局所管事項
八、兒童局所管事項
九、保險局所管事項
一〇、引揚援護廳所管事項

二、陸軍

一

厚生大臣事務引繼事項

大臣官房總務課

国立公文書館
National Archives of Japan

大臣官房總務課所管事項

一、厚生省設置法案に關する件

二

陸軍

国立公文書館
National Archives of Japan

大臣官房總務課所管事項

一、厚生省設置法案に關する件

國家行政組織法制定に伴い、厚生省設置法案（別紙）を第三回國會に提出する必要があるので準備中である。

部局の新設及び外局における局の設置は昭和二十三年九月二十一日閣議決定（臨時國會提出予定法律案の作成について）により、行わないこととなつているが、本省については國家行政組織法制定に伴い本省に部を設置できなくなつたので從來の公衆衛生局國立公園部を國立公園局とし、予防局衛生統計部を他の厚生統計をも統合して統計局とし、外局については國家行政組織法によれば外局においては局を設置し得ないのであるが、引揚援護廳は、その

陸軍

の成立の特殊性に鑑み引揚援護廳設置令（昭和二十三年政令第一二四號）によることとし、現機構（長官官房、援護局、及び復員局）通りとしている。

二

厚生大臣事務引繼事項

大臣官房會計課

872

国立公文書館
National Archives of Japan

二、子備費支出明細表に関する事項

繰入金	一三七,九二〇,〇〇〇円
失業勤定	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
老人繰入金	三一,九〇〇,〇〇〇円
家族手当	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
住宅	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
家人	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
勤定	九五,六六六,一〇〇〇円
(2)給員保険特別会計	
繰入金	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
家族手当	一二〇,〇〇〇,〇〇〇円
勤定	
繰入金	二一〇,〇〇〇,〇〇〇円
引継金	
勤定	四五,四三九,六六六円
入金	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
家	二一,九二一,一一一円
年金勤定	
繰入金	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
健康勤定	
(3)厚生保険特別会計	
事務費繰入金	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
一般会計繰出金	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
一般会計繰入金	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
一、厚生省所管昭和二十三年度予算に関する事項	

予備費の説明

国立公文書館
National Archives of Japan

	軍	陸	海	共	入	出
歳出歳入共	円〇〇〇	二〇〇〇	九一六	四〇一	一	円〇〇〇
年金勘定 歳入						
歳入	円〇〇〇	九〇〇〇	六〇九	二五一	一	円〇〇〇
歳出	円〇〇〇	三〇〇〇	七一一	七一一	一	円〇〇〇
差引歳入超過	円〇〇〇	六〇〇〇	三四八	三五一	一	円〇〇〇
乗務勘定 歳入歳出共	円〇九	二五四	五四八	八		
船員保険特別会計						
普通勘定 歳入	円〇〇〇	〇〇〇	四二一	四一	一	夕
歳出	円〇〇〇	九〇〇〇	一一〇	二一一	一	
健康勘定						
学生保険特別会計						
(イ)特別会計分						
(ロ)一般会計分	円七四	四五九	二三一	五二五	五	
四、其の他補正予算の要求として別途中に関する事項						
三、公共事業費関係に関する事項	円〇〇〇	一〇〇〇	六九〇	三〇一	一	
船員保険特別会計（普通勘定）	円〇〇〇	〇〇〇	八〇〇	三		
学生保険特別会計（乗務勘定）	円〇〇〇	〇〇〇	七〇〇	六〇		
(2)特別会計	円〇〇〇	〇〇〇	七〇〇	六三		
(1)一般会計	円〇〇〇	二〇〇	五七八	二一	三	
(ハ)予備費支出決定額	円〇〇〇	九〇〇	三一五	三三	三	

差引歳出超過　二、五一、六四三、〇〇〇円

(三)公共事業費関係　五一〇、二三五、三七二円

右の(一)(二)(三)については目下大蔵省、安定本部に説明中のものである。

(四)昭和二十四年度概算については現在各局にて提出の案検討中である。

陸軍

三

厚生大臣事務引繼事項

公衆衛生局

国立公文書館
National Archives of Japan

公衆衛生局所管事項

一、國民体力法に代るべき法律の制定に關する事項　庶務課

二、輸出品取締法の規定による食料品の保健衛生に關する事項　食品衛生課

一、環境衛生行政の強化擴充に關する事項　環境衛生課

四、水道及下水道行政に關する事項　水道課

五、國立公園局設置に關する事項　國立公園部

六、舊皇室苑地の運營に關する事項

七、觀光審議會に關する事項

八、厚生公園法の制定に關する事項

陸軍

一、國民体力法に代るべき法律の制定に關する事項

現行國民体力法は、戦時立法として現在はその實施を停止しているのであるが、國民全般の無條件的な健康狀態を調査し將來の保健衛生施策樹立に寄與せしめる如き情態の下にこれに代るべき法律の制定を要望されておるので、來る通常議會に提出すべく目下具体案を考究中である

二、輸出品取締法の規定による食料品の保健衛生に關する事項

輸出品取締法の規定によつて食料品に對する輸出檢査を行うやう厚生大臣がこれを主管することに商工省と打合せている。

陸軍

三、環境衛生行政の強化擴充に關する事項

屎尿、塵芥等の處分を衛生的にし蚊、蠅、しらみ、のみ、ねずみ等の昆虫動物類を撲滅し、安全にして衛生的生活環境をつくることは、文化生活の基本的條件であるが我が國は從來先進國に比しこの點の施策に最も缺けるところがあつたのでその急速な強化擴充を行うと共に本對策の基礎となるべき環境衛生法の制定をはかり來るべき通常議會に提出する豫定である。

四、水道及び下水道行政に關する事項

水道及び下水道行政事務は、現在厚生省と建設省においてそれぞれ分掌して居る關係上事務處理上に不都合な點が多

いので本行政を厚生省に一元化することについて目下鋭意
検討中であるなお現行の水道條例、下水道法は時勢に鑑は
ないのでその改正案を目下立案中である。

五、國立公園局等の設置に關する事項

國立公園行政を強化するため、司令部より要望もあり現在
の部を局にするため目下厚生省設置法中に規定することと
しこれが實現方努力中であるなお國立公園の維持管理の費
金を期するため、管理所設置の必要があり既に予算は成立
したのであるが地方出先機關整理の對象として見合となつ
てあるが司令部より「政府としては存置することとし國會
の審議に附すべし」との強い指示に基き、目下厚生省設置

陸軍

法案中に規定することとしこれが實現に關し鋭意努力中で
ある。

六、舊皇室宛地の運營に關する事項

客年十二月二十七日閣議決定に基き、經營り當皇室宛地の維持
管理について現在大藏省より石宛地の所管換に關し手續を中
である。尚これが、運營に關しては、建設省と協議の結果協
定濟であるが、又部省とは白金御料地の所管に關し目下折衝
中である。又右所管に要する經費は追加豫算として要求準備
中である。

七、觀光審議會に關する事項

觀光事業の促進を圖るため、内閣に觀光審議會を設置し、目

下記所報告事項について審議中であるが、国立公園の面積は国体各省と整合するところ極めて多いので、この連絡に関しては議案に対応する必要がある。

八、厚生公園法の制度に関する事項

国民の保養慰楽に資すと景観地を保護してその利用の増進を図ることは、目下の急務であるので、これが法的措置を講ずるため、厚生公園法の制定を準備中である。

陸軍

厚生大臣事務引継事項

警務局

281

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

医務局所管事項

一、國民医療法改正に関する事項

二、職員組合に関する事項

三、國立病院特別会計実施に関する事項

四、國会に対する請願に関する事項

五、國立結核療養所整備拡充並びに結核患者入退所調整に関する事項

六、療養所拡充に関する事項

七、日本医療團に関する事項

二　陸軍

一、國民医療法改正に関する事項

第二國会に於て國民医療法を改正し、医師法、歯科医師法、医療法が公布され目下夫々施行規則を慎重審議中である。

二、職員組合に関する事項

管下國立病院には全國立病院労働組合、又國立療養所には全日本國立療養所職員組合の結成があり組合員総数約三万いづれも単一の組織をもつて過去屢次に亘り團体交渉を続けて來たのであるが去る二月

1 衛生技術者の待遇改善即時実施

2 特殊勤務手当の即時支給

3 超過勤務手当七月より十一月までを実働時間により即時清算支給

の三件については遂に協議決裂し、両組合共同をもつて中労委に調停を申請したのであつたが政令第二〇一号の公布に伴い未解決の儘調停中止となり今日に及んでいるが最近中労委末廣委員長より人事委員会宛提訴事項に対する意見書を提出する趣きである。又全日本國立療養所職員組合九州地区連絡協議会においては

1 時間外労働の過重

2 超過勤務手当の不拂

3 寄宿舎の不完備

の三件について労働基準法違反を行政官庁に申告したので目

下これが対象に努力中である厚組合並びに幹部は比較的穏健な思想を有し近く両組合合併の機運にあるものと考えられる。

三、國立病院特別会計実施に関する事項

國立病院の経営は特別会計にて実施方大蔵省の要望あり目下その適否につき検討中であります。

四、國会に対する請願に関する事項

左記事項につき第二國会に請願かあつた。

1 國立鳥山病院拡充に関する請願

2 青森市に國立綜合病院設置の件

五、國立結核療養所整備拡充並びに結核患者入退所調整に関する事項

陸軍

結核の予防及び治療対策上去し当り現在の國立療養所稼働病床三万五千床を昭和二十五年度末迄に八万床に整備拡充すべく関係各方面と協議計画中である。他面現に入所中の患者で軽快のものを退所させて巷間の併発者で感染源となりつゝあるものを収容すべく入退所調整を目下実施中である。

六、癩療養所拡充に関する事項

現在國立癩療養所に収容してゐる癩患者は八千名であるが未収容患者は全國で三千名を超えると推定せられこれらを早急に収容する必要があるので施設の拡充と病床の増設を図るべく目下関係方面と打合計画中である。

七、日本医療團に関する事項

日本医療團は昭和二十二年法律第一二八号により全年十一月一日解散し、目下清算中である。その医療團施設中結核施設は二十二年四月一日より國に組合を移管し、一般医療施設は医療制度審議会の決定に則り出來るだけ公共團体に移管するよう努め着々進行しているが実際上尚相当困難が予想される。國の買收分の中動産については今期臨時國会に買收予算を追加要求の予定であるが不動産については次期通常國会に提出すべく準備中である。

陸軍

厚生大臣事務引繼事項

予防局

886

五

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

予防局所管事項

一、保健所整備擴充三ヶ年計畫に關する事項
二、結核撲滅五ヶ年計畫に關する事項
三、BCG乾燥ワクチンの製造に關する事項
四、予防衛生關係法令の改正に關する事項
五、急性傳染病に關する事項
六、地方衛生に關する試驗研究施設に關する事項
七、予防衛生研究所建物の整備に關する事項
八、海港檢疫に關する事項
九、衛生統計部總合擴充に關する事項

二、陸軍

一、保健所整備擴充三ヶ年計畫に關する事項

保健所は昭和十二年保健所法施行以來戰爭の影響により小規模ものも多く、且つ一部は戰災等により目下閉店借家等により運營してゐるが衛生行政並びにこれに伴う各般の事業を第一線において一元的に處理すべき重要な責務を有する機關として活動に幾多の支障がある現狀であるが總司令部に於ても保健所の整備充實は最も重要なることとし昨年四月保健所の擴充に關す覺書が發せられ又各府縣に一ヶ所所謂モデル保健所を設け爾後速かに他の保健所をこれに倣わしめると共に人口十萬につき一ヶ所の割とすべき旨の指示があつたのでこの方針の下に三ヶ年間にすべくその實現に鋭意努めつつある

二、陸軍

一、結核撲滅五ヶ年計畫に關する事項

昭和二十四年度より昭和二十八年度まで五ヶ年間に於いて結核死亡を半減せしめるため諸種の對策を樹立しつつあるが現在結核病床の整備問題につき司令部と具体的に折衝中である

二、BCG乾燥リクチンの製造に關する事項

予防接種法の施行に伴い明年七月より結核予防會に對し乾燥BCGリクチンを製造せしむることとし實施中である

三、予防衛生關係法令の改正に關する事項

結核予防法、癩予防法、精神病院法及び精神病者監護法について改正の必要があるので目下鋭意研究中である

四、急性傳染病に關する事項

戦後諸政の防疫施策を強力に實施しつつあるを以て患者發生數は
極度に減少しつつあるがこれらの事務に從事する地方の防疫職員
については先に閣議決定を見た各府縣駐在防疫職員の道都道府縣
移譲については厚生省設置法の附則において傳染病予防法の一部
改正をなし法的措置を採るようになつている
六、地方衛生に關する試驗檢査研究に關する事項
地方廳における細菌檢査、臨床試驗、化學試驗及び食品檢査並び
にこれらの研究施設を整備統合して、總合運營を圖るため夫夫各
地方廳に地方衛生研究所を設けることとし、本年度より着々これ
が整備を行いつつある
七、予防衛生研究所建物の整備に關する事項

陸　宣

予防衛生研究所は客年GHQの指示に基き施設事業を開始した
が施設が狹隘各種業務遂行上極めて支障があるので早急にこれが
建物を整備する必要がある
八、海港檢疫に關する事項
昭和二十一年十一月厚生省官制を改正し予防局に檢疫課が置かれ
引揚以外の檢疫業務をも管掌しているのであるが現在の海港檢疫
は米第八軍に協力して實施している關係上實施基準の一九四八年
連合軍總司令官覚書第九號「到日外國檢疫規則」と國際衛生條約
との調連性に於て現行海港檢疫法は相當不備の點があるのでこれ
が改正を企圖している
九、衛生統計部廳舍擴充に關する事項

昨年九月内閣統計局より人口動態統計調査事務が移管され現在司令部の要望に基く事務益々増大し従つて定員の激増に伴う綜合擴張の要があり目下関係方面と協力折衝中である

陸軍

六

厚生大臣事務引繼事項

藥務局

891

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

藥務局所管事項

一、藥事委員會設置の件

二、醫藥品其の他衛生用品に對する取引高稅の撤廢運動の件

陸軍

国立公文書館
National Archives of Japan

一、藥事委員會設置に關する事項

昭和二十三年七月公布、實施された藥事法により、日本藥局方等の原案決定、藥劑師國家試驗の執行、厚生大臣に藥事に關する建議行政處分に對する再審査等を職務とする藥事委員會が設置されることになり委員は藥事、醫事に關する學識專門家、實務家、技術家中より八十余名を詮衡し、關係方面の了解を得、目下任命手續中である。なお第一回總會は、十月中に開催の豫定である。

二、醫藥品其の他衛生用品に對する取引高稅の撤廢運動に關する事項

昭和二十三年七月七日法律第百八號を以つて公布された取引高稅法により、諸物資の取引について取引高稅がかけられることになり、醫藥品、醫療用用具、衛生材料も課稅對象となつているがこれに對して全國の醫藥品、醫療用々具、衛生材料の製造業者及び販賣業者が一丸となつて、これらの營業を本法の課稅對象から除外するやう、法律改正の運動を國會及び政府になしつつある。

理由とするところは、醫業、浴湯業、理髮業等の營業、國民生活必需品たる米、麥等の食料品等と同樣國民生活の福祉に重大な關係のある醫藥品等が課稅對象から除外されていないのは、國民醫藥費輕減の趣旨に反することとなるといふにあり當省としては國民の福祉の上からこの運動を妥當とし、大藏省と交渉中であるが、大藏省は、現在の處、政府自ら修正案を提出する意志なく目下のところ國會が議員提出法案として、國會に提出することが豫想されてゐる。

厚生大臣事務引繼事項

社會局

894

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

社會局所管事項

一、社會事業基本法の制定に關する事項
二、社會事業大學の設置に關する事項
三、傷　者の保護更生對策に關する事項
四、中途失明者保護に關する事項
五、消費生活協同組合法の施行に關する事項
六、授產事業の振興に關する事項

陸軍

一、社會事業基本法の制定に關する事項

社會事業に關する綜合的基本法を制定の意圖をもつて目下準備中である

二、社會事業大學の設置に關する事項

日本社會事業專門學校並に同大阪分校を大學に昇格の意圖をもつて目下準備中である。

三、傷痍者の保護更生對策に關する事項

全國約五十万人に達する傷痍者の保護更生對策の主要性に鑑み傷者保護對策委員會を設け多種多岐に亘る保護對策を研究審議中であるがなおこれが實施についても緊密な連絡の下に綜合的に且速に之が具体化を計畫中である

陸軍

四、中途失明者保護に關する事項

中途失明者に對し保護更生を圖る事業は極めて緊要であるのでさきに光明寮設置法を制定東京、盛原、鶴兩光明寮を國が直接經營に當り保護更生の万全を期することになつたが今後更にこれが增設及び擴張を要する狀況にある。

五、消費生活協同組合法の施行に關する事項

消費生活協同組合法が制定せられ、十月一日より施行せられたのであるが同法の施行上最も解決を要する點は次の通りである。

(一)本法は次期國會に於て再檢討する申合のあること。

本法は會期切迫した七月三日に上提せられ、その審査に必要な十分の時日を有しなかつたので第三國會に於て改めてこれを檢

討する旨の厚生委員會における申合がある。

(二)本法運用に關する事項

イ薪炭の配給取扱について

薪炭需給調整規則が制定せられ消費生活協同組合及び同連合會の薪炭小賣配給店舗及卸賣店舗に對する取扱については多大の制限を受け協同組合の健全なる發展に支障を來すものがあり同規則の改正を必要とする。

ロ資金の融資について

去る六月十八日の消費生活協同組合法案要綱決定の閣議に於て金融制度の再編確立に伴い消費生活協同組合については法的根據に基き融資の途なく、これが法的措置を講ずることを必要する。

陸軍

六、授産事業の振興に關する事項

當省所管の授産施設は全國に一、三六〇ヶ所を有するがいづれも原材料不足のため運營困難の實情であり資材の供給と之に伴ふ運營資金面の問題を解決する事が必要である。

厚生大臣事務引繼事項

兒童局

878

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

兒童局所管事項

一、兒童福祉施設の最低基準に關する事項

二、浮浪兒根絶緊急對策に關する事項

三、母子寮、保育所設置に關する事項

四、母子衛生對策要綱に關する事項

陸軍

一、兒童福祉施設の最低基準に關する事項

兒童福祉法第四十五條の規定に基く兒童福祉施設の設備及び運營についての最低基準は一應の成案を得て、目下これが予算措置を爲すとともに省令を十月中公布の予定に付準備中である。

二、浮浪兒根絶緊急對策に關する事項

戰后浮浪兒の增加し未にその跡を絶たない現況にあるので本年九月七日浮浪兒根絶緊急對策要綱が閣議決定された。これが實施については既に都府縣及び各省と協議會を開催し細目案を作成しつつある。

三、母子寮、保育所設置に關する事項

生活保護法の適用を受けている者の内母子家庭及び勤勞婦人の就

陸　軍

勞を容易にして兒童福祉の萬全を期するため母子寮、保育所の增設は緊急を要する問題であつて之が對策を講じつつあるもなお各都道府縣から滿足に至らず增設の要望强く且つ陳情歎願等も各方面から提出されているので物價上昇を含め追加予算として要求中である

一、母子衛生對策要綱に關する事項

終戰以來主要なる罹病率低下を見るに至つたが就中妊産婦、乳幼兒の死亡率及び罹病率が、今なお甚だ高いことは、まことに遺憾であるのでその向上を圖る爲恒久的對策として母子衛生對策要綱を樹立して母子衛生行政を强力に推進すべく中央並びに地方關係官廳と緊密な連絡をとりつつある。

厚生大臣事務引繼事項

保險局

九

901

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

保險局所管事項

一 社會保險制度に關する事項

二 學生年金保險の積立金運用に關する事項

三 國民健康保險法施行十周年記念式典挙行に關する事項

四 國民健康保險國庫補助金に關する事項

五 船員保險法の一部改正に關する事項

陸軍

一、社會保障制度に關する事項

社會保障制度については昨年十月八日社會保險制度調査會において別紙のような答申があり、爾來研究中であつたが去る七月連合軍總司令部から本制度について勧告書が日本政府に交付せられた今後社會保障制度については、具体的に計畫をすすめなければならないと考えられる。その内容として重要なことは現行社會保險制度及び共濟組合制度の統合擴充と現在勞働省と當省とに分れている社會保險の所管統一の問題である。

二、學生年金保險の積立の運用に關する事項

學生年金保險の積立金はその特殊性と金額において最近特に關係者の關心を集めているが就中次の措置を講ずるより折衝中である

(一)大藏省預金部の預金利子を現行三分五厘から五分五厘程度に引上げること

(二)現在GHQの指令により停止中の補助施設資金の融通を再開すること

右の(一)についてはすでに大藏省との諒解なりGHQの許可あり次第實施することになつている。(二)については極めて困難の事情にあるが更に折衝を重ねるため現在資料を準備中である。

三、國民健康保險法施行十周年記念式典挙行に關する事項

國民健康保險法は昭和十三年七月一日から施行されて本年は十周年に當るので來る十一月十二日日比谷公會堂において記念式典と全國功勞者の表彰を行うとともに十月中旬から十一月中旬まで各

種の直轄答申を行う予定である

「國民健康保險國庫補助金に關する事項

國民健康保險制度の育成強化のためにその財政的援助を必要とするので既定予算としては直營診療施設の創設予算に運營上支障があるので目下追加予算を大藏省に要求中である。これは國民の保健上無醫村の解消並に醫療施設の充足のために是非必要と思考する。

「船員保險法の一部改正に關する事項

漁船及小型船乘組員等新に船員保險法の適用を受けた被保險者の労働態様は從來の船員保險の被保險者とある大型船乘組員とはその實体が異るものでありこの點より漁船及小型船關係者から養老年金、脱退手當金及失業保險に關する船員保險法の改正法要望があつたので、これが改正の要否檢討のため、目下實態調査を進めている。

陸軍

厚生大臣事務引継事項

引継書類

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

引揚援護総所管事項

一、引揚の概況に関する事項
二、引揚者の應急援護に関する事項
三、生業資金の貸付に関する事項
四、樺太引揚無縁故者の収容施設に関する事項
五、引揚者事業に対する復興融資に関する事項
六、引揚者越冬対策に関する事項
七、本邦遺者留守家族の援護に関する事項
八、引揚問題対策審議会設置に関する事項
九、引揚援護庁復員局第二復員局残物処理部所管事項
一〇、引揚援護庁復員局（第一復員局）所管事項

陸軍

一、引揚の概況に関する事項

ソ連地区以外の引揚は、一般戦犯関係者、技術流用者を除いては殆んど完了したのであるがソ連地区については、昭和二十一年十二月の米ソ協定により毎月五万名引揚げることとなり翌二十二年一月北鮮、四月には入連地区が一應終了したがこの地には、なお未だ相当数の特定留用者が残留してゐる。昨年十月対日理事会においてシーボルト議長は毎月の引揚数を十六万として爾後五ケ月間に引揚を完了するよう提案したが、ソ連側の容るところとならず然も昨年十二月以降本年四月迄冬季海路の凍結と天候を理由として引揚を休止した。のみならず本年五月再開された引揚者数は、協定数を遥かに下廻り七月迄の月間引揚者数は、二七、八七七名であり、九月三日現在なお五二三、三〇六名（司令部発表）の残留者があり又しても第四年目の冬を異郷に迎える残留邦人が相当数に上る状況である。

なお右の外満洲の中華治下に四万乃至十万の残留邦人があると推測されるが、この引揚は、目下の処全く見透不明である。

二、引揚者の應急援護に関する事項

上陸地引揚援護局において、食糧、衣料、日用品等の給與、携帯通貨の交換、應急援護金の支給、検疫、医療その他必要なる援護を実施し、帰郷途中においても之が援護に遺憾なきを期してゐる。

三、生業資金の貸付に関する事項

引揚者の事業育成の爲の生業資金貸付制度は現在一世帯当り貸付限度は現在七千円であり今日迄之に交した資金は總額二十億六千六百万円余一内國庫金十五億五千七百万円一の巨額に及ひ本年度は予算五億円のうち既に二億八千九百万円か交付済みである。

かくの如く多額の國費を支出しているので総司令部当局の意嚮もあつて本事業の運用も漸次低迷の傾向に重点か指向されつつあり かような意図のもとにこの十月末日を期して全國一斉に本事業の実態調査を行うことになつている。尚現在懸案となつている事項は左の通りである。

1、借入申込の規模に即するよう更に貸付資金の増額を図ること

2、一世帯当りの現行貸付限度を最近の経済事情に即應するよう引上げること（現行七、〇〇〇円を一〇、〇〇〇円（特別の事情にあるものは一五、〇〇〇円）引上げるよう政府の方針は決定したかは・日・Qか承認しないので交渉中）

3、生業資金借受者で連帯資金の不足により事業経営か中途において挫折する虞あるもの多い矣情に鑑みその事業及償還能力助長のため新たに連帯資金の短期貸付制度を設けること。

四、樺太引揚事業故者の收容施設に関する事項

樺太、千島方面からの引揚無縁故者の收容施設設置は本年五月引揚再開後の無縁故者率の増加に伴いこれか受入態勢を緊急に整備する必要に迫られ五月二十四日の次官会議決定（樺太引揚無縁故者の援護に関する件）別紙㋑に基き昨年度同様北海道、東北六

額を受入地に指定して取敢えず一億七十七百万円の予算（公共事業費）をもつて第一次施設設置計画（新築一、二七七戸補修四、三ケ所受入人員一一、七五四人）を急遽実施に移し更に八月には三億円の予算をもつて第二次施設設置計画（新築三、五九五戸受入人員一七、九七五人）に着手し現在向一億九千四百二十四万七百六十円の予算要求をなして第三次計画を立案中である。本件は幸い関係各省の協力を得て工事等すべて計画通り進捗し現在に至る迄支障なく無事故者の受入に当つている

五、引揚者事業に対する復興融資に関する事項

引揚者の事業経営に当てる資金融資の解決策として生業資金貸付事業とは別個に復興金融金庫において引揚者事業に対し一件五千万円程度の特別融資と一四半期一億円乃至一億五千万円の枠内で昭和二十二年度第四四半期より実施されて来たが本年六月に至り本事業に対する関係筋の諒解を得る必要から生じ再度話合いの結果は政治的に解決せねばならないような状況に立ち至つたのでこれが解決を見る迄本年度第三、四半期以降は一應停止の已むなき実情にある。これがため全国引揚同胞対策審議会において事業の継続実施方につき強力なる要望があるので政府は目下事業の復活

六、引揚者の越冬対策に関する事項

引揚仮第一年の冬を迎えの仮期引揚者の初の越冬に事なからしむるため越冬用の被具と燃料を供給するとともに一昨年実施した

引揚者等の越冬住宅の補修改善に要する施設費としてこれに要する経費として一昨年及び昨年も多額を要したが本年度に於ても約三億三千万円を追加予算として目下要求中である

七、木浦遠者留守家族の援護に関する事項

在外同胞の木浦遠者数は今尚五十万を超えており現在厳然の情勢から困難な実情であるが留守家族は本年内引揚完了と留守家族の援護の徹底を貫徹するため先般全国の代表者が東京に会し集団陳情の挙に出たが、この現場に内閣総理大臣及厚生大臣が赴きこれを慰撫して中途で中止せしめたのであるこの際政府は要求実現のため万全の努力をすることを確約した。その方策の一として近く留守家族、引揚者を慰藉激励のための国民運動「愛の週間」を

二　陸軍

強力に実施する旨を約束したのでこれが準備を進めている。

八、引揚同胞対策審議会設置に関する事項

第二回総会において議決された引揚同胞対策に関する決議に基き、本年九月一日引揚同胞対策審議会を設置し（昭和二十三年法律第二百十二号引揚同胞対策審議会設置法）これまで三回本会議を開き左記事項を決議し、これを内閣総理大臣に報告した。

記

1、引揚援護庁廃止処理方策要綱の件

2、木引揚一般邦人調査の件

九、引揚援護庁復員局（第一復員局一所管事項

1、復員局の業務処理方針

2、復員和関係の整備

3、旧陸軍に関する復員の状況

4、旧陸軍に関する状況不明者の調査

二　陸軍

国立公文書館
National Archives of Japan

1、復員局の業務処理方針

復員局は、その使命に鑑み、最後の一人の事務に至るまで、その処理を慎重確実にし、以つて有終の遺義を完遂することを業務遂行の方針としている。

2、復員局関係の機構

復員局関係の機構については、細部に亘り且將來廃止に至るまでを総司令部より規定せられ、右によりソ連圏係地区からの復員完了まで現機構を維持することとせられている。

3、旧陸軍に関する復員の状況

終戦時の旧陸軍の人員は、内地約二三五万三千、外地死歿及び状況不明者を加え約四二三万六千、合計約六六九万であつて、

陸軍

本年九月末日調べにおける現況は、内地全員復員、外地生還約二六四万四千、死歿約一二四千七千、未処理約四四万五千であり、未処理の内訳は、ソ連地区約四〇万七千、ソ連地区以外生存約二千、状況不明約三万六千となつている。即ち、ソ連地区については未だ多数の抑留者があり、その帰還促進こそは全國民の強き願望であつて、且今後における復員業務遂行の鍵である。

4、旧陸軍に関する状況不明者の調査

状況不明者の調査は、現在復員局業務の最重点として実行中であり。その数は、総力調査に努めた結果、ソ連地区以外は、現在三万六千となつていて、本年末までには一應調査を完了す

る予定である。ソ連地区においては、未帰還四〇万余の中の二
二万はなお状況不明であって、その中には多数の生存者もある
と思われるが、その調査の完了は引揚終了後でなければ望み難
い。

国立公文書館
National Archives of Japan

51 陸海軍復員局第二復員局業務處理部所管事項

一、第二復員局業務處理部の業務處理方針

二、第二復員局業務處理部關係の機構

三、陸海軍に關する復員の狀況

四、陸海軍に關する狀況不明者の調査

陸軍

914

一、第二復員局残務處理部の業務處理方針

第二復員局残務處理部は、その使命に鑑み、最後の一人の事務に至るまで、その處理を徹底確實にし、以つて有終の遺憾を完遂することを業務實行の方針としている。

二、第二復員局残務處理部關係の機構

第二復員局残務處理部關係の機構については、細部に亘り且つ將來廢止に至るまでを總司令部より規定せられ、右によりソ連關係地區からの復員完了まで現機構を繼續するととされている。

三、滿海軍關係復員の狀況

終戰時滿海軍關係在籍員數は、

内地約　一九一萬七千

外地約　六二萬三千

であつて、本年九月末現在における復員狀況は、

内地、全員復員済

外地、生還者約　三六萬七千

死歿者約　二一萬八千

未復員者　ソ連地區　約　二千

ソ連地區以外約三萬六千

右の未處理者のうちソ連以外の地域には、約三萬三千の臺灣出身者を含んでおりそのうち相當數は、直接臺灣に歸つたものも忘れられるが當局には詳に不明である

四、[illegible]関係、状況不明者の処分

終戦当時十萬を越えた状況不明者の調査は、昨年以来満鮮

華北復員業務として最も重点をおいて実施中であり、あら

ゆる方途をつくして調査した結果、内地出身については、

相當の進捗を見、九月末現在約二〇〇〇名に減少し目下明

年三月末を目途として更に調査を進めているが、これら残

存者は、状況の究明が極めて困難なもののみであり相當數

は、究明不能者として残る見込である。

陸軍

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和二十四年二月十六日

事務引継事項

919

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

一 大臣官房總務課所管事項
二 大臣官房會計課所管事項
三 公衆衛生局所管事項
四 醫務局所管事項
五 豫防局所管事項
六 藥務局所管事項
七 社會局所管事項
八 兒童局所管事項
九 保險局所管事項
一〇 引揚援護廳所管事項

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

大臣官房總務課所管事項

一 町村保健制度に關する件

二 厚生省設置法案に關する件

三 五國病院提出予定法律案に關する件

厚生省

（福金法機）

国立公文書館
National Archives of Japan

(一)社會保障制度に關する件

社會保障制度の實施に關してはかねて研究が進められているが、昨年七月十三日總合審議會答申、同年十月官の勸告の次第もあり、これに基づき社會保障制度につき調査審議及び勸告を行わしめるため、内閣總理大臣の所轄の下に社會保障制度審議會が設置せられ、目下關係各省によつて委員の人選が進められているが、總會からの委員が決定次第發令し、本年度内に第一回會議を開催なされる見込である。なお本年度予算として社會保障制度の實施に必要な調査費約六千二百萬圓を要求中である。

(二)厚生省設置法案に關する件

國家行政組織法の制定に伴い、本年三月三十一日までに厚生省設置法を制定する必要があるが、目下臨時行政機構審議會において行政整理に關し研究中であり、これに關する政府の方針が決定次第これに基いて成文化する予定である。

(三)第五國會提出予定法律案に關する件

本省において第五國會に提出すべく準備中の法律案は三十二件でその概要は別添のとおりである。

厚生省

(補全計畫)

大臣官房會計課所管事項

一 厚生省所管昭和二十三年度予算

二 昭和二十四年度厚生省要求説明書

三 その他

四 議会關係

二

厚生省

(複写禁止)

国立公文書館
National Archives of Japan

（単位円）

一　歳出年度別予算額	
イ　一般会計歳入予算額	二、四六八、一二三、〇〇〇円
対正二歳を含む	一、五六八、八一七、〇〇〇円
ロ　一般会計歳出予算額	二、二一、八七四、一三四、〇〇〇円
対正二歳を含む	二、三八一、八〇四、〇〇〇円
ハ　特別会計歳入歳出予算額（対正二歳を含む）	
(1) 歳出年度別会計	
給付勘定	
歳入歳出共	四、五七八、三二八、〇〇〇円
年金勘定	
歳　入	四、〇〇八、三〇九、〇〇〇円
歳　出	五五四、八八二、〇〇〇円
差引歳入超過	三、四五四、三一七、〇〇〇円
業務勘定	
厚　生　省	
歳入歳出共	六三七、六一一、〇〇〇円
2 船員保険特別会計	
業務勘定	
歳　入	八〇六、八八三、〇〇〇円
歳　出	三九六、三八八、〇〇〇円
差引歳入超過	四一〇、四八四、〇〇〇円
失業勘定	
歳入歳出共	一二三、四六一、〇〇〇円
ニ　予算総則第十条関係	
予備費支出決定額	七五八、六〇四、〇〇〇円
(1) 一般会計	七三二、八三七、〇〇〇円
2 特別会計	二六、六六七、〇〇〇円
厚生省特別会計（業務勘定）	二六、二八七、〇〇〇円
船員保険特別会計（業務勘定）	三八〇、〇〇〇円

ホ　公共事業費関係

(1)　本予算の分

厚生省所管の分　七〇八、九三一、〇〇〇圓

建設省所管の分　六一四、三六三、〇〇〇圓

2　北陸震災復旧の分　五八六、五五三、〇〇〇圓

3　風水害復旧の分　二七、八一〇、〇〇〇圓

ヘ　価格補正等特別補充費　四〇八、〇〇〇圓

四六、一六〇、〇〇〇圓

八七八、四二六、〇〇〇圓

（前項二の一般會計歳出予算額に含まれているもの）

(1)　既決定額　七三八、四〇九、〇〇〇圓

2　未決定額　一四〇、〇一七、〇〇〇圓

A　大蔵省と折衝中のもの　三、〇〇六、二四五圓

ア　官房會計事務處理に必要な經費　四二八、二〇〇圓

イ　中途失明者補導に必要な經費　一、二六〇、七七九圓

ウ　鹽原光明寮火災復旧に必要な經費　一、三一七、二六六圓

厚生省

B　剰余財源　一三七、〇一〇、七五五圓

二　昭和二十四年度概算要求額關係

イ　一般會計歳入予算額　七、八七七、四九二圓

ロ　一般會計歳出予算額　四八、七三一、三七九、四〇六圓

ハ　特別會計歳入歳出予算額

(1)　厚生保險特別會計

健康勘定

歳入歳出共　一一、六九三、七五四、〇〇〇圓

年金勘定

収　入　一一、九〇三、一九一、〇〇〇圓

歳　出　二、三二〇、八四四、〇〇〇圓

差引歳入超過　九、五八二、三四七、〇〇〇圓

業務勘定

歳入歳出共　二、一一五、一七二、二一一圓

2　特別保護法特別會計

歳入　一、六一五、九一三、五八〇圓

歳出　一、一四九、七二七、〇〇〇圓

差引歳入超過　四万六、一八六、五八〇圓

右は何れも大藏省に説明濟のもの

二　公共團體等歳出予算額

厚生省所管の分　一七、八〇三、〇一三、二〇〇圓

補助省所管の分　一七、五七六、五四七、六〇六圓

二二六、四六五、六〇三圓

ホ　外に説明未了にして追加要求すべきもの

(イ)　一般會計歳入予算額（ストレプトマイシンに係る分）　八〇四、三〇〇、〇〇〇圓

2　一般會計歳出予算額（ストレプトマンシスに係る分）　三九七、四五七、三九八圓

尚國立中央模範病院の整備及び病院管理研究所を追加要求として要求の予定なるも會計未定なり。

厚生省

三　其の他

イ　昭和二十三年度歳出予算行政費陣前約額　三二、五七七、〇八五圓

A　一般會計　一二、七三〇、三一九圓

官吏　一七七人　其の他　五八四人

B　特別會計　一九、八四六、七六六圓

厚生保護特別會計　一九、一二一、五四六圓

官吏　一〇二人　其の他　二二九人

特別保護特別會計　七二五、二二〇圓

官吏　一人　其の他　一一人

昭和二十四年度歳出に關しては現在大藏省、安定本部にて審査中である。

四　機構改革

右ケ條機構を厚生省の本部者とかしたく計劃中であります。

イ　目下厚生省機構の改革案を目標として厚生省所管の機構を研究中にして以下

には目黒分署に在る公衆衛生局の二局を入れる予定である。

ロ　市に現存する町に在る衛生統計部を新しく設置する為元内務省衛生局の一部を移管し其の後に公共事業費予算として護岸の三階建を建築すべく二十四年度予算として要求中であります。

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

（昭和六年）

厚生省

三

一　厚生省設置法改正について
二　厚生省の一元化について
三　厚生省官房公文書管理所
四　厚生省水道局
五　厚生省衛生局
六　厚生省社会局
七　厚生省保護局

(一)[illegible]廃止について

現行[illegible]法は明治三十九年の制定であつて時運の進展に適わず事業及び福利増進に関する事項は現行規則に委してあるので数正条を第五回議会に提出すべく準備中である。

(二)水道行政の一元化について

水道及び下水道行政事務は現在厚生省と建設省においてそれぞれ分掌している関係上事務運営に不都合な点が多いので本行政の厚生省に一元化することについて目下政府折衝中である。なお本問題については一月十一日行政官庁連絡の懇談が行はれ同臨においても結論を急いでいる。

(三)国立公園指定について

第三回国立公園中央委員会（二三、一二二〇）の決議に基き後閑白板及び支笏洞爺の国立公園指定並に瀬戸内海国立公園の区域変更につき取進中である。

厚生省

(四)霊園墓地及び[illegible]の整備について

昭和二十二年十二月二十七日閣議決定「霊園墓地及び[illegible]の運営に関する件」に基き新宮御陵、[illegible]外陵、京都御陵を整備して国民に公開するため大蔵省から厚生省への所管換につき目下手続中である。併而公開のための整備運営計画を策定中である。

醫務局所管事項

一、醫師法及び醫療法施行に關する事項
二、醫療類似行爲に關する事項
三、結核療養所の整備擴充に關する事項

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

(一)醫師法、及び醫療法施行に關する事項

醫師法及び醫療法は昭和二十三年十月二十七日から施行せられ目下これに伴い二十四年度予算を要求中であるが、特に公的醫療機關(都道府縣、市町村立のもの)の整備改善については醫療法中に新に國庫補助の根據規定が設けられた關係もあり、鋭意その實現に努力中である。

(二)醫療類似行爲に關する事項

指壓療法、電氣療法等醫療類似行爲については、醫療衛生上種々の弊害が考えられるので、昭和二十二年法律第二百十七號(あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法)により既得權者を除き新規開業は一切これを禁ずると共に、既得權者に對しても昭和三十年限り、これを差し止めることとなつたが、既に右法律の審議に際しても國會において相當問題になつた事項であり、今後法律改正の請願陳狀等漸次增加するものと予想されるので厚生省としてもその醫學的效果等について重研究する必要があり、これに要する予算を要求中である。

(三)結核療養所の整備擴充に關する事項

現在國立結核療養所の稼働病床は三万三千床に過ぎず國内多數の開放性結核患者を自宅に待機せしめてゐる實情に鑑みGHQ當局の指示に基き昭和二十五年度末までに國立結核病床を八万床に整備擴充すべく計畫樹立、これに要する予算要求中である。

(四)癩療養所の整備に關する事項

國内登錄未收容癩患者のみにても二千數百を算し現有稼働病床約八千床は現に超滿床の狀態に達してゐるので、昭和二十四年度において三千床の擴充と癩の新特效藥「プロミン」の多量使用の計畫を樹立してそれぞれ予算要求中である。

厚生省

予防局所管事項

一、結核予防對策強化に關する件

二、予防接種法の施行に關する件

五

厚生省

国立公文書館
National Archives of Japan

(一)結核予防對策强化に關する件

結核患者を來る五ケ年間に半減させる事を目的として、ツ反應陰性者に對する予防接種ツ反應陽性者に對する發病防止のための指導、健康診斷の廣汎な施行による患者の早期發見、早期治療、患者の治療及び隔離を行うため國公立結核療養所等の病床八萬床確保を目途として急速な整備擴充を行う等の措置を講ずる所存である

(二)予防接種法の施行に關する事項

(一)京都、島根のジフテリヤ事件、インフルエンザ對策を含む

予防接種法の萬全なる施行により防疫の完璧を期する昨年十月予防接種法に基くヂフテリヤ予防接種の結果京都市で死亡者六八名被害者九三六名島根縣で死亡者十六名被害者三二二名の中毒事件を發生するに致つた、これに對して保護治療の遺憾なきを期している

厚生省

なお參議院において本件について責任者の處罰其の他所要の事項を本年三月三十一日までに報告するよう決議がある

六

第七編

藥務局所管事項

一 不良醫藥品の取締について
二 生物學的製劑の取扱について
三 取引高稅の課稅除外について

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

(一)不良醫藥品の取締について

昨年末不良醫藥品に關する不祥事件を契機として社會的關心が昂まりつゝあり厚生省においても今後これに對する行政面の強化が極めて必要であるので藥事法に基く專門監視員を中央、地方において相當數(地方七九七名)任命し取締の具体化を圖つているの外

(イ)監視機構の強化

(ロ)不良醫藥品の全國一齊取締

(ハ)醫藥品の廣告指導

(二)不良醫藥品防止協力會の設置等を行つている

(三)生物學的製劑の取扱について

ワクチン、苗、血清のような生物學的製劑は予防接種法と重要な關連もあるが、昨年京都及び島根に惹起した事件等に鑑み、その製造及び檢定について凡ゆる面から再檢討を加え、製造所の整備、檢定方法を改善し以つてこれが萬全を期しつゝある。

(三)取引高稅の課稅除外について

先般制定實施された取引高稅法によれば醫藥品、衞生材料醫療用器具、機械も他の一般商品と同樣に課稅の對象になつているが、國民醫療費の輕減及び醫藥品等の價額騰貴による國民負擔の增加を極力減少せしめるためには取引高稅法第七條を改正し課稅除外品目中に藥事法第二條の醫藥品及び用具を加える必要があるので、目下大藏省と協議中である。

厚生省

社會局所管事項

一 生活保護法の施行に關する件
二 中途失明者保護に關する事項
三 消費生活協同組合法の運用について
四 公益質屋について
五 授產事業の振興について
六 ララ求援物資に關する事項

七

(縮全評紙)

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

(一)生活保護法の施行に關する件

生活保護法の施行以來年々二百萬人以上に上る要保護者の保護をなしておりこれに伴う昭和二十三年度予算は約八九億圓であつてその實施狀況は左のとおりである。

イ、保護實施狀況

(一)居宅における被保護者　一三七四八一人（二三六三〇現在）

(二)收容施設内における被保護者　二四一八〇六六人

ロ、引揚者生活困窮者收容施設及び生活保護法による保護施設の設置狀況　（二四一三〇現在）

(一)引揚者生活困窮者收容施設　五〇

(二)保護施設　一六〇

ハ、保護費支出狀況　（二四二四現在）

七八四七一八一五三六圓

厚生省

昭和二十四年度予算においては約百十九億圓を要求しているのであるが經濟九原則の實施等に伴い要保護者の數も相當增加することが予想されるのでこれ等の事態に對應して保護に遺憾のないよう措置する必要がある。

(二)中途失明者保護に關する事項

戰災、事故又は疾病等のため失明した者に對しては傷害が特別なものであるだけに精神的衝擊は極めて深刻であるのに鑑み國立光明寮設置法により東京、鶴原に國立光明寮を設置し生活訓練、職業補導を行つているが明年度は擴張すべく目下予算要求中である

(三)消費生活協同組合法の運用について

消費生活協同組合法が施行せられてから三ケ月を經過し、生活協同組合の設立は既に六十有餘を數えているが、生活協同組合の育成發展に次の諸點が少なからざる障害となつており、これが解決を圖る必要がある。

国立公文書館
National Archives of Japan

(イ)生活協同組合への融資

(ロ)物資配給機の附與とこれに關する免税

(ハ)産業組合より財産を承繼する場合の課税の免除が必要である

(四)公益質屋について

公益質屋は小口金融機關として庶民階層の生活安定を圖りつつあるのであるが、これが現況を見るに昭和十七年度においては一二〇〇有餘を數えていたのであるが、昭和二十年度には六四〇余質屋に減少し更に昭和二十三年度に於ては二一〇余質屋に減少したのであるが庶民階層の唯一の金融機關である公益質屋を整備擴充しその機能を發揮せしめ民生安定を圖る必要があり、この爲には次の措置を要する

(イ)戰災公益質屋の復舊

(ロ)中小都市における公益質屋の増設

(ハ)貸付資金の融資

厚生省

(五)授産事業の振興について

當省所管の授産施設は全國に一三六〇の施設あり、作業内容は繼製作業がその約七割を占め、他は木工、藁加工、竹細工、和傘、鼻緒製作等であるが、その大半の授産施設は原材料不足のため運營困難の實情であり、今後關係各省の認識を昂め積極的協力を得て必要資材の供給を行い、之と共に資材購入費等運營資金面の問題を解決する必要がある

(六)ララ救援物資に關する事項

ララ救援物資は在米亞細亞救援公認團体より日本の生活困窮者救濟用として無償にて寄贈されてゐるのであるが、その現況は一九四六年十一月より滿二ケ年、一萬二千噸に上る食糧、衣料、醫藥品其の他の諸物資を受領し、全國社會事業施設二二六〇ケ所、二四萬二千の收容困窮者初め國立病院、療養所、收容結核患者、學校給食、全國都市所在一般生活困窮者及び非常災害の際の救恤用

として隨時配分して來てゐる所であつてその恩惠に浴したる人々壹千四百二七萬の多きに達してゐるものである、尚最近に於ては南米各地の在留同胞よりの寄贈もあり今后引續き行なはれる筈である

厚生省

兒童局所管事項

一 私立矯正施設の厚生省移管の件
二 栃木縣を中心とする人身賣買事件
三 母子寮、保育所設置に關する件
四 未亡人對策に關する件
五 乳兒用「おむつ」の對策に關する件

八

厚生省

（補令罫紙）

940

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

(一)私立矯正施設の厚生省移管の件

法務廳施設法第十五條により從來司法省所管の私立矯正施設の一部が昭和二十四年三月末日までに厚生省に移管されることになつているので、目下法務廳と連絡して移管を希望する施設につき、それが眞に兒童福祉施設として適當なるものであるかどうかを調査している。

(二)栃木縣を中心とする人身賣買事件

所謂人身賣買はわが國で古くから行われていたが、特に農村恐慌時においては、所謂募集人が貧困農家の子女を都會の工場、あるいは、接客業などに仲介することが廣く行われていた。

しかし人身賣買の制度は人道に反した封建的な制度であつて新憲法下のわが國においては特に嚴重に禁止されねばならない。

厚生省

しかるに客年十二月三日附毎日新聞にて「五兒誘拐、賣飛ばす」と記載され、栃木縣河内郡の人身賣買事件が適發され、その後の調査により東北及び關東地區に波及した。

當局は直ちに關係官廳、栃木縣、福島縣知事と打合協議會等を開催し要旨次の對策案を作成しつゝある。

(三)母子寮、保育所設置に關する件

社會的弱者たる母子家庭及び勤労婦人の就勞を容易にし兒童福祉の万全を期するため母子寮、保育所の增設は緊急を要する問題であるので昭和二十四年度公共事業費概算予算に都道府縣の設置計畫に基き母子寮三一四ヶ所六二一五四〇〇〇圓保育所一二〇ヶ所一七四四八九〇〇〇圓を要求中である。

(四)未亡人對策に關する件

未亡人問題の解決策を講するため昭和二十四年度概算予算に

未亡人對策費六七八二九八千圓、同地方費に對する國庫補助一一三七〇二四〇〇圓を計上し要求中である。

(五)乳兒用「おむつ」の對策に關する件

戰後纖維製品の不足と共に「おむつ」の缺乏は益々深刻を加えこれが配給の要望は都市、農山、漁村を通じ愈々高まり乳兒の保健上一刻も放置できない狀態にあるので、これが根本對策を確立し合理的な配給を逐次實施する必要がある。

厚生省

保險局所管事項

一、政府管掌健康保險の財政に關する件
一、昭和二十三年度療養診療施設に對する國庫補助金の運用狀況に關する件
一、昭和二十四年度予算に關する件
一、國民健康保險運營の現況に關する件
一、厚生年金保險積立金の運用に關する件

（印全五紙）

九

943

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

（明治三十年）

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]
十一月	[illegible]	[illegible]

[illegible]

厚生省

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の主な細目は、左記の通りである。但し補助金中法律改正によつて負擔金制度が確立されるならば、この額は當然變更されるのもである。

記

(一)本省費	
(イ)人件費（人に伴ふ經費を含む）	一、六三〇、七〇四圓
(ロ)監査費	四四五、二八〇圓
(ハ)會議費	四七九、五三〇圓
(二)補助金	三、二三三、二一六、七〇二圓
合計	三、三三〇、〇八八、〇三六圓

(四)國民健康保險連營の現況に關する件

國民健康保險法改正前の組合數は一〇、三二一にして、これが

厚生省

仮保險者數は四千百余萬人であるが、その運營は極めて低調であつて、約三分の一の組合が事業の常体を示し、約三分の一は辛うじて命脈を保ち、殘る三分の一は完全に事業を休止していたのが昨年の法律改正以來大部分市町村公營に移行しつゝある現狀であつて本年度中には全組合の八割程度が事業を行ふものと想料される。

(五)厚生年金保險積立金の運用に關する件

厚生年金保險の積立金はその大部分が所謂賃金準備金であつて將來の保險給付の財源であるから長期に亘つて有利確實に管理運用する必要がある。これは國債で保有し又は大藏省預金部預金として預入しているが總額七十七億圓余（昭二四一現在）に達し昭和二十一年以降においては預金部資金の運用が運合軍總司令部の指令により、國債地方債の新發行又地方公共團体に對する貸付に限定されたのでこの積立金の運用

年金の預金部の定期預金に振られている状況であるが、最近これが運用の合理化と関係者に対する利益還元のための繰延施設資金の繰延の必要が勧奨、厚生年金保険委員会で論議され、殊に被保険者、事業主の間にその實現を強く要望されている。

厚生省

引揚援護局所管事項

一 引揚の現狀と受入態勢
二 新別未帰還者給與法の實施
三 引揚者住宅施設の整備に關する事項
四 引揚者の就職斡旋に關する事項
五 生業資金の貸付に關する事項
六 陸軍に關する未復員の狀況
七 未復員者の狀況調査

（第五部）

947

一〇

裏白

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

(一)引揚の経緯と受入態勢

終戦以来の海外引揚者数は六一二三七〇三名（一九四八年十二月末総司令部調査）に上り海外に残留している者は二六六〇二九名であり、其の中二〇六七二名はシベリヤ及樺太のソ連地域等留守であるが、其の他中国共産軍の下には六〇二〇名二〇〇〇名八〇〇〇名の残留者がいる。

之が受入港たる舞鶴、博多、佐世保各引揚援護局は夫々月七〇〇〇名を受入る能率を有し、且つこれに必要な物資も整え万全の受入態勢をもつて引揚再開を待機している。

(二)駐留未帰還者船舶の管理

一般邦人にしてソ連地域に抑留せられ未復員者と合く同様の事情にあつた者には御承の見地から国が未復員者と同一の船舶を支給しようとする趣旨のもとに第四国会において特別未帰還者給与法が成立し本年一月一日より施行され、中申においては引揚援護局、地方庁においては、都道府県民生部が施行の事務に当ることとなり既に賃借船に着手している。

(三)引揚者住宅施設の整備に関する問題

引揚者の住宅は未引揚者を合せ一万二千名と推定される

引揚者の基本的課題は先づ以て引揚者の住宅施設の整備であり現下の社会情勢からしても緊急を要するので政府としても鋭意これが整備に努力を傾注し

(イ)樺太引揚無縁故者政容施設の設置

計五万一千人分の政容施設々置費八億五千万圓の公共事業予算を二十四年度において要求中

(ロ)一般政容所、収容その他住宅外の施設に滞留中の者の政容施設の設置

二十四年度において十一億四千三百万圓の公共事業計画を要求中

厚生省

(ハ)引揚者の職業斡旋等の援護補強等の措置を講じている。

(四)引揚者の越冬対策に関する事項

越冬対策として燃料購入費の補給、越冬住宅の建設を左の經費を以つて實施中である。

(イ)越冬寮具の支給、五千六百万圓の予算をもつて金額約一万七千世帯に対し所要、毛布の配給を目下實施中である。

(ロ)越冬燃料購入費補助として北海道、定着引揚者中の生活困窮者に対し一部を國庫負担で四千五百万圓の予算をもつて約一二〇〇〇世帯に対し目下工事を實施中である。

(ハ)越冬住宅の建設費補助として三千万圓の予算を以つて目下工事實施中である。

(二)昭和二十四年度においても本年度實施せる要領に基き來年度新規引揚者の越冬対策として寮具支給費六千四百余万圓（二万世帯分）燃料購入費、補給費二千九百余万圓（一六、五二五世帯分）計九千四百余万圓（一二万六千世帯分）の予算を要求中である。

(五)生業者等の貸付に関する事項

引揚者を含めた生活困窮者で優秀な技能經驗等を有し生業樹立の事明を有しながら資金獲得の方途ないものに対し昭和二十一年度より一世帯當り七千圓を限度として年利十分据置期間を含めて五ヶ年の半年賦又は年賦拂として無担保貸付を實施中である。

尚以上の外引揚者にして新に内地に世帯を構えるに當り生活困難のため定住を躊躇し帰国者に對し恩給家財の無償配給を實施して引揚者の生活再建を容易ならしめている。本事業は昭和二十一年度より継続實施しており本年度においてもこれに要する經費として予算二千三百余万圓（一世帯当り千圓）をもつて二万四千世帯に配給を實施して生活樹立の徹底を図つているか

二十四年度においても一億一千万圓（六万一千世帯分）の予算を要求中である。

(六)舊陸軍に關する未復員の狀況

今後の復員業務の對照となる舊陸軍關係の未復員の狀況は、次の通りである。

未復員總數	約三八万
内ソ連關係地域及び中共地域	約三四、五万
内生存者	約一四万
狀況不明	約二〇、五万
その他の地域（狀況不明なるも大部分死亡）	約三、五万

(七)未復員者の狀況調査

未復員者の狀況調査は、現在における復員業務の最重點として實施中であり、更にその確實を期するため、來る三月一日を期し、未復員者を全國一斉に提出せしめるよう準備を進めている。

厚生省

(秘)

750½

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

秘

昭和二十五年六月二十八日

厚生大臣、事務引継事項

国立公文書館
National Archives of Japan

一、国家公務員法附則第九条による指定官職の任用について
二、社会保障制度について
三、医薬分業について
四、結核對策について
五、赤痢對策について
六、昭和二十六年度予算編成について
七、昭和二十五年度における社会福祉行政の主要目標に関する総司令部よりの指示事項について
八、引揚の現状について

国立公文書館
National Archives of Japan

一、国家公務員法附則第九条による指定官職の任用について

国家公務員法附則第九条による指定官職に對する任用候補者については人事院よりの提示に從い順次任用している。

現在迄に任用決定した者は厚生事務次官、各局長及び人事課長である。

国立公文書館
National Archives of Japan

一、社会保障制度について

社会保障制度は、人生における重大災難による処の経済的打撃から個人を保護するために企図されるものであるが、我国においても、現下の社会情勢に鑑みても、又新憲法の精神から言つても早急に実施されることが望ましい次第である。特に一昨年七月米国社会保障制度調査団報告書が、政府に手交されてからは、政府当面の課題とされるに至つたのである。このため直ちに内閣総理大臣の所轄の下に、社会保障制度審議会が設置せられ、爾来同審議会において、審議が進められて来たのであるが、本月十三日同審議会総会において一試案（別紙第一）が発表されるに到つたのである。

社会保障制度に関して最も関係の深い当省としても、研究を進めて居り一試案（別紙第二）を前掲審議会に提出しているのであるが、審議会の試案発表以来更に具体的に研究を進め、差当り別紙第三の年次的実施計画を定め、昭和二十六年度より所要の予算的措置を講じてその具体化をはかるよう準備中である。

二、医薬分業について

医薬分業は我が国においては永年の懸案として未解決のまゝ現在に及んで居たのであるが、昨年七月来朝したアメリカ薬剤師協会使節団の報告書中に我が国においても可及的速かに医薬分業を実施すべきことが勧告せられ、これに基き昨秋、サムス准将から厚生省並に日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師協会に対し具体的検討を進める様示唆があり、又第七国会においても参衆両院共医薬分業に関する小委員会を設けて屢々政府に所見を質す等のことあり、医薬分業は当面の問題となつたのである。

爾後サムス准将の指示により日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師協会において、この問題に関する検討をすることになつたのであるが意見かまとまらぬため、厚生省は四月十七日臨時診療報酬協議会を設置して、調査審議することにしたのであるが、日本医師会において修正意見の提出等があつたためその後日本医師会とも懇談し、先般構想を改めて臨時診療報酬調査会及び臨時医薬制度調査会を設けて、調査審議することとし、この最後案につき本月中に関係三団体の意見を徴して取進び方を決定することになつて居る。これに関してはサムス准将も重大な関心を持つて居り、又厚生行政の重要問題として至急解決を要する問題である。

三、結核対策について

終戦後結核死亡率も逐次低下の傾向にあるが猶百数十万の罹患者があり、先進諸国に較べ甚しく高率であり国民保健の見地より又国民経済の見地よりして至急対策を要する問題である。従来より厚生行政の重要問題であつたのであるが、先般来サムス准将よりも強化対策立案につき指示あり、来年度予算計上を目標に目下取急ぎ慎重検討中である。

その内容としては医療施設の整備強化、患者医療費の支給、健康診断予防接種等行政措置の強化、及びこれに関連する結核関係法規の改正等を考慮中である。

これが予算的措置としては、昭和二十六年度約四百億円を要する見込である。

赤痢對策について

赤痢は積極的な防疫對策により近年著しく減少をみたのであるが昨年末以來再び增加の傾向にあり本年に入り五月末迄約三七〇〇名に上り昨年同期の二倍以上という情況である。厚生省としては本年五月臨時赤痢防疫對策本部を設け、都道府縣等を督勵すると共に食品衛生關係法令の改正を行い強力に防疫對策を實施中である。

一、昭和二十六年度予算編成について

昭和二十六年度予算概算要求を七月末日迄に大蔵省に提出のため目下会計課長の手許に於て各部局の説明を聴取中である。

国立公文書館
National Archives of Japan

一、昭和二十五年度における社會福祉行政の主要目標に關する總司令部よりの指示事項について

昭和二十四年十一月二十九日總司令部公衆衛生福祉部より主題に關し指示があつたがその主要なる事項は次の如くである。

(一) 厚生行政地區制度設置について

公的扶助は從來市町村をその末端機關として實施して來たのであるが、公的扶助の能率的實施を圖るために町村の區域に代る厚生行政地區を設け市及びこの區域毎に福祉事務所を設置し、これに專任の社會福祉主事を配置することを明年四月一日から實施しなければならないこととなつた。

(二) 民生委員活動分野について

從來民生委員は公的扶助に關し市町村の補助機關としてこれに協力して來たのであるが今後は民生委員が本來の篤志家としての本質を損わない限度において公的事務に關與し協力するものとしなければならないことになつている。

(財團法人民生委員聯盟問題)

一、引揚の現狀について

終戰以來今日迄の海外引揚者數は六、二四九、二八六名で現在なお海外に殘留している者は、ソ連管理地域及び滿洲地區を含めて三六九、三八二名となつている。

從來佐世保引揚援護局で實施していた強制送還業務は同局が五月一日廢止されたのであるが未だに引揚機構が確定しないためにお引揚援護總局において引續き實施している。

裏面白紙

961

国立公文書館
National Archives of Japan

962

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan